

（議員用）

2025 年 4 月 28 日

宝塚市議会議長 様

議員名（※）藤岡 和枝



（※）自署しない場合は記名押印してください。

2024年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、2024年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収入 政務活動費 888,000 円

2 支出	科 目	金 額
	研究・研修会費	- 円
	調査費	138,020 円
	広報費	- 円
	広聴費	- 円
	要請・陳情活動費	30,606 円
	資料作成・購入費	- 円
	人件費	- 円
	事務費	- 円
	合 計	168,626 円

3 残 額 719,374 円

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (0 円)	(1) 会場費	- 円
	(2) 講師謝金・旅費	- 円
	(3) 出席者負担金・会費	- 円
	(4) 旅費	- 円
	(5) 交通費	- 円
	(6) その他	- 円
調査費 (138,020 円)	(1) 旅費	136,260 円
	(2) 交通費	1,760 円
	(3) その他	- 円
広報費 (0 円)	(1) 広報紙・報告書印刷費	- 円
	(2) 送料	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) その他	- 円
広聴費 (0 円)	(1) 旅費	- 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) 印刷費	- 円
	(5) その他	- 円
要請・陳情活動費 (30,606 円)	(1) 旅費	30,606 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 印刷費	- 円
	(4) その他	- 円
資料作成・購入費 (0 円)	(1) 資料作成費	- 円
	(2) 翻訳料	- 円
	(3) 書籍・新聞等購入代	- 円
	(4) その他	- 円
人件費 (0 円)	(1) 賃金	- 円
事務費 (0 円)	(1) 事務消耗品費	- 円
	(2) 備品費	- 円
	(3) 電話料	- 円
	(4) その他	- 円

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	1
支 出 日	2024年4月25日		支出金額	55,600 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
別紙	議式3-2	(議員用)						議

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議員 様

議員名（※）

藤岡和枝

（※）自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 調査先（研究・研修会会場）・福島県福島市
・栃木県宇都宮市教育センター
- 期 間 令和 6 年 4 月 2 4 日 ～ 令和 6 年 4 月 2 5 日
- 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付
・議会答弁準備の負担軽く/システム開発し部局超えて情報共有
・メタバース（仮想空間）で不登校支援 アバター（分身キャラクター）介して交流

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
4月24日	阪急	逆瀬川～大阪梅田	290円	✓ 無 ✓	
	JR	大阪～福島	21,010円	✓ 有 ✓	
	タクシー	JR福島⇄福島市役所	927円	✓ 有 ✓	
	JR	福島～宇都宮 ✓	6,050円	✓ 有 ✓	
4月25日	タクシー	JR宇都宮⇄教育センター	833円	✓ 有 ✓	
	JR	宇都宮～大阪	18,460円	✓ 有 ✓	
	阪急	大阪梅田～逆瀬川	290円	✓ 無 ✓	
合 計			47860円	✓	

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人 1 金額 計 9,500 円 ✓

6 交通費 ガソリン代 円
高速代 円
駐車場代 円
自動車借上料 円
計 円

7 出席者負担金・会費 @ × 人＝ 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



領 収 書

Receipt

領収年月日
金額

2024-4-16

登録番号: T1120001059675

¥63,030 (消費税等込み) 税 10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(30423 9枚)

西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅F1発行 40424-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

4/24
大阪→福岡

3人1泊9100
1人1泊721010

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024.4.24 登録番号: T9011001029597 様
金額 ¥9,240 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(10337 3枚)
東日本旅客鉄道株式会社

福島西口VF1発行 20338-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領 収 書

Receipt
領収年月日 2024.4.24 登録番号: T9011001029597 様
金額 ¥8,910 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(50334 3枚)
東日本旅客鉄道株式会社

福島西口VF1発行 60335-02

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

4/24 福島 → 宇都宮 3人分

9240 + 8910 = 18150円

1人分 6050円

領 収 証

2024年 4月25日

藤岡 和枝 様

金18,460円

ただし、乗車券類代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

宇都宮805 No.000041



4/24 下R 福島駅 → 福島市役所

2780 円

4/24 福島市役所 → 下R 福島駅

藤岡議員 927円
中野議員 926円
坂本議員 927円

領収書

2024年04月24日 -005
メータ--運賃 ¥1,660円
合計 ¥1,660円
(税率10%)
登録番号 13380001001403
現金支払 ¥1,660円
無線番号 150
毎度ご乗車ありがとうございます。

福島貸切辰巳屋自動車株式会社
福島市北町3-30
024-523-3241

領収書

2024年04月24日 -005
メータ--運賃 ¥1,120円
合計 ¥1,120円
(税率10%)
登録番号 T6380001001615
現金支払 ¥1,120円
無線番号 0507
毎度ご乗車ありがとうございます。

本田タクシー(株)

福島市太平寺字毘沙門堂3
024-545-1155

計 2780円

4/25 下R 中野駅 →
中野市役所

2500 円

4/25 中野市役所 → 下R 中野駅

藤岡議員 833円
中野議員 833円
坂本議員 834円

領収書

2024年04月25日
中野市役所 6125
運賃 ¥1500円
合計 ¥1500円
(適用税率 10%)

上記の様に領収致しました。



本田タクシー株式会社

福島市下町字市原1-1117番11号

本社(営) 024-660-8827(代)

清原(営) 024-667-8011(代)

上栗(営) 024-660-8822(直)

法人 東北地方自治体等向け 024-660-8822(直)

登録番号 11060001000513

領収書

2024年04月25日
中野市役所 6117
運賃 ¥1000円
合計 ¥1000円
(適用税率 10%)

上記の様に領収致しました。



本田タクシー株式会社

福島市下町字市原1-1117番11号

本社(営) 024-660-8827(代)

清原(営) 024-667-8011(代)

上栗(営) 024-660-8822(直)

法人 東北地方自治体等向け 024-660-8822(直)

登録番号 11060001000513

計 2500円

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2024/4/15
発行1回目

藤岡和枝

様

支払金額 9,500 円
宿泊料金: 9,500 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード決済金額 9,500 円

■ 課税対象

10%対象 9,500 円

課税対象外 0 円

■ 利用内容

宿泊者氏名 ふじおか かずえ

予約番号 RYa0i5nyd0_3

宿泊施設 アパホテル〈宇都宮駅前〉

宿泊施設住所 栃木県宇都宮市東宿郷2-4-4

チェックイン日 2024/4/24

チェックアウト日 2024/4/25

宿泊人数 大人 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

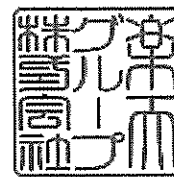
トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592



出張調査（研究・研修参加）報告書 （別紙）

日 時	令和 6 年 4 月 2 4 日（水） 1 4 時 0 0 分～ 令和 6 年 4 月 2 5 日（木） 1 1 時 0 0 分
調査先（研修・研究会会場） ・ 福島県福島市 ・ 栃木県宇都宮市	
＜調査・研究の報告＞ ◎福島県 福島市 ★調査項目 議会答弁準備の負担軽く/システム開発し部局超えて情報共有 1. システム導入の動機 これまで、議会質問における質問取り、答弁作成、答弁検討そして答弁書作成に至るまで多大な事務負担と業務時間を要していた。それをなんとか業務の効率化を図りたいと考え、自治体 DX の推進の流れの中で、内製システムに、市職員自らの手で部局を超えて使えるデータベースシステムを作ることで、省力化を図り、併せてペーパーレス化したいと考えて導入した。 2. 導入に際して苦労したこと これまでの手法からデジタル化に変えることを嫌う管理職からの抵抗があったため、当初は、2つの部だけで導入したが（平成30年12月）市長から「答弁検討会はシステムで行う」というトップダウンからの号令があり、一気に拡大した。（令和元年12月） 3. 開発にかかった費用 内製システムであるため、ほとんど費用はかかっていない。システム自体は、職員が使いやすいものをと福島市職員が開発したため、著作権は福島市にある。普通財産として使用料が若干入ってくる程度。商品化したのは（株）ぎょうせい。 4. 職員の評価 情報共有ができるというメリットがある。紙のやり取りをする必要がなくなったペーパーレス化に大きく貢献。仕事の効率化につながった。庁内の意思決定の決定がスムーズになった。 ＜所見＞ 職員発という発想が素晴らしい。と率直に考える。これまで繰り返し行ってきた業務をどのように効率化していくか。これは、DX の推進と業務改善、職員の意識改革とともに職員の働き方改革にも大きく寄与する取組みであると認識するものである。 これまで通りという意識を打破して、職員働く喜びと使命感を持ち、業務に取り組むことはひいては市民のためにもなると考える。本市においても、導入することができる道筋^がつけよう大いに期待するものである。 られ	

◎栃木県宇都宮市

★調査項目メタバース（仮想空間）で不登校支援 アバター（分身キャラクター）を介して交流

①導入の動機

不登校対策の国の動向からなんとか ICT を活用して不登校支援につな^げがえられないかと検討。

②デジタル適応支援教室「U@りんくす」の概要。

U→宇都宮市のウ

YOU→あなた

@→アットホーム

支援イメージ

「OVICE」という事業者 宇都宮市独自のレイアウト

使用料のみ月々5万円のみ支払い。

*カメラに写っても写らなくてもいい、しゃべってもしゃべらなくてもいい、チャットでもいい、GOOD マークだけでもいい、リアクションボタンだけでもいい、見ているだけでもいい

③利用実態

昨年度（令和4年度）登録者：小学校27人、中学校45人

合計72人

参考：不登校児童生徒数（令和4年度）1,420人

多様な支援につながっていない 343人（24.2%）

宝塚市（令和3年度）522人中 230人（44%）？

④効果、評価

（保護者）生活のリズムが整ってきた、出かける機会もでてきた、誰かと関わるようになった、少しずつ世界が広がった

（本人）ここに来てよかった、声をかけられるのがうれしかった、今までできなかったことにチャレンジできた

（市民）感銘を受けた、何かやらせてもらうことがあれば協力したい、PTA 連合会からはぜひ説明をお願いしたい

（教師）主要な事業としての位置付け、全庁的な取組としてプロジェクトを立ち上げ

⑤今後の方向性

継続していくことが大事。もっともっといろいろなつながりを広げていくこと

子どもたちが安心できる場所を用意していきたい

市内の市立、国立、私立を問わず広げていきたい

<所見>

学校や社会とのつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が、教育から取り残されてしまうことがないよう、「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動等を通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立に向けた力を育む」というこのデジタル適応教室「U@りんくす」の開設目的にあるように、どこまでも子どもたち一人ひとりに寄り添い、市民のみなさんの協力をいただき、全庁的

取組を推進されていることに非常に感銘を受けたとともに、教育委員会の皆さんの知恵と熱意が胸に響いてくるものがあった。この宇都宮市教育センターは、修道館という江戸時代の安政5年（1858年）に建てられた宇都宮藩の藩校の名前を掲げておられ、将来を託す人材の育成を担っていくことへの期待が込められています、とあります。

そのような未来を視野に人材、人を育成していこうという気概を持って、教育委員会の皆さんが、精力的に取り組んでおられることが胸に響いてくるものがありました。

12月議会でも質問で取り上げ、教育委員会も前向きに研究していくとのことでしたので、宝塚の子どもたちを誰一人取り残さない教育施策となるよう、本市において早急に進めていけるよう大いに期待するものです。

ようこそ

兵庫県 宝塚市議会

公明党議員団 様

日時：令和6年4月24日（水）

午後2時00分～

場所：福島市役所909会議室

～ 行 政 視 察 次 第 ～

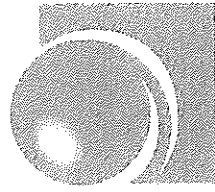
1. 開 会
2. あいさつ
3. 調査事項説明・質疑応答
（1）議会答弁検討システムについて
4. 閉 会



福島市
FUKUSHIMA CITY

自治体DX推進参考事例集

【3. 内部DX】



総務省

令和5年4月28日

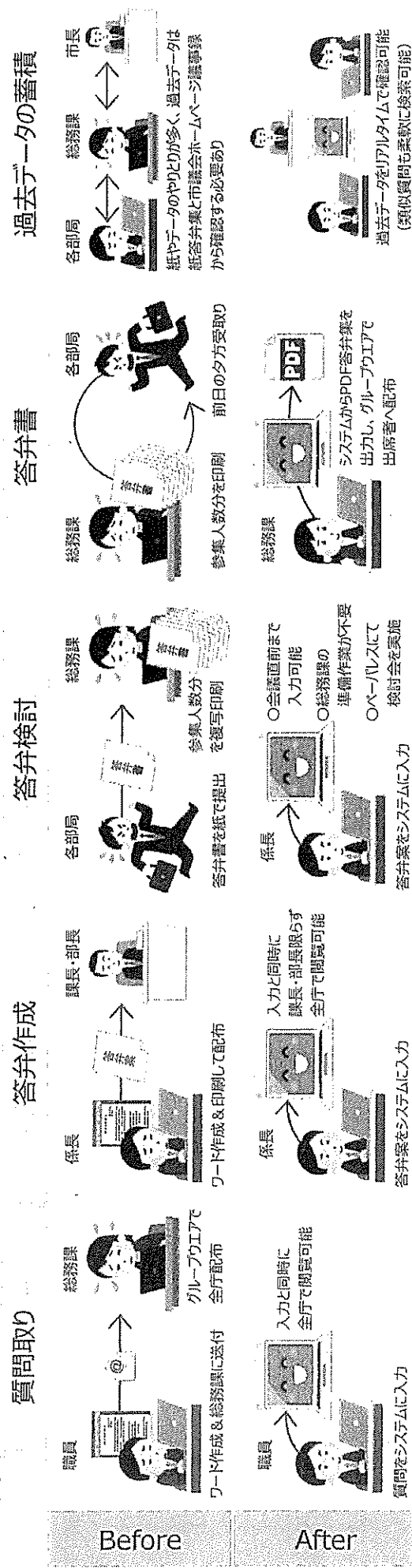
22 「議会答弁検討システム」で事務負担・印刷物を大幅削減【福島県福島市】



- 内製「議会答弁検討システム」に、市議会の質問取り～答弁作成～答弁検討におけるデータを集約し全庁情報共有。作業時間削減等の業務効率化とペーパーレス化を実現

事業の概要

- 市議会の質問取り、答弁作成、答弁検討の一連の流れ全てにおいて、Word/Excelデータ・紙媒体による作業を無くし、内製システムにデータを集約することで、全庁情報共有による答弁検討業務に移行した。
- 「仕事の流れは変えずにやり方を変える」、「一部の部署からスタート」でスムーズに全庁に導入。



事務負担と業務時間の削減

ペーパーレス化

総務課：バックヤード業務（集約、印刷、丁合、差し替え等）の削減、各課とのデータ受け渡し作業が不要
各部署：紙の受け渡しで総務課へ足を運ぶ必要がなくなった、総務課とのデータ受け渡し作業が不要
市長答弁検討会：部署単位、議員単位に答弁を抽出しスムーズに検討

市長との答弁検討会で年間約11,000枚削減、答弁書で年間約44,000枚削減（年間合計55,000枚）

22 「議会答弁検討システム」で事務負担・印刷物を大幅削減【福島県福島市】



（総務省）

取組の経緯・きっかけ、概要を教えてください。

市長は常々職員に業務改革と意識改革を求めており、今回議会答弁をまとめる一連の業務に焦点を当てました。

特にバックヤードの職員にかかる負担を改善したいと考えました。

一方、議会答弁に関連する民間ソフトウェアは見あたらず、自らの手で部局を超えて使えるデータベースシステムを作ることで省力化を図り、併せてペーパーレス化したいと考えました。

そこで、Microsoft Accessをフレームに、VBA、ADO、SQLを使って開発しました。



システム作成や全庁的な取組にした工夫や職員の方の声を教えてください。

平成30年の開発当初より、アジャイル的に機能改善を繰り返しました。開発側、担当者も同じ職員という意見交換しやすい環境の中で、細かな要望にも、僅かでも業務時間を短縮できるなら機能に組み込み「現場に即した仕様で効率が良いもの」に成長していきましました。

システム導入にあたり「今までの仕事の流れを変えるのか」との抵抗感を持つ職員もいるので、まずは庁内2つの部だけで導入しました。その後、市長から「答弁検討会はシステムで行う」との号令があり、一気に拡大しました。

職員からは、「他の人が書く答弁をリアルタイムに参照できて便利」、「過去の類似データを検索、引用できて良い」、「ワードに質問を入力してから書き始めるのではなく、質問を選んで入力という手順がラク」との声が寄せられています。



今後の展望を教えてください。

当システムは民間事業者にて商品化が進められています。

現在100を超える自治体から問い合わせがあり、当市システムを流用することで、広く事務改善が低コストで図られることを期待しています。

☆担当：福島市 政策調整部 デジタル改革室☆

【参考情報】 福島市人口：27.3万人

関連URL：福島市デジタル化の推進 (<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shise/kekaku/digital/index.html>)

22 「議会答弁検討システム」で事務負担・印刷物を大幅削減【福島県福島市】

参考資料

内製「議会答弁検討システム」画面イメージ

開じる		答弁作成	
R4年3月／定例会議		代表 2	1-(2)-①
質問 ●●について	16番 福島 太郎	福島の会	
ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた取り組みについて			
市役所業務のデジタル化についての取り組みの進展について伺う。			
答弁		バックデータ	
次に、市役所業務のデジタル化については、今年度、庁内に、デジタル化を推進するためのプロジェクトチームを設置いたしました。		答弁書 ブルー	
新年度においては、政策調整部に「デジタル改革を強力に推進する「デジタル推進課」と自治体情報システムの標準化など庁内の情報化を担う「情報企画推進課」を設け、本市の情報システムの強化を進めてまいります。		情報政策課	
デジタル化の各種施策につきましても、オンライン決済が可能な公共施設予約システムや市のLINE公式アカウントを導入するとともに、行政手続きのオンライン化の拡充を図るなど、市民サービスの利便性向上に資する事務の高度化・効率化に取り組んでまいります。		答弁者 市長	
今後におきまして、LINEを活用した講座や相談の予約システムを導入するほか、マイナンバーカードの取得促進や「書かない」「待たない」スマート行政窓口、電子入札の導入など、あらゆる分野でのオンラインファースト強力に推進し、自治体経営のDXを推進してまいります。		校了 ● R4年3月4日 13時5分24秒 福島市 政策調整部 情報政策課	
		市長 ○	
		部長 ● R4年3月3日 8時19分9秒 福島市 政策調整部 情報政策課	
		作成 ● R4年3月3日 8時19分8秒 福島市 政策調整部 情報政策課	
		答弁確認コメント	

答べんりんく

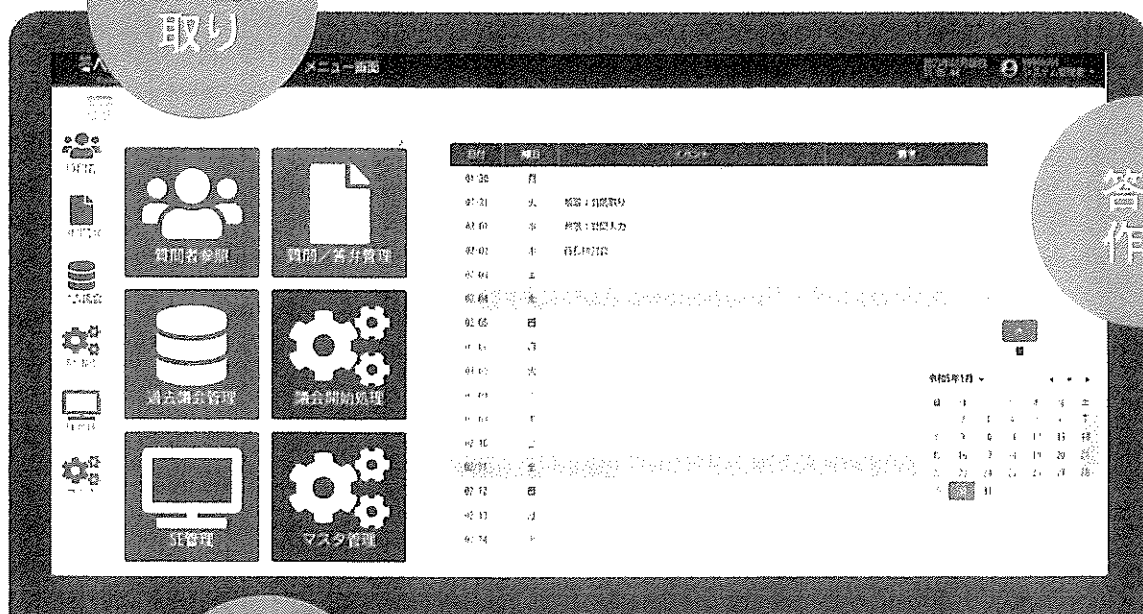
Touben LinQ

登録商標 登録第6698199号

議会答弁検討システム

製品紹介

質問
取り



答弁
作成

答弁
検討

質問取りから答弁検討まで
オンライン一元管理



議会答弁作成業務のペーパーレス化と事務負担軽減



議会答弁作成業務、こんなお



みありませんか・・・？

答弁の進捗状況は？
他部署の答弁内容と整合が
とれているか確認が大変・・・。

質問要旨と答弁書の
集約や印刷、丁合、差替に
係る作業が多いな・・・。

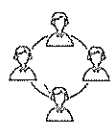
システム化したいけど、
費用も時間もかかりそう・・・。

本当に困っている業務で
デジタル化・DX推進に
取り組みたいのだけど・・・。

過去に似た内容の答弁が
あったはずだけど
どこにあるのだろうか・・・。

答べんりんぐがあなたの課題を解決します！

Features 4つの特長



全関係者が
質問・答弁の進捗状況を
リアルタイムに共有

オンライン更新で進捗状況をタイムリー
に把握。
答弁作成／承認／差戻のタイムスタンプ
を表示し、進捗を見える化。



ワープロや表計算ソフト、
紙による管理の
手間を削減

質問と答弁は、リアルタイムにクラウド
サーバ上で一元管理。
答弁の急な差し替えもデータで完結。
PDF出力でペーパーレス化を実現。
紙印刷削減で経費も削減。



クラウドサービス
(Internet/LGWAN)
低コストでスムーズな導入

クラウドサービスなので個別サーバの
導入が不要。
低コストで短期間の導入を実現。
サブスクリプション型サービスなので、
契約後すぐにシステム使用が可能。



議会毎の答弁情報を
保持するデータベース

システム導入後の答弁情報をデータバ
ースに保持し、同一システムで参照可能。
蓄積したナレッジから類似質問の有無や
答弁内容を検索し、答弁作成を支援。

システム機能概要

01 議会開始処理

- ✓ 定例／臨時区分や開会日情報などの各議会情報を管理

02 質問者管理

- ✓ 議会毎の質問者と質問者の質問予定日、質問形式、質問順序を管理

03 質問答弁管理

- ✓ 質問要旨、質問意図の入力、担当部、確認区分の割振り
- ✓ 答弁者や答弁内容の入力、答弁作成から校了までのステータス管理
- ✓ 質問・答弁情報を一覧表示し、効率的な答弁検討会を支援
- ✓ 校了答弁などの帳票を一覧画面で指定したソート順で一括出力
- ✓ 編集集中のデータを排他ロックし、同時更新を防止

04 過去議会管理

- ✓ 議会毎の答弁情報を蓄積することでナレッジ化
- ✓ 蓄積したデータから類似質問・答弁の検索が可能

05 マスタ管理 ※管理者権限ユーザのみ

- ✓ EXCELで入力した質問情報の一括取込にも対応
- ✓ 議員情報や職員情報などのマスタ情報を管理

質問取りから答弁書作成までの流れ

所管課担当者

1. 議員毎の質問項目を登録

質問取り担当者

2. 議員にヒアリングを行った質問要旨を登録

所管課担当者

3. 答弁担当部の割振りを登録

答弁作成課担当者

4. 答弁内容の入力

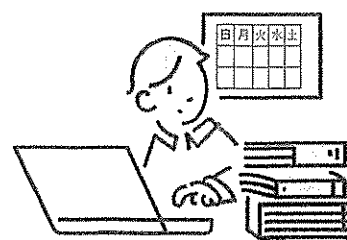
答弁作成課担当者

5. 答弁内容の検討

所管課担当者

6. 答弁書のPDF（又は印刷）出力

首長から担当まで全庁で リアルタイム情報共有 / 議会答弁作成業務を トータルサポート



福島市での導入効果



答弁検討会の準備時間を
10時間から5時間に短縮し
答弁検討時間を5時間創出

削減された出力用紙は
検討会で約1万枚
本会議で約4万枚

検討会準備、答弁集約、
答弁印刷、丁合、庁内
配布の時間を削減

効率的な情報共有

質問入力から答弁検討まで
オンラインで見える化し
全庁の情報共有を効率化

ペーパーレス化

答弁書をPDFで出力し、
PCやタブレットで閲覧
ペーパーレス化を推進

職員の事務負担軽減

質問要旨と答弁書の作成を
システム化し、準備事務の
時間をほぼゼロに

製品に関するお問い合わせ

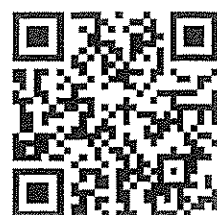
株式会社ぎょうせい 法令コンテンツ事業推進部

ブラウザのアドレスバーに gyosei.jp と入力
Home>事業分野>法令・例規・規程サービス>議会答弁検討システム
お問い合わせフォームからお気軽に



https://gyosei.jp/business/law/touben_linq/

- 販売／株式会社ぎょうせい、株式会社エフコム
- 開発／株式会社エフコム
- 協力／福島県福島市（デジタル改革室 ☎024-572-3943）



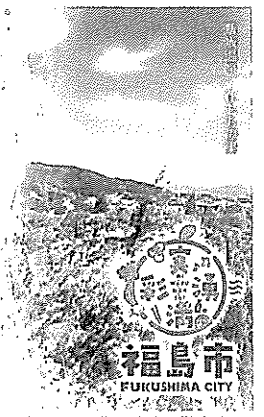
議長
萩原太郎

☎九六〇一八六〇一
福島市五老内町三番一号
電話(〇二四)五三五一一二一代

福島市
最高デジタル責任者補佐(CDO補佐)

信太秀昭
SHIDA Hideaki

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL 024-535-1111(内線1020)
hideaki-341@mail.city.fukushima.fukushima.jp



福島市 議会事務局
議事調査課

課長
加藤 淳
Kato Atushi

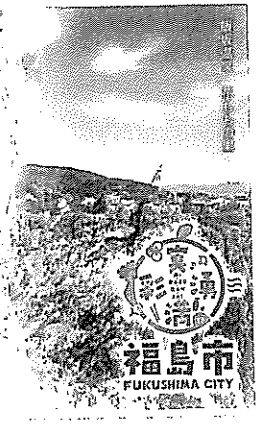
〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL(024)525-3776(直通)
FAX(024)534-2520
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp



福島市 政策調整部 デジタル改革室
情報企画課 情報企画係

情報企画係長
高橋 正秀
TAKAHASHI MASAHIDE

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL(024)525-3709
jouhou@mail.city.fukushima.fukushima.jp
jouhou@city.fukushima.lg.jp



福島市
総務部 総務課 総務係
課長補佐兼
係長
伊勢 洋一郎
Ise Youichirou

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
TEL(024)525-3701
FAX(024)535-1260
youichirou-222@mail.city.fukushima.fukushima.jp



福島市 議会事務局
議事調査課 調査係

主査
齋藤 正和
Saitou Masakazu

〒960-8601
福島県福島市五老内町3番1号
TEL 024-525-3776 FAX 024-534-2520
E-mail: gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp
(LGWAN) gi-giji@city.fukushima.lg.jp



福島市 議会事務局
議事調査課 調査係

係長
渡辺 秀一
Watanabe Shuuichi

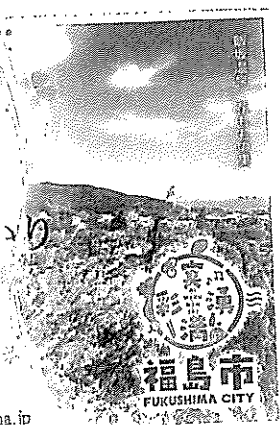
〒960-8601
福島県福島市五老内町3番1号
TEL 024-525-3776
FAX 024-534-2520
E-mail: gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp



福島市 議会事務局
議事調査課 調査係

主査
菊地 ゆかり
Kikuchi Yukari

〒960-8601
福島県福島市五老内町3番1号
TEL 024-525-3776
FAX 024-534-2520
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp



デジタル適応支援教室「U@りんくす」の概要について

- ※ U@りんくす（ゆーあつとりんくす）…「U」宇都宮、あなた・君（You）と「@」アットホーム（自宅で、くつろいで）、「links」つながる、輪、絆などを合わせて、「あなたとつながるアットホームな場」として考えた造語。

1 開設の目的

- ・ 学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が、教育から取り残されてしまうことがないよう、「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動等を通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育む。

2 主な対象

- ・ 校内の別室や、来所型の施設の利用等につなげていない不登校児童生徒

3 担当職員 5名（指導主事1名、県費教員2名、SC1名、ICT支援員1名）

4 支援内容

- ・ オンラインで以下のような支援を行う。
ホームルーム、メタバース（仮想空間）でのアバターを使った交流、学習支援、相談、体験活動（農業体験、自然とのふれあい、公共施設の見学）など
- ※ 今後の児童生徒の利用状況等を踏まえて、適宜活動の見直しを行う。

5 指導要録上の出席扱い

- ・ 「U@りんくす」の利用については、学校長の判断で「指導要録上の出席扱い」になるよう、児童生徒の活動状況を学校と共有していく。
- ※ 「スプレッドシート」で共有することにより、管理職及び学級担任が、児童生徒の活動状況を常時把握できるようにする。

6 利用までの流れ

- (1) 児童生徒及び保護者が、説明会動画を視聴する。
 - (2) 保護者が正式に申込を行い、ウエルカムセッションを予約する。
 - (3) ウエルカムセッションに参加後、利用が可能。
- ※ 教育センターでの相談は不要、利用開始時には、教育センターから学校に連絡する。
- ※ ウエルカムセッションでは、職員との顔合わせや、操作説明等をオンラインで行う。

R.5.11/11

U-市教育センター
You wish
① - フォトを

デジタル適応支援教室

ゆー あっと

「U@りんくす」

ID 1005433

「U@りんくす」では、不登校の子どもたちの「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動などを通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育んでいます。

市教育センター ☎ (639) 4380

■「U@りんくす」で交流しよう

「U@りんくす」では、インターネット上に、不登校の子どもたちが安心して過ごせる仮想空間（メタバース空間）を作り、自分の分身であるアバター（キャラクター）を使って、活動に参加できます。1日2回のホームルームや、日替わりのライブ配信の他、宇都宮動物園や宇都宮城址公園など、屋外からのライブ配信、社会人への職業インタビューなどのオリジナル動画コンテンツの作成など、さまざまな活動プログラムを提供しています。

対象 市内在住の小・中学生のうち、学校に登校していない人。

その他 申込方法や説明会動画など、詳しくは、市教育センターURLをご覧ください。市立の小・中学校以外に、市内にある私立・国立・県立の小・中学校に在籍している人も利用が可能です。



市教育センターURL



「U@りんくす」の利用イメージ

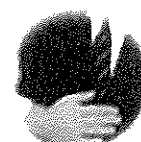
- 自分のペースで、自分の興味関心を基に進められます。
- 生活のリズムが整うように、決められた時間にホームルームやライブ配信に参加。
- 音声や文字のやり取りにより、仲間と自由に交流。
- 自分で描いた絵や制作した作品を紹介。
- オリジナル動画コンテンツ視聴やプログラミング体験など、自分のペースで活動。
- 季節に合わせたイベントや、他の適応支援教室との合同行事など、現実世界（リアル）での交流。
- オンラインによる個別面談や保護者面談（希望制）。



学びの機会の保障



自身の社会的自立を支援した活動



人とつながる機会

「U@りんくす」の空間イメージ

つながる 出会う 広がる



りんくすルーム
個別対応が可能

OX ひろば
ホームルームやライブ配信を実施

きせつのひろば
季節に応じたマメ知識などを掲載

フリースペース

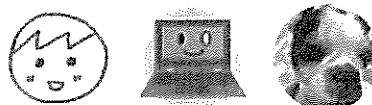
わくわく動画ひろば
作成した教材などを紹介

アバターを使って、拍手、OKなどのリアクションや、チャットでのやり取りが可能です。



ゲスト
参加中

アバターで自分の分身を作れます



アバターは、自分が描いたイラストや撮影した写真などに変更できます。

ゆーあっと

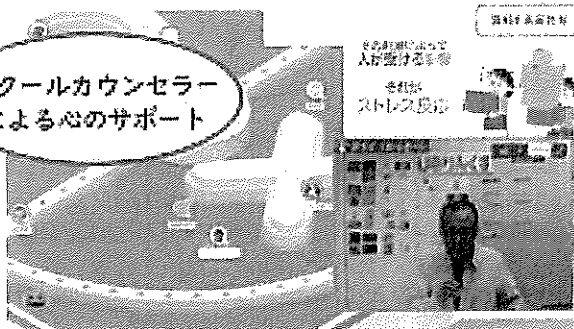
「U@りんくす」

すべての活動は、子どもたちの「自己決定」を大切にして、
自分のペース、自分の興味関心をもとに進めていきます。

「U@りんくす」の活動の様子

日替わりのライブ配信

スクールカウンセラー
による心のサポート



SCたっぎーのほっとひといきタイム

屋外からのライブ配信



現地で体験する
様子をレポート

トレジャータイム「ライトラインに試乗」

オリジナル動画コンテンツ



植物の生長の様子を
継続的に観察

「野菜の苗を育てよう」シリーズ

季節に応じたイベント

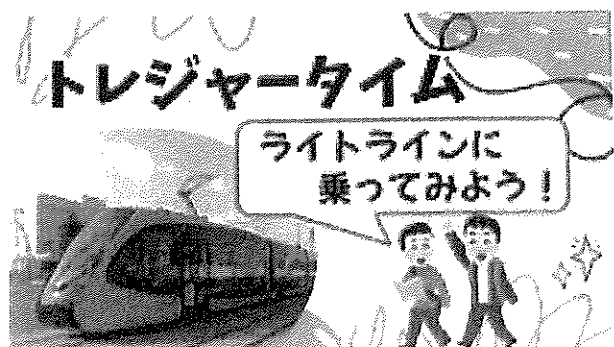


合同行事の際に
収穫した苺を使用

りんくすクッキング「切り餅を使った草大福づくり」

「U@りんくす」で公開している動画コンテンツの一部

お仕事図鑑「株式会社うさぎや商店」



あなたとつながる**あつと**とホームな居場所

デジタル適応支援教室「U@りんくす」

宇都宮市では、不登校になっている子どもたちが安心して過ごせるオンラインの居場所を、令和5年4月より開設しました。

すべての活動は、児童生徒の「自己決定」を大切にして、自分のペース、自分の興味関心をもとに進めていきます。

不登校児童生徒に対して行う3つの支援



○ 授業配信・動画コンテンツの活用

授業配信・動画コンテンツ等、個に応じた教材を活用する。

○ AI型学習ドリルの活用

個別最適な学びを進める。

○ コミュニケーション力の育成

アバターを活用して、コミュニケーションスキルを磨く。

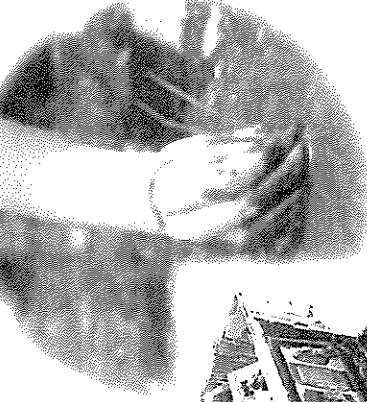
○ SCとの面談

SCとの面談を通して、心のケアや自信の回復を行う。

○ ホームルーム

メタバース（仮想空間）を活用した児童生徒同士の交流を行う。

将来の社会的自立



学びの機会の保障



○ オンライン社会体験

自立につながる職業や活動に触れる。（農業・民間企業・ボランティア活動など）

○ オンライン体験活動

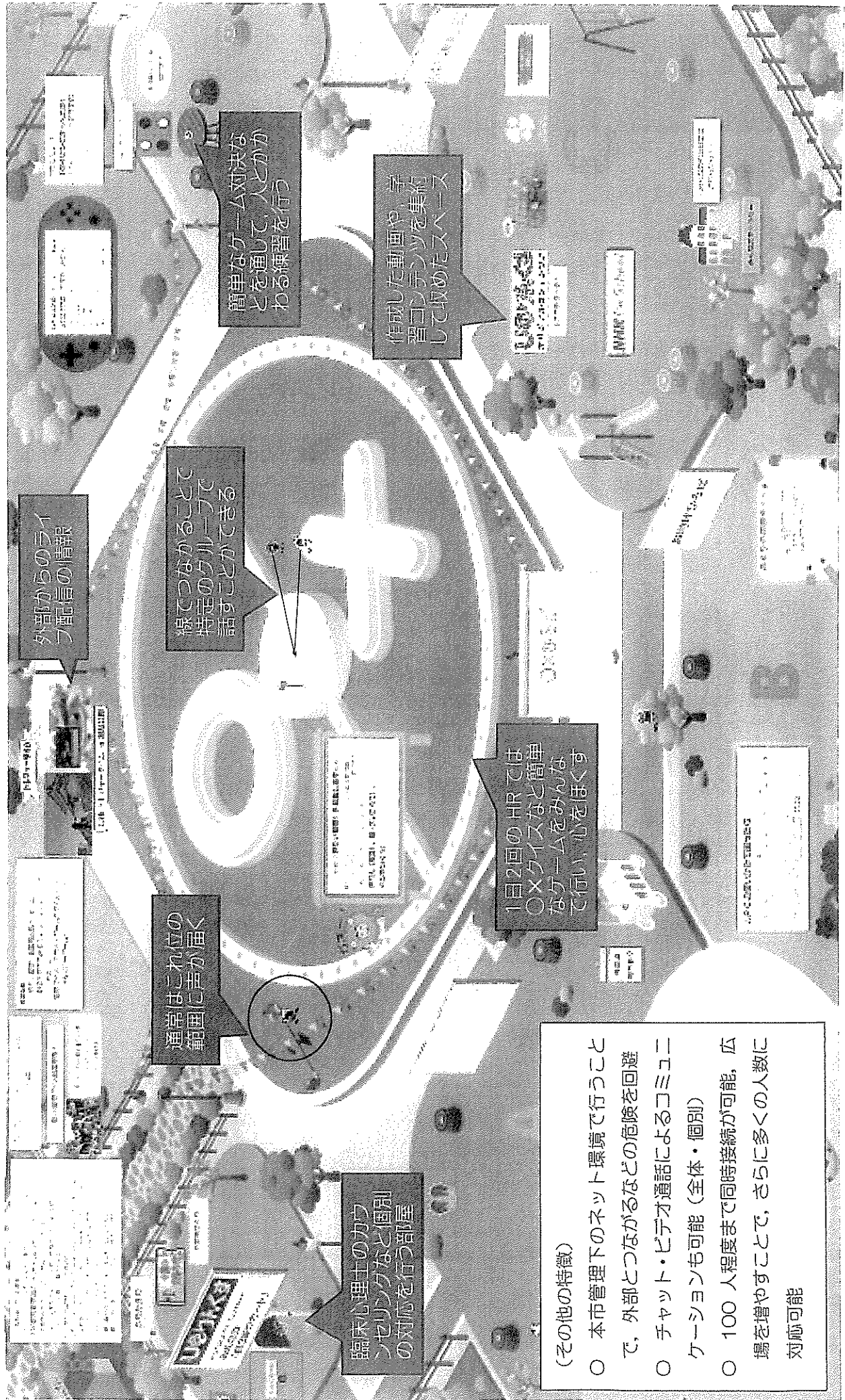
自分自身の視野を広げるための体験活動に参加する。（陶芸・書道・写真・プログラミング）

○ 大学・専門学校との連携

将来の夢につながる学びの楽しさに出会う。（教育・心理学・科学・デジタル・アートなど）

つながる
オンライン
広がる

＜子どもたちが活動するメタバース空間の様子＞ 学校・教室をイメージしないアットホームな空間として設定



宇都宮市教育センター



所長 飯田 高広

〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-24

TEL : 028-639-4388

FAX : 028-639-4393

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

: u47150000@city.utsunomiya.lg.jp



宇都宮市教育センター

デジタル適応支援教室

「U@りんくす」担当

副主幹・指導主事 飯島 実

〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-24

TEL : 028-639-4380 (教育相談室)

e-mail : ulinks@ueis.ed.jp



UTSUNOMIYA CITY
議会事務局 政策調査課
市議会HP
谷 沙織
540 宇都宮市旭1丁目1番5号
(632)2611 FAX: 028(632)2613
002000@city.utsunomiya.tochigi.jp



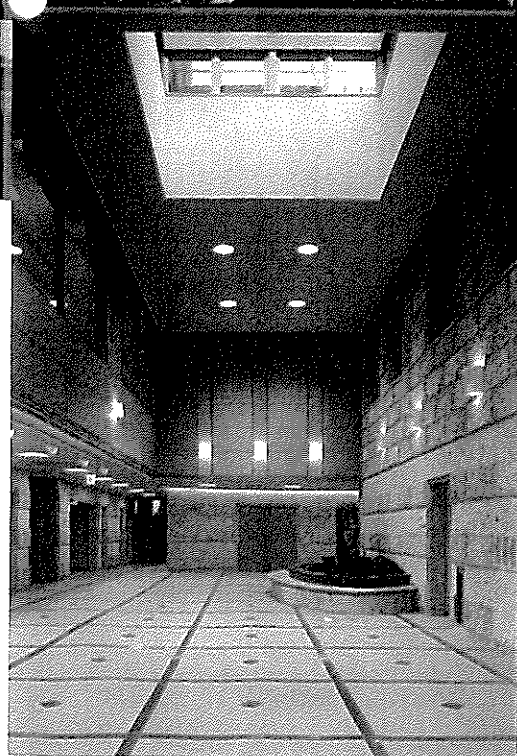
UTSUNOMIYA CITY
宇都宮市議会事務局 政策調査課
書記 相馬 亮太
市議会HP
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL : 028(632)2611 FAX : 028(632)2613
Mail : u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp



宇都宮市教育センター

Utsunomiya City Educational Center

修道館



宇都宮市教育センター

〒320-0816 栃木県宇都宮市天神 1-1-24

1-1-24Tenjin, Utsunomiya, Tochigi, 320-0816, Japan

管理(施設貸出)	電話 028(639)4383
教育相談	028(639)4380
就学相談	028(639)4381
研 修	028(639)4382
情報教育	028(639)4385

HP : <http://www.ueis.ed.jp/>

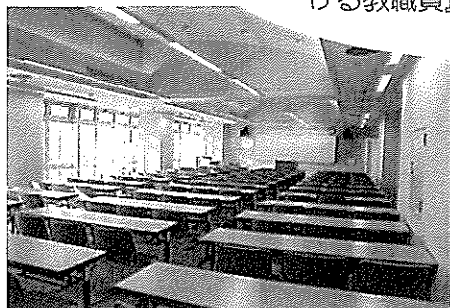
E-Mail : info@ueis.ed.jp

宇都宮市教育センター業務の概要

◇敷地面積	2,622.64㎡
◇建物概要	RC造 地上5階 地下1階, ダブルスキン構造
◇延床面積	4,300 平方メートル

教職員研修

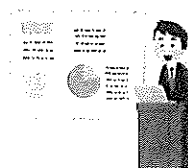
各種研修を実施し、『豊かな人間性を備え、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員』の育成を推進します。



研修室 503, 504

調査研究

本市の特色ある教育を実践していくため、現下の課題や将来の課題に積極的に取り組みます。

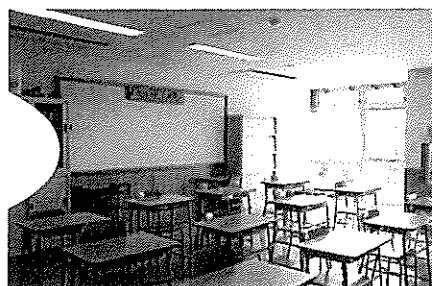


教育資料室



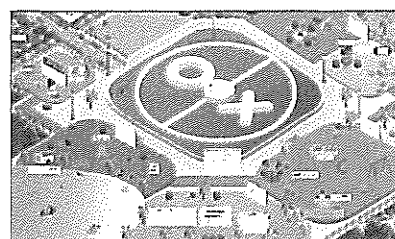
適応支援教室 学校生活適応支援教室

学びの保障と将来の社会的自立に向けて、新たな一歩を踏み出すための支援を行います。



とらいあんぐる

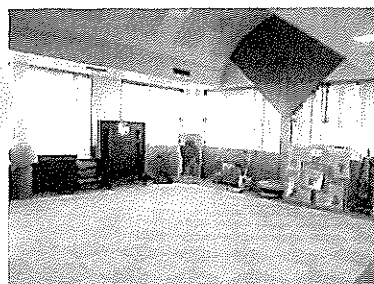
つながる 出会う 広がる



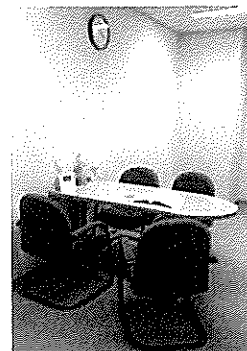
U@りんくす

教育相談

幼児期からの様々な発達段階に適切に対応した相談活動を実施します。



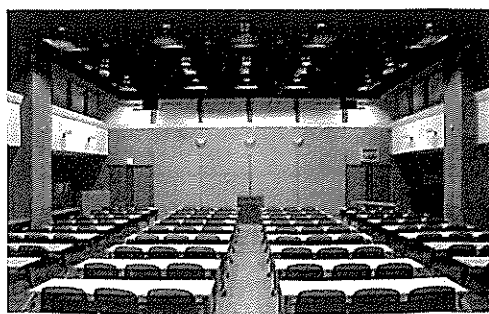
プレイルーム



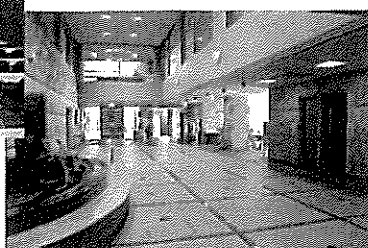
相談室

教育コミュニティ

教育に関する関心を高め、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てる機運を醸成します。



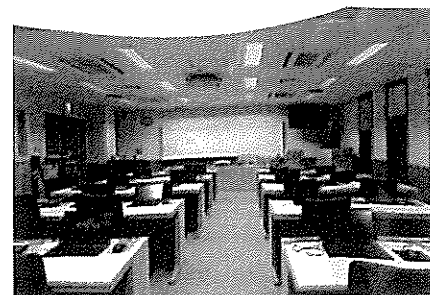
コミュニティホール



コミュニティスペース

情報教育

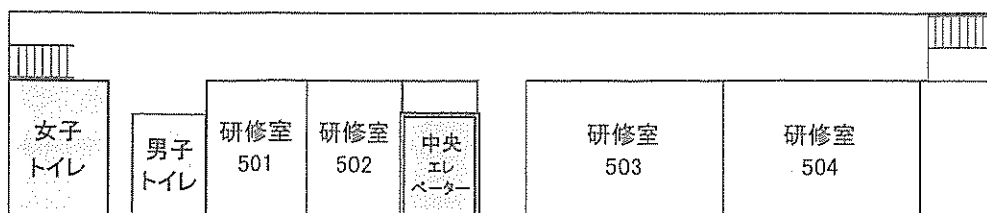
最新で豊かな教育情報を、学校と市民に発信する情報センターの役割を果たします。



情報教育研究室

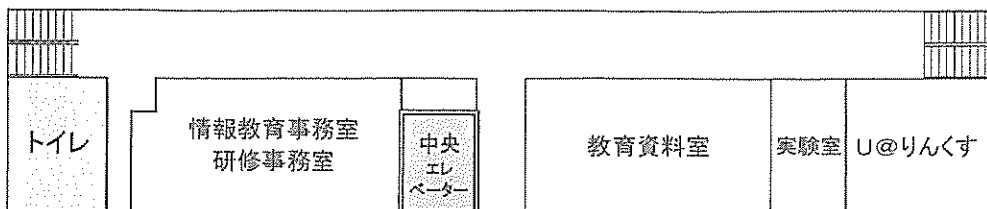
5階

「令和の日本型学校教育」を担う
教職員を支える研修拠点施設



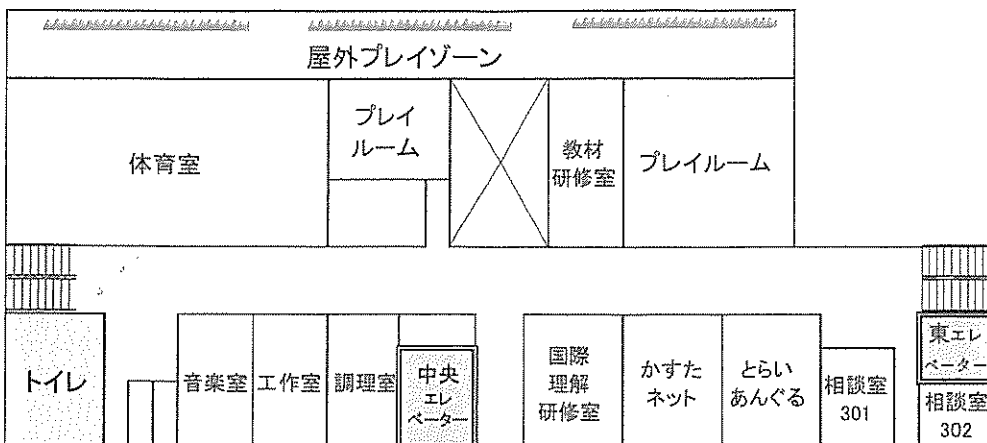
4階

学校のデジタル化を総合的・計画的に推進し、学び続ける教職員を育成する情報センター施設



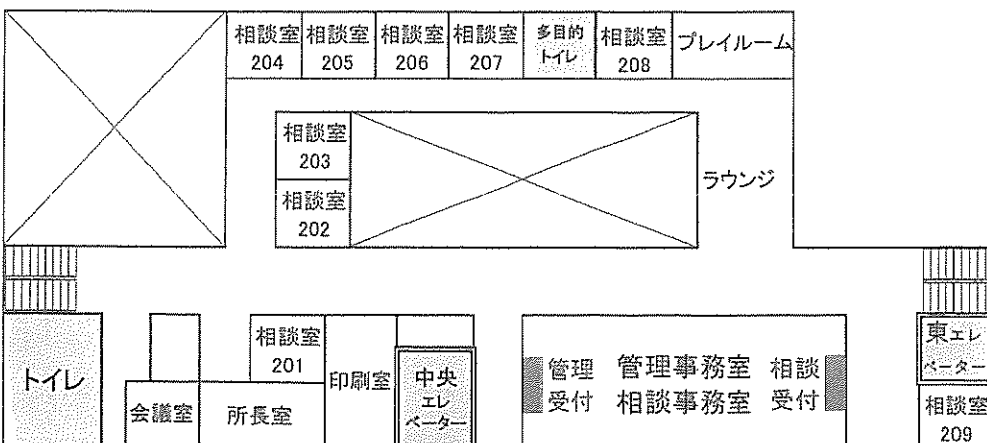
3階

不登校や特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する教育相談並びに学校生活への適応支援を行う施設



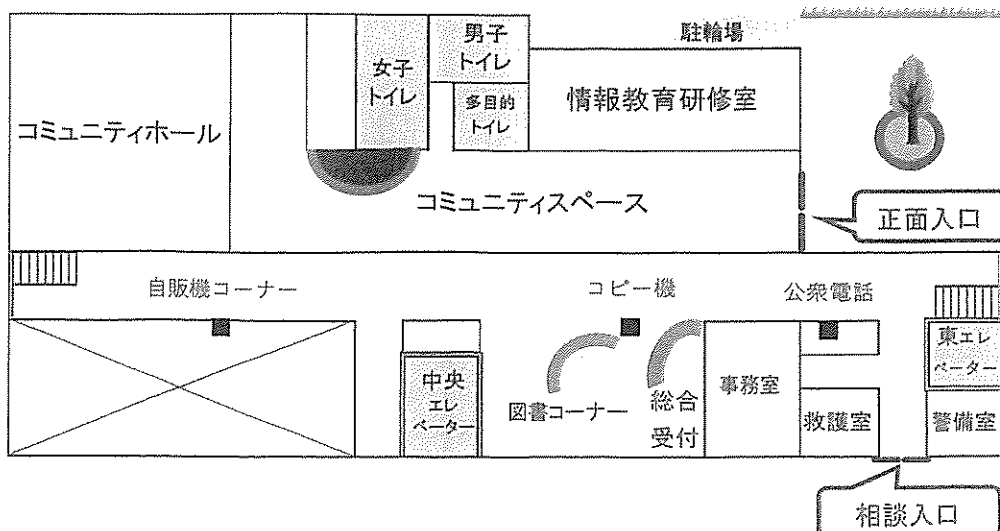
2階

障がいのある子ども一人一人に適した就学先や学校における合理的配慮を相談・検討する施設



1階

教育について、さまざまな立場の人々が自由に学べ、交流等を行うことができる施設



教育センター施設利用案内

教職員研修等で利用しない場合は、教育及び文化の向上のため、市民の皆様にもご利用いただけます。

〈対象〉市内の教育関係団体

〈利用施設〉

1階 コミュニティホール

(机・椅子 120 席、椅子のみ 200 席)

5階 研修室 501 (机・椅子 36 席)

研修室 502 (机・椅子 27 席)

研修室 503 (机・椅子 54 席)

研修室 504 (机・椅子 45 席)

※研修室 501 と 502、研修室 503 と 504 は、仕切りをはずすと一つの部屋として利用が可能です。

〈貸出日〉

年末年始(12月29日～1月3日)

〈貸出予約の受付〉

教職員研修などの利用がない場合に限り、ご利用希望日の1ヶ月前の月月初午前9:00から下記受付時間帯に電話または窓口で受け付けます。受付開始日が休館日、土・日曜日、祝日となる場合は、翌受付日となります。

予約後、利用の7日前までに当センター2階管理受付にて使用料を納付してください。引き換えに使用許可証を発行します。

〈受付および使用料納付日・時間〉

月～金曜日 9:00～17:00

(休館日及び祝日を除く)

〈貸出受付窓口〉

宇都宮市教育センター2階 管理事務室
(中央エレベータをご利用ください)

電話 028-639-4383

〈貸出時間帯と料金〉

R3.4.1 改定

	AM9:00～ PM0:00	PM0:30～ PM5:00	PM5:30～ PM9:30
コミュニティホール	4,300	6,450	5,740
研修室 501	1,810	2,720	2,420
研修室 502	1,810	2,720	2,420
研修室 503	2,630	3,950	3,510
研修室 504	2,630	3,950	3,510

※上記金額には消費税が含まれています。

※学校等の利用については、減免基準がありますのでお問い合わせください。

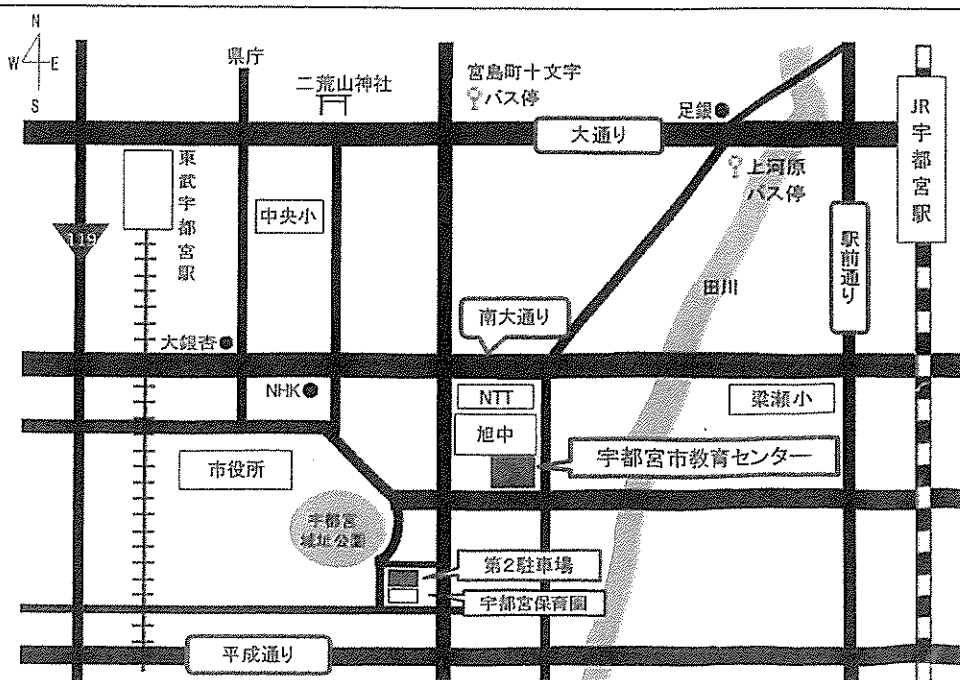
〈使用上の注意事項〉

- ・駐車台数が少ないので、公共交通機関をご利用ください。
- ・施設や設備を大切にし、破損したり汚したりしないこと。

教育センター案内図

交通案内

バス：上河原バス停、宮島町十文字バス停で下車
徒歩 15 分



(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	2
支 出 日	2024年5月14日		支出金額	31,520 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合
								議
別紙様式3-2 (議員用)								

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長 様

議員名（※） 藤岡 和枝
（※）自署しない場合は記名押印してください。

- 出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。
- 1 調査先（研究・研修会会場） 千葉市在宅医療・介護連携支援センター
- 2 期 間 令和 6 年 5 月 1 4 日 ～ 令和 6 年 5 月 1 4 日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡 和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付
・在宅医療・介護連携支援センターについて

5 旅費
①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
5/14	阪急	逆瀬川～大阪梅田	290円	✓ 無 ✓	
	JR	大阪～千葉	15,270円	✓ 有 ✓	
	モノレール	千葉⇄市役所前	200円	✓ 無 ✓	
	モノレール	市役所前～千葉	200円	✓ 無 ✓	
	JR	千葉～大阪	15,270円	✓ 有 ✓	
	阪急	大阪梅田～逆瀬川	290円	✓ 無 ✓	
合 計			31,520円	✓	

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人	1	金額 計	円
6 交通費	ガソリン代		円
	高速代		円
	駐車場代		円
	自動車借上料		円
	計		円
7 出席者負担金・会費	@	×	人＝ 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



領 収 書

Receipt

領収年月日
金額

2024.5.11

登録番号: T1120001059675

¥15,270 (消費税等込み) 税10%

藤岡 和枝 様

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(50355 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅F1発行

60356-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 証

2024年 5月14日

藤岡 和枝 様

金15,270円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

千葉802 No.000013

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）1 3 時 3 0 分～ 令和 6 年 5 月 1 4 日（火）1 4 時 3 0 分
調査先（研修・研究会会場） ・千葉市在宅医療・介護連携支援センター	
<調査・研究の報告> ◎千葉市在宅医療・介護連携支援センターについて （添付資料に基づいての説明） 1. 在宅医療・介護連携支援センターの設立の経緯 2. 在宅医療・介護連携支援センターの体制 3. 在宅医療・介護連携支援センターの主な役割 4. 在宅医療・介護連携支援センターの特徴 5. 千葉市の地域支援事業の状況 6. あんしんケアセンターとの連携 7. あんしんケアセンター運営方針 8. 包括的・継続的ケアマネジメント支援 9. 医療・介護専門職への相談支援 10. 職能団体等と連携した研修会の開催 11. 千葉市の在宅医療・介護連携推進体制 12. 本市の在宅医療・介護連携推進事業における課題抽出・解決のスキーム 13. 入退院支援の手引き（リーフレット参照） 14. おひとりさま支援の手引き（リーフレット参照） 15. カスタマーハラスメント対策リーフレット（リーフレット参照） 16. 重層的支援体制整備 17. 民間企業との連携協定 * 力点を置いているのは、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）との連携 * 設立当初は、介護資源の問い合わせが多かったが、このところは、研修支援への問い合わせが増えてきている。特に最近は、診療報酬改定に関する問い合わせが増加。 * 相談内容については、8050問題、カスタマーハラスメント、精神疾患に関する問い合わせが多いことが特筆すべきこと。 * 本センターの「強み」は医師会との連携（委託事業団体が千葉市保健医療事業団であり、同センター理事長が医師会の会長） * このところは、高齢者以外の相談の約2割が精神疾患に関すること。 * 診療報酬改定の影響が大きい。 * 現場の担当者（専門職）が困っていることをキャッチすることが重要	

* よりスムーズにがんばってもらうようにサポートする機能

* 現場の専門職のみなさんのお手伝いを我々はするんだという心構えで業務を遂行している
＜所見＞

医療介護職という現場で市民と接している専門職の皆さんが、日常の業務の中で直面している課題や全市的な医療介護資源の把握などを通して、本センターの果たす役割の大きさを実感した。宝塚市においては、地域包括ケア推進協議会在宅医療・介護連携部会でも、当該センター機能の設置を求めるような議論も重ねられているところだと受け止めている。今回学ばせていただいたことを、本市の施策充実に資するように大いに期待する。



千葉市保健福祉局健康福祉部
在宅医療・介護連携支援センター

所長 久保田 健太郎

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35
千葉ポートサイドタワー 11F
電話 043 (305) 5021
FAX 043 (305) 5079
email kentaro0247@city.chiba.lg.jp



在宅医療介護連携支援センター
主査

内山 慎吾

Shingo Uchiyama
(社会福祉士)

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35
千葉ポートサイドタワー 11 階
電話 043 (305) 5021 FAX 043 (305) 5079
Email: shingo5703@city.chiba.lg.jp
renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp



千葉市は 千葉ロッテマリーンズ と ジェフユナイテッド千葉 を応援しています。



千葉市
在宅医療・介護連携支援センター

主任薬剤師 安田 佑也

〒260-0025
千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー 11 階
TEL: (043)305-5021 FAX: (043)305-5079
E-mail: renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp



公益財団法人千葉市保健医療事業団

在宅医療・介護連携支援室

室長 伊藤 智恵

Chie Ito

〒261-0025 千葉市中央区問屋町 1-35
千葉ポートサイドタワー 11 階西
電話 043 (305)5026 FAX 043 (305)5079
Email: renkeishitu@chiba-hm.jp



千葉市は 千葉ロッテマリーンズ と ジェフユナイテッド千葉 を応援しています。



公益財団法人千葉市保健医療事業団
在宅医療・介護連携支援室

看護師 終末期ケア専門士

立崎 佐輝子

TATSUZAKI SAKIKO

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35
千葉ポートサイドタワー 11 階
電話 043 (305)5026 FAX 043 (305)5079
Email: tatsuzaki.s@chiba-hm.jp



千葉市は 千葉ロッテマリーンズ と ジェフユナイテッド千葉 を応援しています。



公益財団法人千葉市保健医療事業団
在宅医療・介護連携支援室

社会福祉士・精神保健福祉士

井口 貴美子

IGUCHI KIMIKO

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35
千葉ポートサイドタワー 11 階
電話 043 (305)5026 FAX 043 (305)5079
Email: renkeishitu@chiba-hm.jp



千葉市は 千葉ロッテマリーンズ と ジェフユナイテッド千葉 を応援しています。



在宅医療・介護連携支援センターの業務

令和6年5月14日

在宅医療・介護連携支援センター

1 在宅医療・介護連携支援センターの設立の経緯

平成27年に新設された地域包括ケア推進課で、在宅医療・介護連携の推進を担当していたが、

さらなる在宅医療・介護連携の推進について検討した結果、

「①医療介護専門職からの相談支援」

「②医療介護資源の把握」

「③医療介護専門職の連携に関する研修の開催支援」

「④在宅医療等の市民への普及啓発」

の4つの機能を担うセンターを設置することが効果的であるとされた。

また、センターを設置する上では、

ア 専門性を担保するため担当者を長期的に配置

イ 市役所内調整のために課長級の職員を配置

の2点について留意する必要があるとされた。

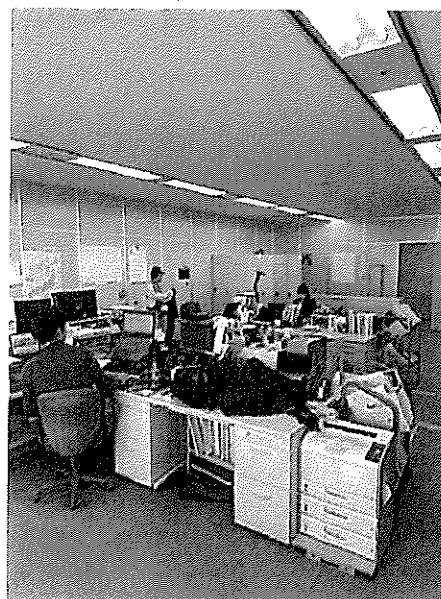
上記の検討結果を踏まえ、^{*}平成30年4月に市の課相当の組織である在宅医療・介護連携支援センター（以下、センターと言う。）が新設された。

なお、相談支援と資源把握を担当するコーディネーター業務については、ノウハウを蓄積するためには長期間の業務経験が必要となることから、長期的な職員配置が可能となるよう、市の外郭団体である千葉市保健医療事業団（以下、事業団と言う。）に委託している。

2 在宅医療・介護連携支援センターの体制

千葉市の職員と事業団の職員は、同じ居室で仕事をしている。医療・介護専門職からの相談に対する回答方針など、事業団職員からの相談に対しては、市職員がリアルタイムに回答するなど、密に連携しながら業務を行っている。

千葉市 3人	所長（課長級：事務） 1人 主査（主査：事務福祉） 1人 担当（主任薬剤師） 1人
事業団 3人	コーディネーター（看護師） 2人 コーディネーター（社会福祉士・精神保健福祉士） 1人



3

3 在宅医療・介護連携支援センターの主な役割

つなぐ ①

在宅医療・介護連携支援センターの主な役割

医療・介護等関係者向けの 医療介護連携に関する相談窓口

医療や介護等の関係者の皆様からの電話相談等により、在宅療養支援を行う上での基本的な情報の提供を行うとともに、個別事例ごとに必要な医療・介護資源、行政担当部署等へお繋ぎします。

市内の医療・介護資源の把握

医療・介護等関係事業所を定期的に訪問するほか、関係職種が集まる場へ出向き、資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の把握に努め、解決に向けて取り組み、相談業務に役立てます。

医療・介護等関係者向けの研修会、 講演会、交流会の開催支援

在宅医療・介護連携の課題を参考に、医療・介護等関係者向けの研修会や講演会を開催するほか、関係事業所や関係団体が開催する研修会等の開催・運営を支援します。

地域住民への普及啓発

地域住民を対象とした、在宅医療・介護に関わる講演会を開催するほか、住民主体による講演会の開催を支援します。

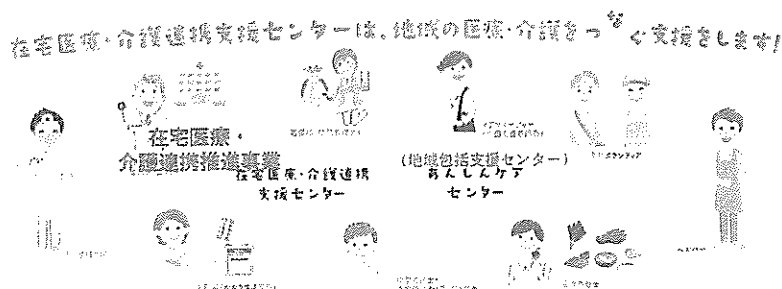
4

4 在宅医療・介護連携支援センターの特徴

約98万人の人口を抱える千葉市において、センター1カ所（職員6人）で在宅医療・介護連携の推進を担当していることから、伴走型のアウトリーチ支援など、市民への直接支援は実施せず、医療・介護専門職への支援のみ実施している。

市職員と委託職員のハイブリット組織で、在宅医療・介護連携推進事業のみを実施しており、市民への直接支援を実施せず、医療・介護専門職への支援のみを実施するという点で中間支援的な性格を有していることが、大きな特徴となっている。

地域の医療・介護専門職の連携を推進する上では、地域に密着したあんしんケアセンター（地域包括支援センター）との連携が重要となる。あんしんケアセンターが主体となり、医師会など関係団体の協力を得ながら、医療・介護専門職の顔の見える関係性の構築を目的に、行政区及び日常生活圏域ごとに多職種連携会議（地域ケア会議）を開催している。



5 千葉市の地域支援事業の状況

センターが設置されるまでは、地域支援事業（包括的支援事業）を担当する地域包括ケア推進課で在宅医療・介護連携推進事業を担当しており、地域包括ケア推進課から独立した形でセンターが設置された。

現状では、本市における地域支援事業は、地域包括ケア推進課の他に、健康推進課、高齢福祉課、介護保険管理課、介護保険事業課と、センターを併せて保健福祉局内の6課で担当している。詳細は、以下のとおりである。

健康福祉部 地域包括ケア推進課	あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の運営 （28圏域 32センター） 生活支援体制整備事業 認知症総合支援事業 認知症初期集中支援推進事業 認知症地域支援・ケア向上事業 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 地域ケア会議推進事業 任意事業
健康福祉部在宅医療・介護 連携支援センター	在宅医療・介護連携推進事業
健康福祉部健康推進課	介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業
高齢障害部高齢福祉課	任意事業
高齢障害部介護保険管理課	任意事業
高齢障害部介護保険事業課	介護予防・生活支援サービス事業 任意事業

6 あんしんケアセンターとの連携

在宅医療・介護連携支援センターは、地域の医療・介護をつなぐ支援をします！



包括的・継続的ケアマネジメント支援を担当するあんしんケアセンター（地域包括支援センター：28圏域・32センター）と在宅医療・介護連携推進事業を担当する在宅医療・介護連携支援センター（市内に1箇所）が密に連携し、在宅医療・介護連携を進めている。

在宅医療・介護連携支援センター	あんしんケアセンター（地域包括支援センター）
○医療介護連携に関する相談窓口を設置 ○多職種連携会議の開催を支援 ○在宅医療推進連絡協議会（市単位）を開催 ○地域包括支援センターや地域の団体などが主催する研修会の開催を支援	○個別の困難ケース（医療介護連携も含む）に対応 ○行政区及び圏域単位の多職種連携会議を開催 ○地域の専門職向け研修会を開催

7 包括的・継続的ケアマネジメント支援

千葉市あんしんケアセンター運営方針

IV 具体的な事業運営について

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

あんしんケアセンターは、「関係機関との連携体制構築・強化」「介護支援専門員に対する支援」等を行い、包括的・継続的ケアマネジメント実践を可能にする環境整備を行う。

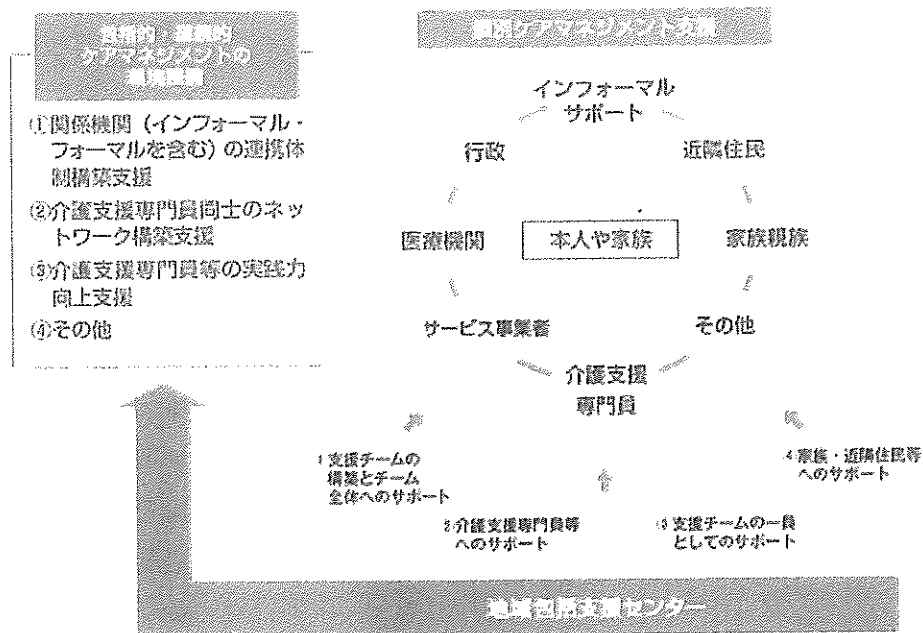
(3) 多職種連携会議の開催

ア あんしんケアセンターは、地域における切れ目のないサービス提供体制の構築を目的として、在宅医療・介護連携支援センターの支援を受けながら、千葉市医師会などの関係機関と連携し、参集またはオンライン等、様々な方法で会議を開催する。

イ 開催頻度は、原則年2回とする。前半は圏域毎（圏域の実情により複数圏域での合同開催も可とする。）の開催により地域の課題を抽出し、後半は、区単位とし、地域の課題のうち、区全体で検討すべき課題解決のための会議を開催する。

ウ 会議のテーマとして、原則、在宅医療・介護連携が特に必要とされる、「日常療養の支援」「入退院支援」「急変時」「終末期」の4つの場面の他、フレイル予防、ICTを活用した医療・介護連携、ハラスメント対策等、多職種で連携して、対応や支援の体制構築が必要と思われるテーマを取り上げること。

8 包括的・継続的ケアマネジメント支援



出典：「地域包括支援センター運営マニュアル」 長寿社会開発センター

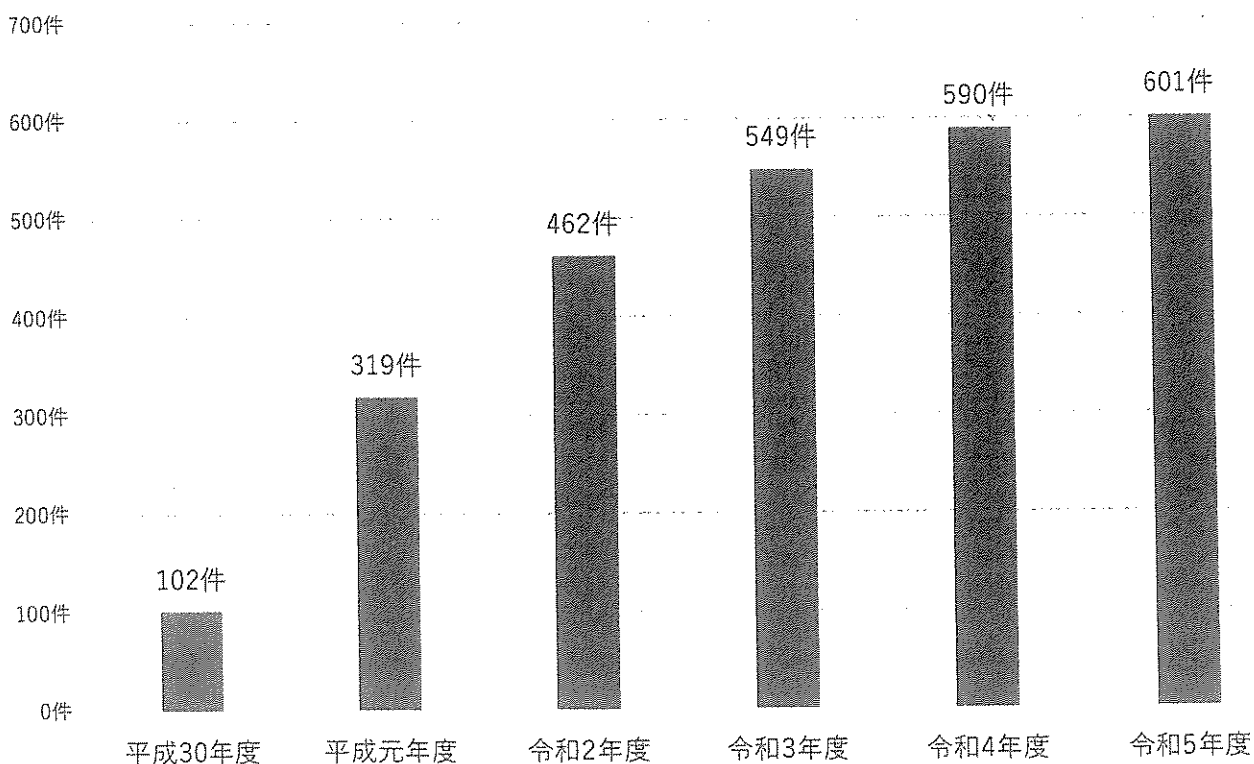
包括的・継続的ケアマネジメント支援とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネージャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネージャーに対する支援等を行うものです。

9

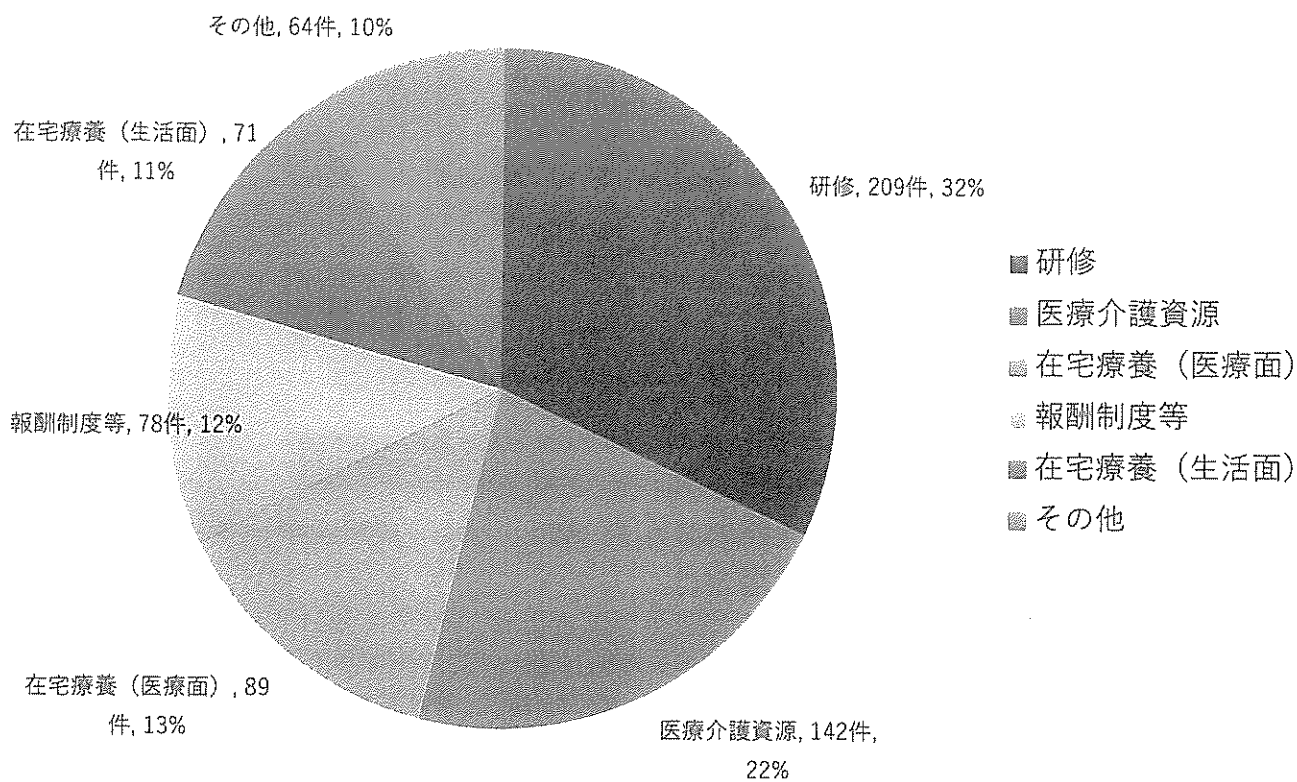
9 医療・介護専門職への相談支援

相談件数の推移



9 医療・介護専門職への相談支援

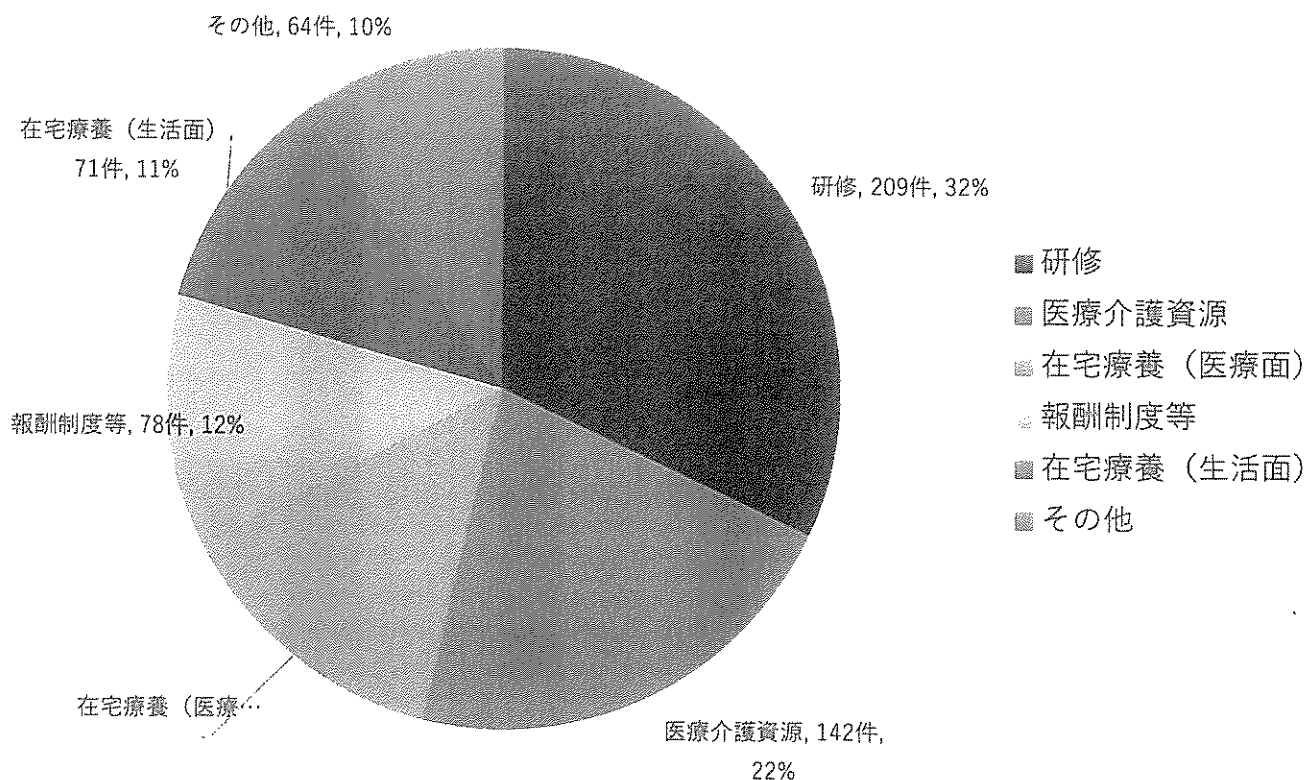
令和5年度 相談内容の分類



11

9 医療・介護専門職への相談支援

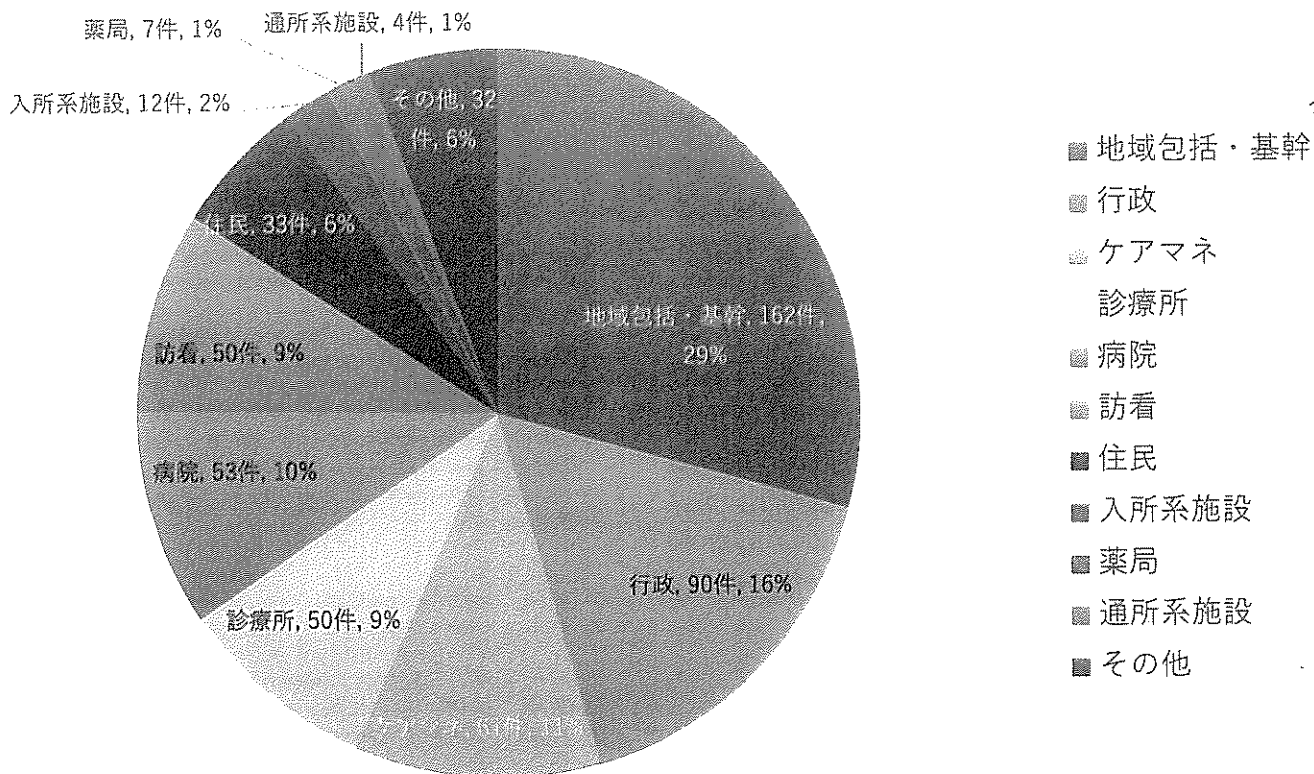
令和5年度 相談内容の分類



12

9 医療・介護専門職への相談支援

令和5年度相談元の分類



13

10 職能団体等と連携した研修会の開催

センターの人員は6人と限られており、地域ごとに実施する専門職向け研修会をセンター単独で頻回に開催することが難しい。そこで、職能団体等と連携することで、頻回に研修会を開催することが可能となっている。

(専門職向け研修会等の開催実績)

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
45回	87回	84回	116回

8050 問題！ 考える会 講演会
それぞれのまっかけ
～事例をきくに～

日時: 2023年 9月30日(土)
受付開始 13:00 -
開会 13:30 - 16:20
講演会 16:30 - 16:45

会場: 千歳市役所 第2期 XLI会議室(201・202・203)
入場料: 無料
定員: 100名
申込: 043-445-7733
FAX: 043-445-7735
メール: shirayama@8050city.akita.jp
お申し込みフォーム

プログラム
13:30-13:40 講演会
13:40-14:00 入場券と名刺
14:00-14:25 講演会
14:25-14:50 8050問題とスチグマ
～なぜ支援を必要とするのか～
14:50-15:25 講演会
15:25-15:40 講演会
15:40-16:20 講演会
16:20-16:45 講演会

第22回 多職種連携協議会の11月4日
カスタマーハラスメント対応シンポジウム
～法的に事業所を守る。正しい知識を味方につける～

日時: 令和5年11月15日(水) 18:00～20:00
会場: 千歳市保健福祉センター 2階 大会室
入場料: 無料
定員: 100名
申込: 043-445-7733
FAX: 043-445-7735
メール: shirayama@8050city.akita.jp
お申し込みフォーム

講師: 行政 警察 弁護士
講師: 行政 警察 弁護士
講師: 行政 警察 弁護士

URL: <https://forms.gle/vldIT7ZacSAJ8vdcA>

第10回
みどりっこクラブ
すてきな放課後の過ごし方
～学校とも家とも違う大切な場所～

ゲスト
江ヶ崎 健雄
アースウェル

zoomにて開催します
日程: 9月15日(金)
時間: 19時～21時
緑区とその周辺の障害児・者を変える
専門職や地域のどなたでもご参加ください。

URL: <https://forms.gle/vldIT7ZacSAJ8vdcA>

14

10 職能団体等と連携した研修会の開催

2020年度以降は、感染症対策により研修会等の実施を断念した職能団体等に対して、オンラインでの開催を働きかけ、実際にZOOMの操作支援などを実施することで、コロナ禍においても継続して研修会を開催できた。

具体的には、講師の紹介、講師謝礼の補助、後援・共催名義、会場の確保、オンライン支援、周知といった支援を行っている。

センターホームページに研修案内を掲載するほか、会議や研修会等の機会を捉えて周知している。また、市内介護保険事業所や障害福祉サービス事業所については、担当課が把握しているメールアドレスを用いることで、効率的に周知することができる。

2千原第51号
令和2年9月24日

千原市あんしんケアセンター管理者 様

千原市長 熊谷 俊人
(公印省略)

在宅医療介護連携に係るリモート会議研修会の開催について

日頃より、本市の保健福祉行政にご理解及びご協力賜り誠に有難うございます。

さて、新型コロナウイルスの影響により、多職種連携会議や専門職向けの研修の開催が困難になっております。

しかし、そのような状況にあっても、切れ目のない在宅医療介護連携の体制づくりと、専門職の研修機会を確保するため、ICTを活用したリモート会議や研修及び講演会を実施するための研修会を開催することといたしました。

講師はeラーニングなど、ICTを活用した事業を展開する企業から招聘し、オンラインでの会議の仕組みやホスト操作の基本について、御覧いただく予定です。

つきましては、あんしんケアセンターの皆様におかれましては、この機会にオンライン・リモート会議の方法等を学んでいただければと思いますので、ぜひ参加くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和2年11月4日(水) 18:00~20:00
- 2 場所 千原市総合保健医療センター 4階 会議室
※リモートの参加もできます(要ZOOMアカウント)
- 3 テーマ リモート会議の概要、各機能操作説明・指導
- 4 講師 株式会社 日本経営 井上 悠 氏
- 5 その他 3密回避のため、各センター1名までの参加とさせていただきます。

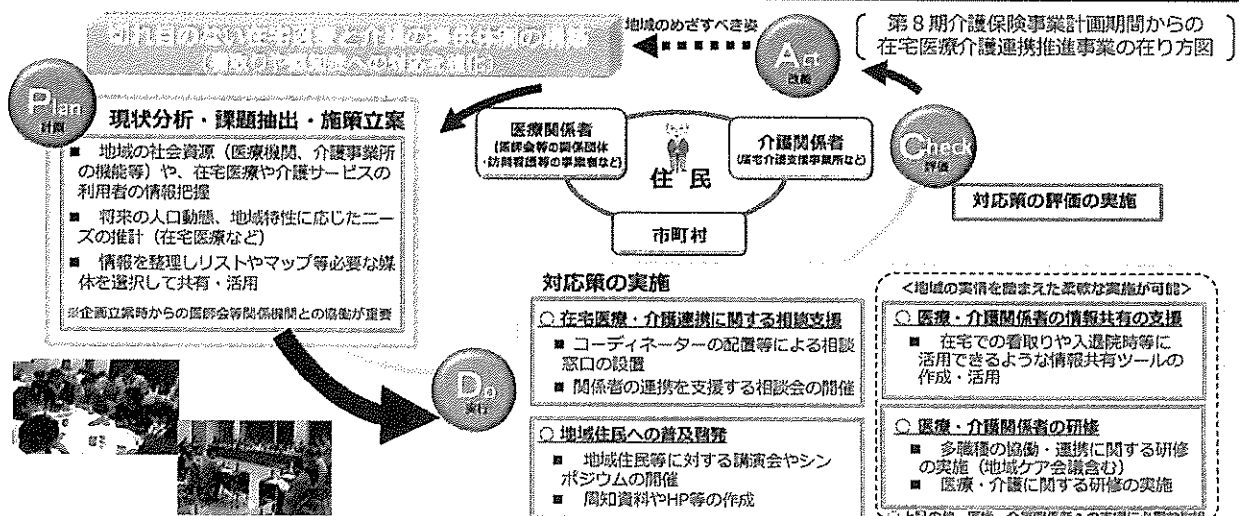
担当：千原市在宅医療・介護連携支援センター

15

在宅医療・介護連携推進事業

意見交換 資料-1 参考
R 5 . 5 . 1 8

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
- 地域医療情報・医療計画との整合

出所：厚生労働省

16

1 1 千葉市の在宅医療・介護連携推進体制

①庁外関係者との連携を目的とした会議体

千葉市在宅医療推進連絡協議会 (平成24年度～ 千葉市医師会に委託し設置)

メンバー：(庁外) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護協会、県栄養士会、県歯科衛生士会、県訪問看護ステーション協会、県理学療法士会、在宅療養支援診療所、あんしんケアセンター、市介護支援専門員協議会、学識経験者
(庁内) 医療政策課長、地域包括ケア推進課長、健康推進課長、健康支援課長、高齢福祉課長、介護保険管理課長、介護保険事業課長、在宅医療・介護連携支援センター所長など

発 足：平成24年度(千葉市医師会へ委託し設置)

開催状況：年2回開催(7月及び2月)

目 的：在宅医療における多職種連携の現状や問題点について意見交換を行う。

②庁内関係部署との連携を目的とした会議体

地域共生社会推進事業部 ～在宅医療介護連携推進班～

メンバー：健康福祉部長、健康福祉部、高齢障害部及び病院局の各関係課長

目 的：市内のあらゆる医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するために庁内の調整や意見交換を行う。

③地域の医療・介護専門職の連携を目的とした会議体

多職種連携会議 (平成25年度～ 各区及び日常生活圏域で開催)

メンバー：母体会議となる「千葉市在宅医療推進連絡協議会」の委員の所属団体より推薦された各区代表、その他参加希望者
取り上げる事例ごとに必要に応じてメンバーを追加し、オブザーバーとして千葉市在宅医療推進連絡協議会委員が参加している。

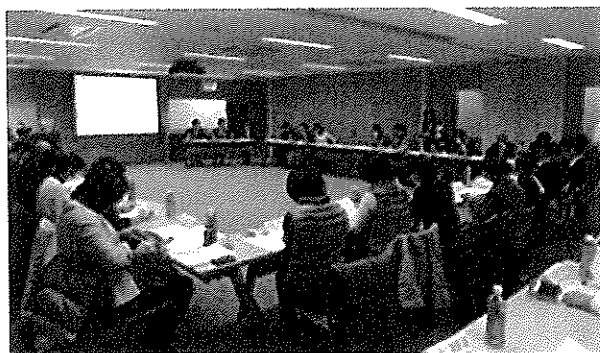
開催状況：区及び日常生活圏域ごとに年2回開催

目 的：参加者同士が顔の見える関係の構築を目的に、対応困難事例や成功事例を基にした事例検討などを行っている。会議で議論された課題等は必要に応じて千葉市在宅医療推進連絡協議会に報告している。

17

多職種連携会議

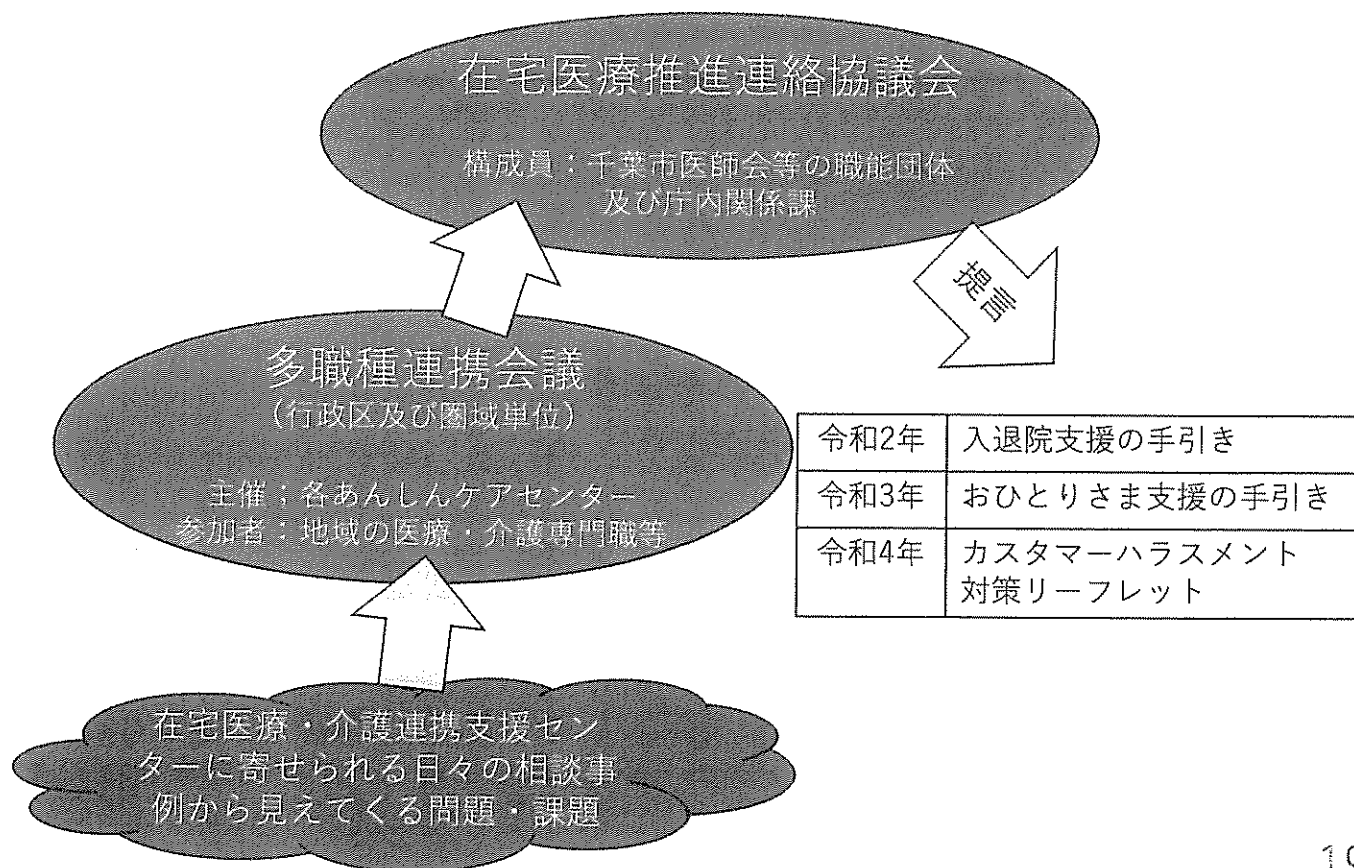
(平成26年度～)



市医師会などの職能団体などに協力いただき、あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を中心に、行政区及び圏域別に開催しています。

18

12 本市の在宅医療・介護連携推進事業における課題抽出・解決のスキーム



1 3 入退院支援の手引き

(令和2年度)

人間関係と自己実現の心理学

《原典的読書要約》

・同僚や先輩との関係に悩んだら、昔の先輩から学ぶ。人間関係の改善が自分自身の成長にも人間関係の改善にも資するといふ論議であるとも書かれている

人間関係の心理学要約

(著者)宮沢俊彦

人間関係論第一、心理学の発展も人間関係論の発展に起因している。

(1)13頁、初版発行年 2005年2月

(11)3,初版4~7頁目 130年5月

知能・知能検査

(著者)介藤大輔

人間・人間性(1頁)

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

知能・知能検査(1)1414000000

人間関係心理学

1,700頁(第1版)

21頁(第2版)

11頁(第3版)の追加版を刊行し、追加の追加版は追加の追加版である。追加の追加版の追加版は追加の追加版である。

人間関係心理学(人間関係心理学)

1,700頁(第1版)

21頁(第2版)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

10巻人間関係心理学要約

200頁(人間関係心理学)

人間関係心理学要約

400頁(人間関係心理学)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

人間関係心理学要約

400頁(人間関係心理学)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

人間関係心理学要約

400頁(人間関係心理学)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

人間関係心理学要約

400頁(人間関係心理学)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

人間関係心理学要約

400頁(人間関係心理学)

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

人間関係の心理学に、人間性における心理学の発展も人間関係の発展に起因している。

千葉県の入退院支援事業をきっかけに、在宅医療推進連絡協議会での政策形成を経て、多機関が連携して手引きを作成した。
※令和4年度に改訂



買血入給・食料・労力・米・炭・
 材・木屑・薪炭・薪炭資材
 呼吸器系疾患・認知症・肥満
 精神疾患・通院・減退
 新たな医療・介護・生活
 人・活動・生活・生活

「**注意、美聯社**
入員制と組織し町乃に
エビが下した組合。
食料、歩行に介助した
河野氏を養う秋庭。
食料、酒類、入浴等の費用
下は介助を要する。」

入院院支給を
要する状態



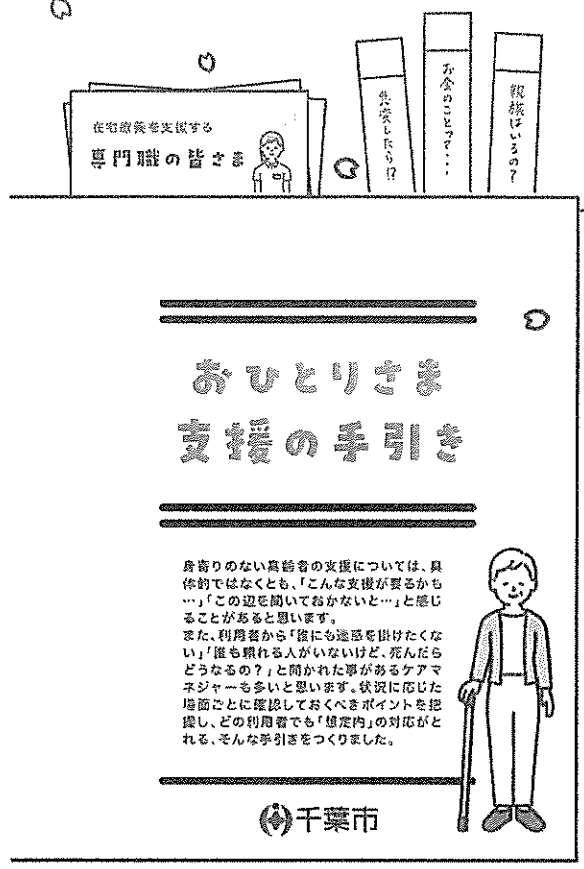
利便性を重視して設計する
 利便性を重視する
 利便性を重視する

金雞納鐵座
 合座推展新發展
 此座身成更中因要主
 作威、介鎮和鎮金座
 此座身成更中因要主

住居設備の必要性があつた。
佐の鶴が佐々木から
結婚した時。

14 おひとりさま支援の手引き

(令和3年度)



在宅医療・介護連携支援センターに寄せられた相談事例（身寄りのない方の看取り事例）を多職種連携会議で取り上げ、在宅医療推進連絡協議会での政策形成を経て、多機関が連携して手引きを作成した。



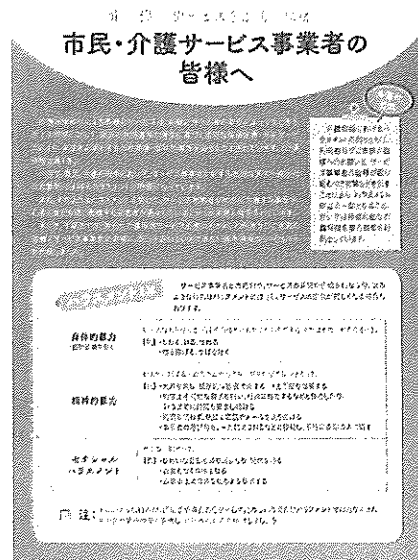
21

15 カスタマーハラスメント対策リーフレット

(令和4年度)



在宅医療・介護連携支援センターに寄せられた個別相談事例（複合的課題を有する3世代家族への困難支援事例）を多職種連携会議で取り上げ、在宅医療推進連絡協議会での政策形成を経て、多機関が連携してリーフレットを作成した。

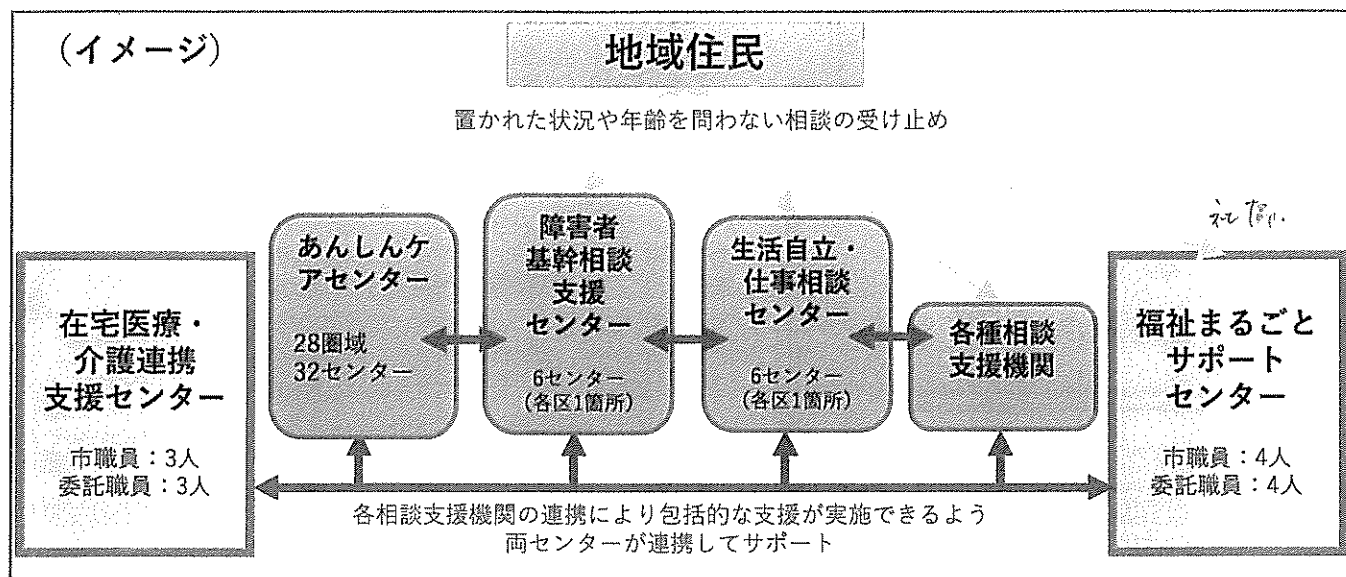


22

16 重層的支援体制整備

○在宅医療・介護連携支援センター (2018年4月開設)

医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の専門職向けの相談支援や連携に資する研修を行っています。



○福祉まるごとサポートセンター 【2023年度 新】

置かれた状況や年齢を問わず各種相談を包括的に受け止め、適切な支援につなげるため、関係機関協働のコーディネーターや相談先がわからない方の相談支援を行うため、重層的支援体制整備事業における拠点施設として設置した。

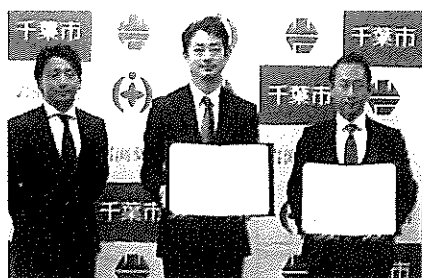
23

17 民間企業との連携協定

◆ 岩瀬薬品株式会社との連携協定

健康増進活動の情報発信や普及啓発を行う他、医療・介護専門職の連携推進のため岩瀬薬品株式会社と連携協定を締結している。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/kyoutei.html>



◆ ヤックスケアサービスと博全社との連携協定

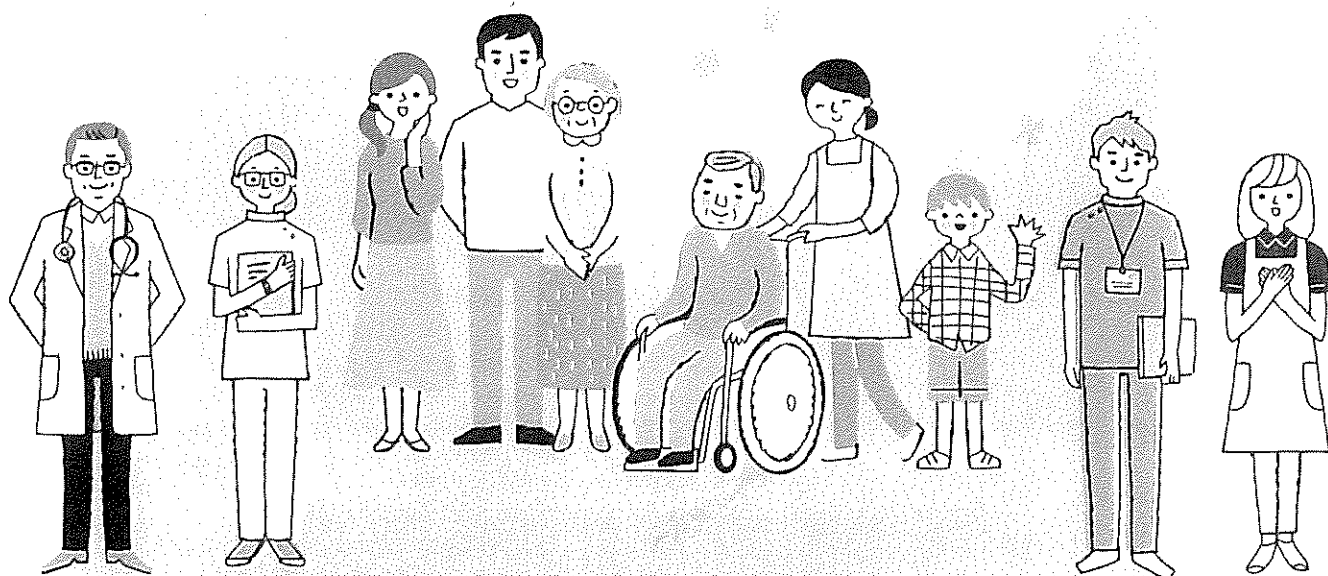
千葉市民の終活を支援（エンディングサポート）し、市民が住み慣れた地域で自分らしく生活できる、地域包括ケアシステムの構築を目的として、ヤックスケアサービスと博全社と連携協定を締結している。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/yakkusuhakuzensya.html>



24

令和4年度 千葉市 入退院支援 の手引き



目的

千葉市では入退院の際に病院と介護事業者が協働し、情報共有を行うことで、スムーズに医療・介護サービスの提供につなげ、サービスや支援を要する高齢者が安心して治療や生活の支援が受けられるように関係者の連携を推進していきたいと考えています。新たに資格を取得したケアマネジャーや、新しく配属された病院の地域連携室のソーシャルワーカーに特に活用いただければと思います。

手引きの活用について

本書は千葉市内の病院、診療所、あんしんケアセンター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、各介護サービス事業者、介護保険利用の入所施設、各区保健福祉センター等を対象とした入退院支援の参考です。なお、患者・利用者の支援を円滑に行うために、今まで当該事業者間で了解されている方法や、当該入退院時に別途調整した連携方法については本書に示した内容に優先するものとします。

介護保険サービスをご利用になる 市民・介護サービス事業者の 皆様へ

本書の 目的

介護保険給付による各種のサービスは、加齢に伴う心身の変化によって生じる生活上の問題に対して、国民の共同連帯の理念に基づく適切な保健医療・福祉サービスにより、支援を必要とする方の健康・福祉の増進を図るものとされています。（介護保険法第1条）

一方で、最近、介護の現場において、サービス事業者に対する無理な要求や威圧的な言動等、いわゆるハラスメントが問題になっています。

また、そのようなハラスメントを受けて、サービス事業者が対応に苦慮する場面や、心身に負担を感じ離職する従業者が発生しているといった実態も報告されています。

そこで、千葉市では、適切な介護保険サービスの提供のため、利用者及びご家族の皆様とサービス事業者の皆様に、知っておいていただきたい基本情報のリーフレットを作成しました。

介護現場におけるハラスメントの例とともに、利用者及びご家族の皆様へのお願いと、サービス事業者の皆様が取り組むべき対策などを示すことにより、ハラスメント防止の一助となること、ひいては持続可能な介護保険制度の構築を目的としています。

ハラスメントとは

サービス事業者との対応や、サービスの要望や依頼を行なう際、次のような行為はハラスメントに該当し、サービスの提供が難しくなる場合があります。

身体的暴力 (器物破壊を含む)	物理的な力を使って、相手の身体や所有物に危害を加える、またはその恐れのある行為 【例】 ◆たたく、ける、つねる ◆物を投げる、つばを吐く
精神的暴力	個人や所属する組織の尊厳や価値を言葉や態度で傷つける行為 【例】 ◆大声を発し、威圧的な態度で接する ◆土下座を強要する ◆制度上不可能な要求を行い、行政に報告するなど脅迫したり、叶うまで何時間も要求し続ける ◆時間を問わず、執拗に電話やメールを送り続ける ◆事業者の悪評等を、一方的にSNSなどに投稿し、不特定多数の人に晒す
セクシャル ハラスメント	性的な言動や行為 【例】 ◆ひわいな言動を繰り返したり、関係を迫る ◆必要もなく身体を触る ◆必要以上に身体を触るよう要求する

☒ **注：** 上記のような行為が、認知症や障害の症状として認められる場合はハラスメントではありません。
主治医や関係機関と連携し、症状への対応を検討しましょう。

在宅療養を支援する

専門職の皆さま



急変したら!?

お金のことって…

親族はいるの?

おひとりさま 支援の手引き

身寄りのない高齢者の支援については、具体的ではなくとも、「こんな支援が要るかも…」「この辺を聞いておかないと…」とすることがあると思います。

また、利用者から「誰にも迷惑を掛けたくない」「誰も頼れる人がいないけど、死んだらどうなるの?」と聞かれた事があるケアマネジャーも多いと思います。状況に応じた場面ごとに確認しておくべきポイントを把握し、どの利用者でも「想定内」の対応がとれる、そんな手引きをつくりました。



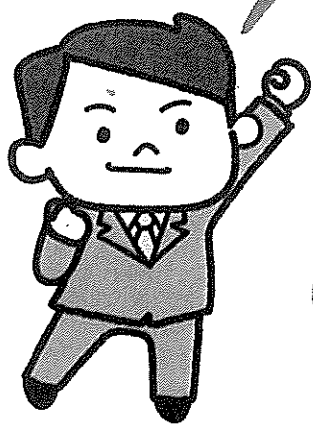
高齢者の皆さんの 身近な相談窓口

千葉市あんしんケアセンター

----- 地域包括支援センター -----

あんしんケアセンターは千葉市が民間の社会福祉法人や
医療法人に業務を委託し運営している公的な機関です。
(介護保険法に定める地域包括支援センター)

社会福祉士



高齢者の皆さんやその家族を
私たちがチームで支えます!

?



家族の介護で困って
いるけれど、
どこに相談したらいいの?

介護保険は
どうしたら
使えるの?



主任ケアマネジャー

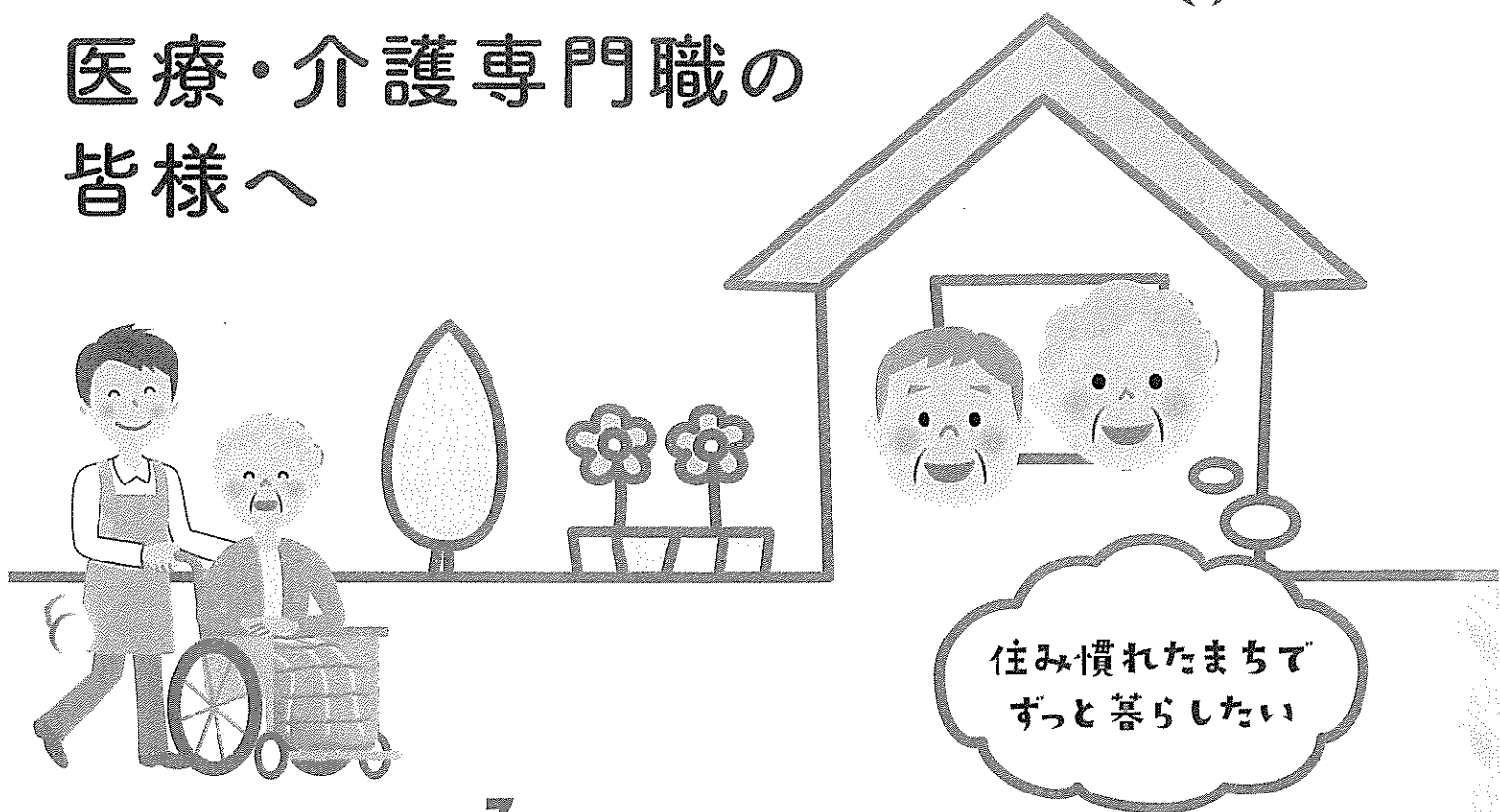


保健師

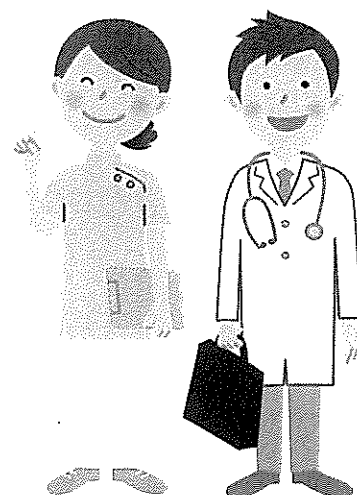
お住まいの町ごとに担当が
分かれていますので、ご確認ください。

担当のあんしんケアセンター

医療・介護専門職の
皆様へ



その
道
をつ
なぐ
のが



在宅医療・介護
連携支援センター
です



地域の医療・介護を探したいときは…

医療・介護 資源情報管理システム

をご利用ください！



携帯・スマートフォンなら
下のQRコードから
簡単アクセス



市民のみなさま向けに、介護サービス事業所や医療機関などを
誰でも簡単に検索いただけるシステムです。

地図・住所

から探す

機関名

から探す

サービス

から探す

- 直接URL (<https://carepro-navi.jp/chiba>) を入力する。
- 千葉市公式HP (<https://www.city.chiba.jp/index.html>) から
「市政全般」>「組織案内」>「組織から探す」>「保健福祉局」
> 保健福祉局福祉部在宅医療・介護連携支援センターをクリックする。

千葉市 けあプロ



保健福祉局健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター
千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター4階
電話：043-305-5021 ファックス：043-305-5079

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	3
支 出 日	2024年7月11日		支出金額	46,640 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
別紙様式3-2 (議員用)								議

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議員 様

議員名 (※)

藤岡和枝

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 調査先（研究・研修会会場） ・千葉県千葉市
・愛知県豊田市
- 期 間 令和 6 年 7 月 10 日 ～ 令和 6 年 7 月 11 日
- 出張者氏名（議員名） 藤岡和枝

4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

- ・千葉県千葉市「千葉市学校長寿命化計画について」
- ・愛知県豊田市「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について」
～日本型CFCI実践自治体の取組～

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金 額	領収書の有無※	備 考
7/10	阪急	逆瀬川～大阪梅田	290円	✓ 無	① 200 × 2
	JR	大阪～千葉	15,070円	✓ 有	
	モノレール	千葉⇄市役所前	400円	✓ 無	
	JR	千葉～名古屋	11,650円	✓ 有	
7/11	地下鉄	名古屋⇄豊田市	1,660円	✓ 無	② 830 × 2
	JR	名古屋～大阪	6,480円	✓ 有	
	阪急	大阪梅田～逆瀬川	290円	✓ 無	
合 計			35,840円	✓	

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人	1	金 額	計	10,800 円
6 交通費	ガソリン代			円
	高速代			円
	駐車場代			円
	自動車借上料			円
	計			円

7 出席者負担金・会費 @ × 人 = 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



領収書

Receipt

領収年月日
金額

2024-7-6

登録番号: T1120001059675

¥15,070 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(10316 2枚)

西日本旅客鉄道株式会社

宝塚駅F1発行

20317-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

7/10 大阪 → 千葉

(新大阪 → 品川 阿は新幹線)

7/10 千葉 → 名古屋 (東京 → 名古屋間は新幹線)

領収証

藤岡 和枝 様

2024年 7月10日

金11,650円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

千葉802 No.000011

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書 兼 利用明細書

藤岡和枝 様

領収金額	¥10,800
宿泊代	¥10,800
小計	¥10,800
10%対象	¥981
合計	¥10,800
現金	¥10,800

部屋番号 : 1226

宿泊期間 : 2024/07/10 - 2024/07/11

アバホテル (名古屋駅前)
TEL 052-433-40121

アバホテル株式会社

登録番号: T4010401043403

取引番号: 143004P071053423 2024/07/10 19:32

・本領収書は再発行できません。

駅-No 51301160

領収書-No 98
窓口-No 13

領収書

藤岡和枝 様

金額 ¥6,480円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年 7月11日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

名古屋駅

現金 納付

7/11

名古屋 → 大阪

(名古屋 → 新大阪間は
新幹線)

出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和 6 年 7 月 1 0 日（水）1 3 時 3 0 分～ 令和 6 年 7 月 1 1 日（火）1 3 時 0 0 分
調査先（研修・研究会会場） ・千葉県千葉市役所 ・愛知県豊田市役所	
<調査・研究の報告> ◎千葉県千葉市「千葉市学校長寿命化計画について」 （添付資料に基づいて） 第 1 章 背景・目的等 第 2 章 学校施設の実態 第 3 章 学校施設の目指すべき姿 第 4 章 学校施設整備の基本的な方針等 ★千葉市学校施設長寿命化基本計画 ●平成 3 1 年 3 月に策定 ●計画期間は、平成 3 1 年度～令和 1 0 年度（1 0 年間） ●平成 2 7 年 5 月に策定した「千葉市公共施設等総合管理計画」の個別計画の位置付け ●千葉市の学校施設について、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を推進しつつ、安全性の確保や性能・機能の維持向上を図るための方針を明らかにすることを目的とする。 △計画のポイント ●学校施設の目標使用年数を原則として 8 0 年と設定し、コンクリートの圧縮強度や中性化の深さの状況に応じて 7 0 年または 6 0 年と設定する。 ●建築 2 0 年目に大規模改造、4 0 年目にアップデート改修を含む大規模改修を行う。 △千葉市の学校規模 ●令和 6 年度千葉市の学校は 1 6 6 校＜平成 3 0 年時は 1 7 1 校＞ 市有建築物全体の約 5 0 %（延床面積ベース） △財政負担の平準化と縮減に向けた検討 ●改築時期の平準化 ●今後の取組 （1）施設規模の縮減 児童生徒数の縮減にあわせて、個々の学校施設の規模の縮減を図る必要がある。既存と同規模での改築ではなく、適正な施設規模を検討していくことが不可欠。 （2）学校適正配置に向けた取組 少子化が進展する中で、学校教育本来の役割を充分发挥するためには、一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。学校規模の適正化及び適正配置に向けた取組を推進する。	

(3) 他の施設との複合化

周辺公共施設との複合化を図ることで、地域とともにある学校づくりを推進するほか、学校を含めた地域の公共施設全体の総量縮減を図る。

<所見>

学校施設については、老朽化対策に加え、地域防災拠点としての安全性及び機能の強化を図る整備を行い、安全・安心を確保する必要がある。とともに、子どもたちの多様な学習活動を可能とし、学習環境の向上を目指す取組が求められている。そして、これからの社会の変化や各地域の実情等を踏まえ、周辺施設との複合化など地域とともにある学校づくり、学校を核としたまちづくりの視点を持ち、これからの時代を見据えた取組は、非常に示唆に富む施策であると考ええる。それについては、本市にとっても大きな課題であるので、今回学んだことを参考に本市ならではの取組に繋げていきたい。

◎愛知県豊田市「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について」

～日本型 CFCI 実践自治体の取組～

(添付資料に基づいて)

1 子ども施策の位置づけ こども家庭庁（令和5年4月創設）

●「こどもまんなか社会」

常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする

●こども基本法（令和5年4月施行）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 豊田市の取組

●豊田市子ども条例

豊田市は、平成19年、愛知県で初めて「児童の権利に関する条約」に基づく「子ども条例」を策定。条例を作る際も、たくさんの子どもの意見を聞いて条文を作成している。

① 制定経緯

子どもスマイルプラン重点施策（次世代育成行動計画）

2005年10月 「子ども条例検討部会」の設置←大人だけ

2005年11月 「子ども委員」の公募

2006年 8月 「地域子ども会議」の開催 26中学校区

2006年10月 「とよた子ども市議会」の開催

2007年 9月議会「豊田市子ども条例」の制定

豊田市は、愛知県で初めて“子ども条例”を策定 条例の策定を契機に、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進すると宣言

② 豊田市子ども条例の3原則

子どもの尊厳 大人と社会の役割

子どもにやさしいまちづくり

③ 豊田市子ども条例で保障する4つの権利

・安心して生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・自分らしく生きる権利 ・参加する権利

←【子ども委員の意見】

子どもが“守られる”というよりも、子ども自身が主体となった表現で権利の保障のあり方を示すべき⇒子どもを主体とした表現に！

●豊田市子ども条例に基づく取組

- (1) 豊田市子ども総合計画
- (2) 子ども会議
- (3) 子どもの権利擁護員、子どもの権利相談室
- (4) 子どもの権利学習プログラム

△子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた

●ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体

豊田市子ども条例は、「子どもにやさしいまち」を実現することを目的としており、これまで子ども総合計画を策定し、子どもに関わる部署と連携し、取組を推進してきた。

ユニセフが定める「子どもにやさしいまち」の世界基準を使うことによって、豊田市の子どもにやさしいまちづくりの更なる推進を目指す。

●ユニセフ CFCI とは

Child Friendly Cities Initiative

「子どもにやさしいまちづくり事業」

子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動
現在58か国の5,676の自治体やコミュニティ（2021年3月現在）で展開されている。

- ・ユニセフは1996年から世界各国で実践自治体を増やす取組を推進
- ・豊田市は2025年1月の実践自治体認証を目指す

●ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体の承認について

△承認のメリット

ユニセフの基準に基づき、できている・できていないことを「見える化」が可能

*ユニセフのロゴを使用したPR、日本ユニセフ協会を通じたPRができる

△承認に向けた取組

令和7年1月の承認を目指して

ユニセフが世界的に示す構成要素に対応する「日本型 CFCI モデルチェックリスト」に基づく評価項目の策定及びそれに基づく評価

△構成要素（①～⑨の全ての自治体に共通、⑩は各自治体で設定）

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 子どもの参画 | 子ども会議 子ども関連計画 |
| ② 子どもにやさしい法的枠組み | 子ども条例 |
| ③ 子どもの権利の保障の施策 | 子ども総合計画 |
| ④ 子どもの権利部門または調整機構 | 子ども・若者部の設置 |
| ⑤ 子どもへの影響評価 | 庁内各計画での評価 |
| ⑥ 子どもに関する予算 | 子ども施策予算の見える化 |
| ⑦ 子どもの報告書の定期的発行 | 子ども白書 |

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ⑧ 子どもの権利の広報 | 子どもの権利学習プログラム |
| ⑨ 子どものための独立したアドボカシー活動 | 子どもの権利擁護委員 |
| ⑩ 市民団体と連携した居場所づくり | * 自治体の独自項目 |

3 豊田市が取り組むべきこと

●子どもの参画と意見反映

子どもにやさしいまちづくりの推進を更に加速するため、各部局で実施する子ども・若者に関連する施策・計画の策定時、政策評価時に子ども・若者の参画と意見反映をする。

4 スケジュール

時期	内容	備考
R6.4	チェックリスト提出【1回目】	ルーブリック評価案の確認
R6.7	子どもにやさしいまちづくり推進会議で審議	会議内で審議
R6.9	チェックリスト提出【2回目】	自己評価や会議の状況を記載し 最終提出
R6.11	市民への意見聴取 (市民団体と今後相談)	チェックリストを公開し、子ども を含む市民の意見聴取
R7.1	実践自治体として承認!	更なる PDCA 全庁的に対応

<所見>

子どもにやさしいまちづくりという視点でこれまでも市の施策を推進されている豊田市の取組は、非常に参考になるものであると考える。市民団体の協力も大きく、子どもの主体性を尊重し、子どもにやさしいまちづくりというコンセプトを全庁横断的に落とし込んでいこうという気概を強く感じる場所である。ユニセフの基準に基づき、「できている」「できていない」ことを「見える化」を可能にしていくことで、より本市の子ども施策が大きく進むものであるということをあらためて認識できたと思う。

千葉市学校施設長寿命化基本計画【概要版】

第1章 背景・目的等【本編 P 1】

- 背景
○本市が所有する施設全体の約50%（延床面積べ-）を占める学校施設の老朽化は、深刻な課題であり、今後多額の財政支出が危惧される。
○「長寿命化基本計画（以下「老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」）や、文部科学省「長寿命化計画及び本市の公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」の策定が求められている。
○第2次千葉市学校教育推進計画を踏まえて、学校施設の整備・維持管理を行っていく必要がある。
- 目的
本市学校施設について、中長期的なトータルコストの削減・平準化を推進しつつ、安全性の確保や性能・機能の維持・向上を図るための方針を明らかにする。
- 計画の位置付け
本市学校施設に関する「個別施設計画」として位置付け
※各年度の事業量や実施時期等は、予算や国庫補助の状況等を踏まえて決定
- 計画期間
平成31年度～平成40年度 ※平成36年度を目途に見直し
対象施設 ※平成30年4月1日現在
171校（小学校・中学校・特別支援学校・高等学校）

第2章 学校施設の実態【本編 P 3】

- 学校施設の運営状況等
(1) 学校施設一覧
本編 P 3～6 に記載のとおり
(2) 児童生徒数等の推移
○平成30年5月現在の小中学校の児童生徒総数は、71,472人であり、ピーク時（昭和57年）の約55%となっている。
○平成52年には、平成30年比で約3割減の見込み
(3) 学校の分布状況
児童生徒数の減少に伴い、今後小規模校が増加の見込み
(4) 施設関係経費の推移
平成24～29年度の平均：約76億円/年
(5) 学校施設の保有量と今後の維持・更新
○延床面積約115.0万㎡（1,071棟）の学校施設を保有
○建築後30年以上経過した建物が全体の約8割に到達
○多くは昭和40～50年代に集中して建築されており、今後、改修・改築のニーズを一斉に迎える
○築60年で改築した場合、今後40年間で6,146億円（平均154億円/年）必要となるほか、前半20年間に改築が集中し、平均178億円/年に達する見込み【図表2-11（裏面参照）】
- 学校施設の老朽化の実態
(1) 構造躯体の健全性
鉄筋コンクリート造の学校施設の構造躯体は、概ね健全
(2) 構造躯体以外の老朽化
屋上や外壁、内部仕上、設備等は、経年劣化等が進み、様々な支障が発生

第3章 学校施設を目指すべき姿【本編 P 18】

下記のとおり「学校施設を目指すべき姿」を掲げ、今後の環境整備に取り組む。

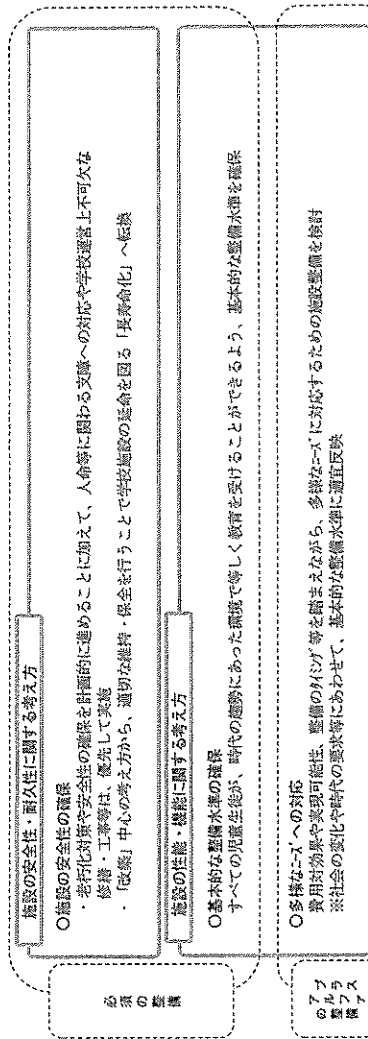
学校施設を目指すべき姿

- 安全性の確保
老朽化対策に加え、地域防災拠点としての安全性及び機能の強化を図る整備を行い、安全・安心で衛生的な学校施設を目指す。
- 学習環境の向上
多様な学習活動を可能とし、学びが1つの変化等にも柔軟に対応可能な環境の整備を行い、学習環境の向上を目指す。
- 生活環境の向上
生活様式の変化や、社会の多様化等に留意し、機能性や利便性を高めるとともに、省エネ化の推進等により、生活環境の向上と環境負荷の低減を目指す。
- 地域とともにある学校施設づくり
社会の変化や各地域の実情等を踏まえながら、周辺施設との複合化や地域活動の拠点確保等についても検討を進め、地域とともにある学校施設を目指す。

第4章 学校施設整備の基本的な方針等【本編 P 20】

1 施設整備の考え方

学校施設の実態を踏まえつつ、「学校施設を目指すべき姿」を見据えてより効果的で効果的な整備を進めるため、以下の考え方を設定



2 施設の長寿命化

安全性を確保するため、コスト削減・平準化を図りつつ、予防保全を行い、長寿命化を図る。また、その実現に向けて以下の考え方を設定

(1) 目標使用年数

- 原則「80年」に設定。ただし、一部については躯体の健全性により、「70年」「60年」に設定 ※棟ごとに設定
- 効率性等を考慮し、整備は原則「学校単位」で実施

(2) 改修周期

築20・60年目に原状回復を目的とした大規模改修を、築40年目に性能・機能向上も含めた保全を行う「アップグレード改修を実施

3 基本的な整備水準

※時代の要求に沿った整備となるよう、実施内容は適宜見直し

4 学校適正配置に向けた取組みの連携

学校教育基本法の役割を十分発揮するため、「第3次千葉市学校適正配置計画」を策定し、学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めており、取組みの進捗状況を踏まえ、今後の学校施設整備に取り組む。

【基本的な整備水準（一部抜粋）】

分類	項目
学習環境	①学習・読書環境（図書関係） 教員用・教員用2025年 他
生活環境	②生活・学習環境、防犯 272㎡、洋式トイレ、防犯カメラ 他
地域との関わり	③校口付受水溝、防災対応力 他

第5章 将来費用の見通しと今後の取組み【本編 P32】

1 将来費用の見通し【図表5-1】

- 長寿化により、今後40年間のコストを一定程度「縮減」可能
- 長寿化だけでは、改築時期の集中は避けられず、コストの「平準化」は困難

2 財政負担の平準化と縮減に向けた検討

- (1) 改築時期の平準化
 - 改築時期の前倒しにより、コストの一定の「平準化」と「縮減」が可能
 - 今後10年間は、大規模改修及びびびアップ改修、外壁やトイレ等の改修を実施
- (2) 学校適正配置に向けた取組み
 - 活力ある学校づくりのため、「取組みの優先度」が高い学校の適正配置が進むとともに、跡施設を売却することを想定【図表5-4】
- (3) 施設規模の縮減
 - 保有資産有効活用観点から、児童生徒数減少にあわせた学校施設規模の縮減が不可欠であり、改築面積の縮減を想定【図表5-5】
 - ※個々の学校施設の改築に当たっては、児童生徒数推計等を踏まえつつ、変化する教育ニーズ等に応じながら、適切な規模を検討

3 今後の取組み

- 試算結果は、過去の施設関連経費の平均額を大幅に上回り、現実的には財源の確保が難しい。
- 試算とおりの整備は困難であり、さらなるコスト縮減と財源確保に向けた取組みを早期に進めていく必要がある。

(1) 施設規模の縮減と汎用性・効率性の高い施設の整備

- 改築時には、個々の学校施設の必要規模（敷地や延床面積等）を精査

- 他用途への転用や不要部分の切り離しが可能な汎用性の高い学校施設の整備、効率的な改築（低コストな方法等）を検討

(2) 新たな視点を取り入れた学校適正配置の推進

- より良い教育環境の整備に向けて、学校適正配置の取組みを一層推進

- 目標使用年数や改築時期、施設規模等も考慮した適正配置の検討
- 従来圏域全体の児童生徒数推計を見通したうえで、学区の調整による学校規模の適正化や学校適正配置を戦略的に推進するなど、新たな視点を検討

(3) 他施設との複合化

- 資産の有効活用観点から、周辺施設との複合化を積極的に検討

- ア 周辺公共施設との複合化により、地域とともにある学校施設づくりを検討するほか、地域の公共施設全体の総量縮減を推進

- イ 民間施設との複合化の検討により、資産の有効活用を一層推進

- (4) 学校跡施設の有効活用
 - 財源の確保や資産の有効活用観点から、学校跡施設の売却・貸付を推進し、学校施設整備の原資につなげていく。

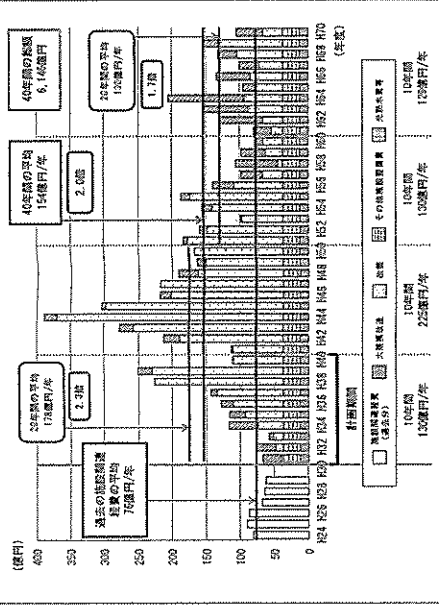
(5) 総合的な取組みの推進

- 上記(1)～(4)は、総合的に検討していくほか、地域の特性等も踏まえつつ、様々な可能性を考慮

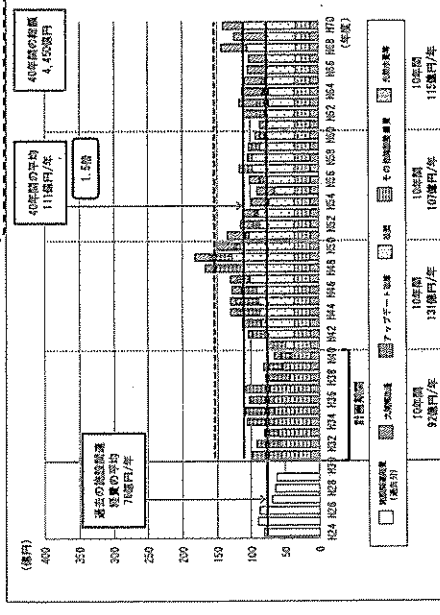
- 計画の見直し（平成36年度を目標）にあたり、上記(1)～(4)の検討結果や進捗を踏まえ、総合的な観点から柔軟に対応

- 方や本市の施策展開を踏まえ、総合的な観点から柔軟に対応

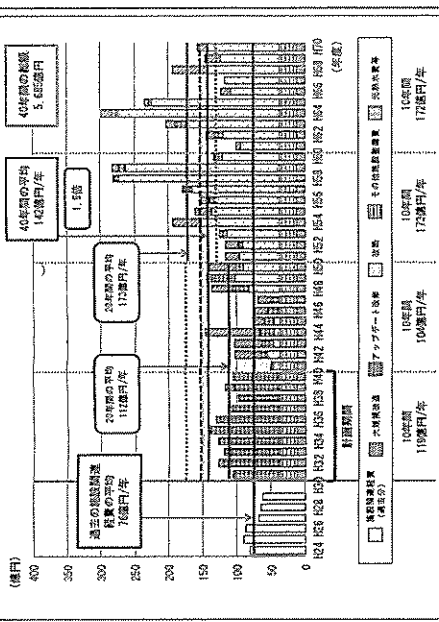
【図表2-11】第60年で改築した場合



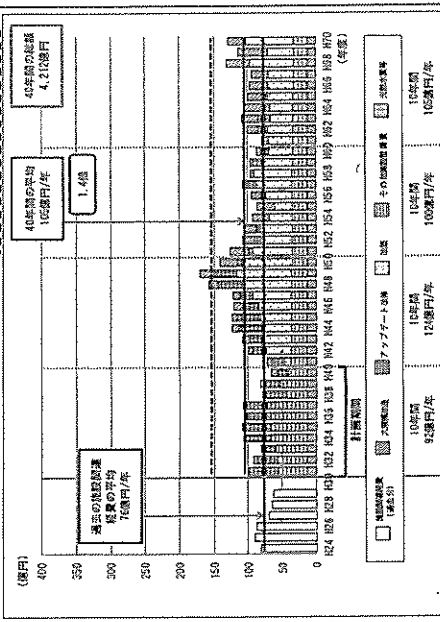
【図表5-4】学校跡施設を売却した場合



【図表5-1】長寿化した場合



【図表5-5】改築面積を縮減した場合



第6章 計画の継続的運用【本編 P43】

1 改修等の優先順位付けの考え方

- 目標使用年数だけでなく、構造躯体以外の劣化状況等も踏まえ、改修・改築の優先順位を見直し
- 目標以外の劣化状況の評価は、文部科学省の「学校施設の長寿化計画策定に係る解説書」の考え方を参考として活用

2 適切な点検の実施

- 日常点検・法定点検・定期点検の適切な実施と、点検結果を踏まえた改修や修繕により、効率的・効果的に長寿命化

3 施設情報の管理

- 学校施設の基本的情報や工事履歴・点検結果等を、一元的に管理・蓄積・共有可能な仕組みづくりを検討

4 推進体制等の整備

- 各学校・教育委員会・市長部局の一層の連携・協力を推進

学校施設の新増築、改修工事等に係る経費の決算状況

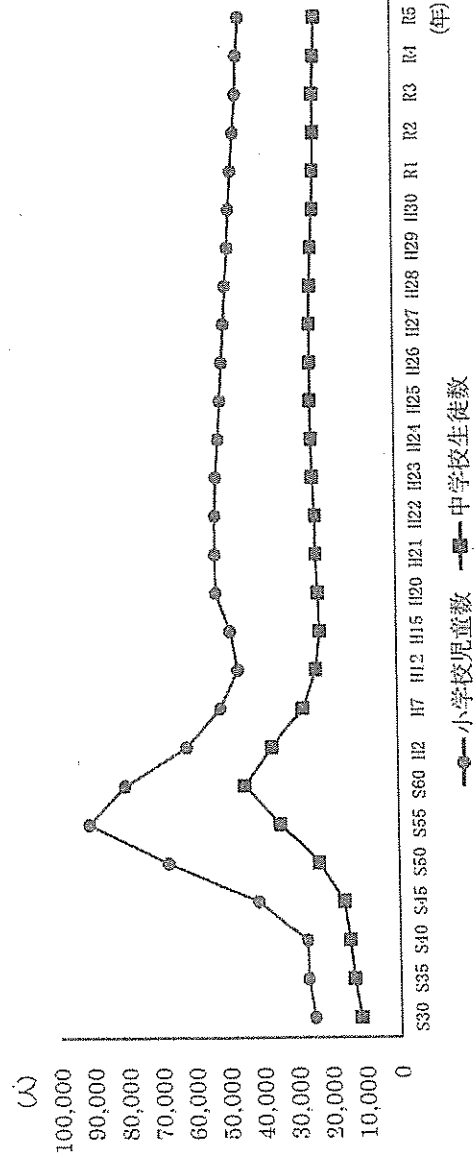
(主要施策の成果説明書から抜粋)

	H30	R1	R2	R3	R4	備考
(千円)						
合計	4,703,315	7,757,394	5,949,145	7,852,208	5,377,826	学校施設の新増築、 改修工事等に係る経 費の合計
国費	1,249,194	1,864,191	1,107,130	2,134,279	1,368,974	
繰越金	200,114	86,613	59,907	89,946	77,990	
市債	3,041,000	5,476,000	4,474,000	4,975,000	3,758,000	
市費	213,007	330,590	308,108	652,983	172,862	
学校施設の環境整備	4,589,866	7,229,197	4,385,778	7,600,080	5,213,416	大規模改造 外部改修 トイレ改修 エアコン設置 ほか
国費	1,249,194	1,680,865	812,374	2,134,279	1,368,974	
繰越金	200,114	86,613	49,510	89,946	77,990	
市債	2,965,000	5,157,000	3,440,000	4,725,000	3,668,000	
市費	175,558	304,719	83,894	650,855	98,452	
適正配置改修	113,449	528,197	1,563,367	252,128	0	学校統廃合に伴う改 修及び大規模改造
国費	0	183,326	294,756	0	0	
繰越金	0	0	10,397	0	0	
市債	76,000	319,000	1,034,000	250,000	0	
市費	37,449	25,871	224,214	2,128	0	
中等教育学校整備	0	0	0	0	92,751	国際中等教育学校に 移行に伴う改修（稲 毛高等学校と同附属 中学校）及び大規模 改造
国費	0	0	0	0	0	
繰越金	0	0	0	0	0	
市債	0	0	0	0	70,000	
市費	0	0	0	0	22,751	
新設校建設	0	0	0	0	71,659	(仮称) 幕張新都心 若葉住宅地区小学校 新築
国費	0	0	0	0	0	
繰越金	0	0	0	0	0	
市債	0	0	0	0	20,000	
市費	0	0	0	0	51,659	

小・中学校児童生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	学校数(校)	学級数(学級)	児童数(人)	学校数(校)	学級数(学級)	児童数(人)	学校数(校)	学級数(学級)	児童数(人)
昭和25年	14	333	16,635	7	133	2,142	21	466	18,777
30	26	541 1/2	24,936	13	231	11,325	39	772	36,261
35	36	583	26,862	18	276	13,148	54	859	40,010
40	44	703	27,134	21	335	14,385	65	1,038	41,519
45	57	1,097	41,076	26	392	15,955	83	1,489	57,031
50	83	1,811	67,570	36	574	23,154	119	2,385	90,724
55	99	2,365	91,041	44	837	34,370	143	3,202	125,411
60	110	2,150	80,307	51	1,079	44,864	161	3,229	125,171
平成2年	110	1,890	61,850	52	977	36,686	162	2,867	98,536
7	114	1,698	51,695	54	913	27,621	168	2,611	79,316
12	118	1,560	46,539	56	701	23,477	174	2,261	70,016
15	119	1,629	48,679	56	664	22,250	175	2,293	70,929
20	120	1,822	52,781	57	714	22,644	177	2,536	75,425
21	120	1,844	52,941	57	745	23,308	177	2,589	76,249
22	120	1,854	52,848	57	745	23,346	177	2,599	76,194
23	117	1,854	52,569	57	767	24,076	174	2,621	76,645
24	116	1,857	51,734	57	769	24,313	173	2,626	76,047
25	113	1,833	51,037	56	784	24,558	169	2,617	75,595
26	113	1,838	50,518	56	785	24,511	169	2,623	75,029
27	112	1,814	49,857	55	791	24,565	167	2,605	74,422
28	112	1,805	49,318	55	775	24,302	167	2,580	73,620
29	111	1,823	48,535	55	767	23,994	166	2,590	72,529
30	111	1,812	48,142	55	752	23,330	166	2,564	71,472
令和元年	111	1,799	47,435	55	760	23,090	166	2,559	70,525
2	110	1,781	46,722	55	754	22,844	165	2,535	69,566
3	108	1,765	45,953	54	762	22,989	162	2,527	68,942
4	108	1,763	45,619	55	756	22,637	163	2,519	68,256
5	107	1,752	44,862	55	752	22,374	162	2,504	67,236

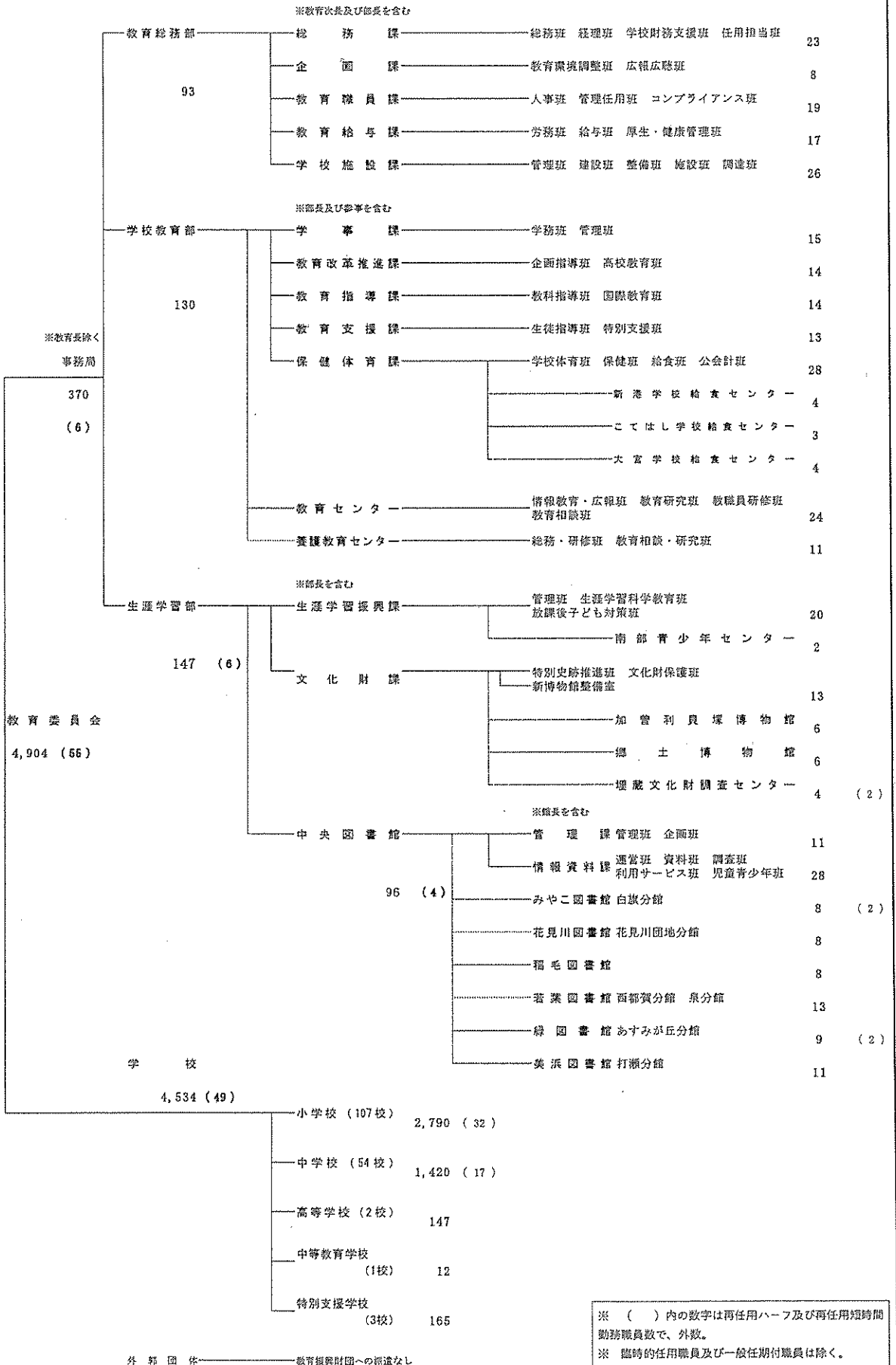
※中学校は中等教育学校(前期課程)も含む



教育委員会人員配置

令和5年4月1日現在

【教育委員会】
令和5年10月1日現在
教育長 鶴岡 克彦
教育長職務代理者 小西 朱見
委員 藤川 大祐
竹田 賢
高津 乙郎
大山 尊美



※ () 内の数字は再任用ハーフ及び再任用短時間勤務職員数で、外数。
※ 臨時的任用職員及び一般任期付職員は除く。

目次	
前文	
第1章 総則（第1条～第3条）	
第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）	
第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）	
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）	
第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）	
第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）	
第7章 雑則（第31条）	
附則	

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達を保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認められることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

（責務）

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもの権利と責任）

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

（1）命が守られ、かけがえない存在として大切にされること。

（2）愛情と理解をもってはぐくまれること。

（3）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

（4）平和で安全な環境の下で生活すること。

（5）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

（6）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

（7）困っていることや不安に思っていることを相談すること。

（8）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

（自分らしく生きる権利）

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

（1）ありのままの自分が認められること。

- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、

相談に応じ、対話などをしなければなりません。

3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。

5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。

6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律

第71号)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないよう取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

(4) 過激な暴力や性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害や加害

(6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様な豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨

励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受

けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

（勧告や要請などの内容の公表）

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

（活動状況などの報告と公表）

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

（子ども総合計画）

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

1 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議の委員は、30人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- （1）子ども総合計画に関すること。
 - （2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。
 - （3）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
- 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。
- 3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止

対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

（豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正）

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第34号）の一部を次のように改正する。

この豊田市子ども条例は、平成19年9月市議会定例会において全会一致により可決され、平成19年10月9日に公布されました。

（子ども条例に関するお問合せ先）

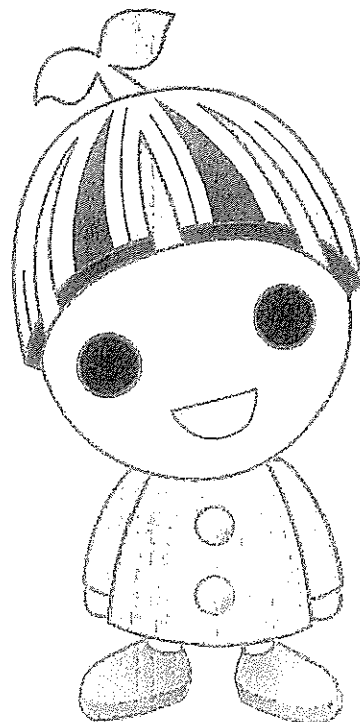
豊田市 子ども・若者部 子ども・若者政策課

TEL 0565-34-6630

FAX 0565-34-6938

E-mail kowaka@city.toyota.aichi.jp

20230401



ユニセフ日本型CFCI実践自治体 承認に向けた取組

豊田市こども・若者部
こども・若者政策課



子ども条例マスコットキャラクター「テルコ」

1

0 はじめに

- 1 子ども施策の位置づけ
こども家庭庁、こども基本法
- 2 豊田市の取組
子ども条例、ユニセフCFCI
- 3 今後取組むべきこと
- 4 スケジュール

2

1 子ども施策の位置づけ

「こどもまんなか社会」

常に子どもの最善の利益を第一に考え、
こどもに関する取組・政策をわが国社会の
真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを
取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こども
の権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、
健やかな成長を社会全体で後押しする

こども家庭庁(R5.4月創設)

3

1 子ども施策の位置づけ

こども基本法(R5.4月施行)

憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律

(子ども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

☞この流れを受けて、今後地方自治体でも子ども施策について
子どもの権利を軸に総合的に施策を進める動きが予想される。

4

2 豊田市の取組

1 豊田市子ども条例

次世代を担うすべての子どもが幸せに暮らせる地域社会を実現するため、子どもの権利を保障し子どもの最善の利益を図ることの重要性や、共に社会をつくる一員としての子どもの意見の尊重などについて規定するとともに、子どもの施策の推進に関する地方自治体の基本方針を定めることを目的とした条例です。

- ・豊田市は、平成19年、愛知県で初めて「児童の権利に関する条約」に基づく「子ども条例」を策定しました。
- ・条例を作る際も、たくさんの子どもの意見を聞いて条文を作成しています。



5

5

豊田市子ども条例

① 制定経緯

子どもスマイルプラン重点施策（次世代育成行動計画）

2005年10月 「子ども条例検討部会」の設置 *大久保*

2005年11月 「子ども委員」の公募

2006年 8月 「地域子ども会議」の開催 *26 伊藤俊正*

2006年10月 「とよた子ども市議会」の開催

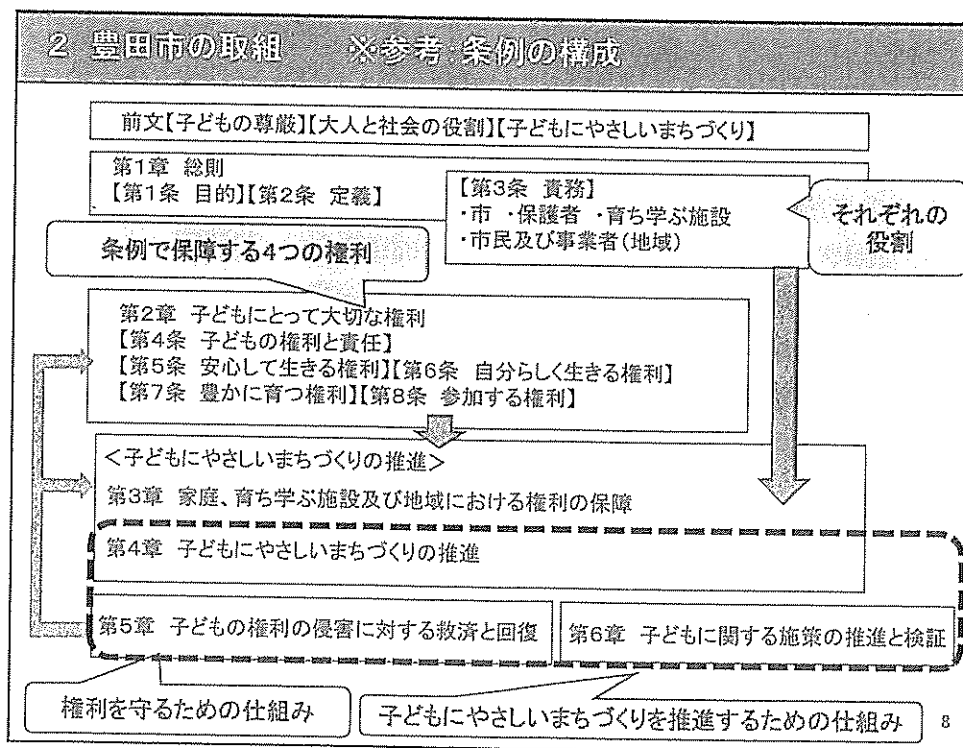
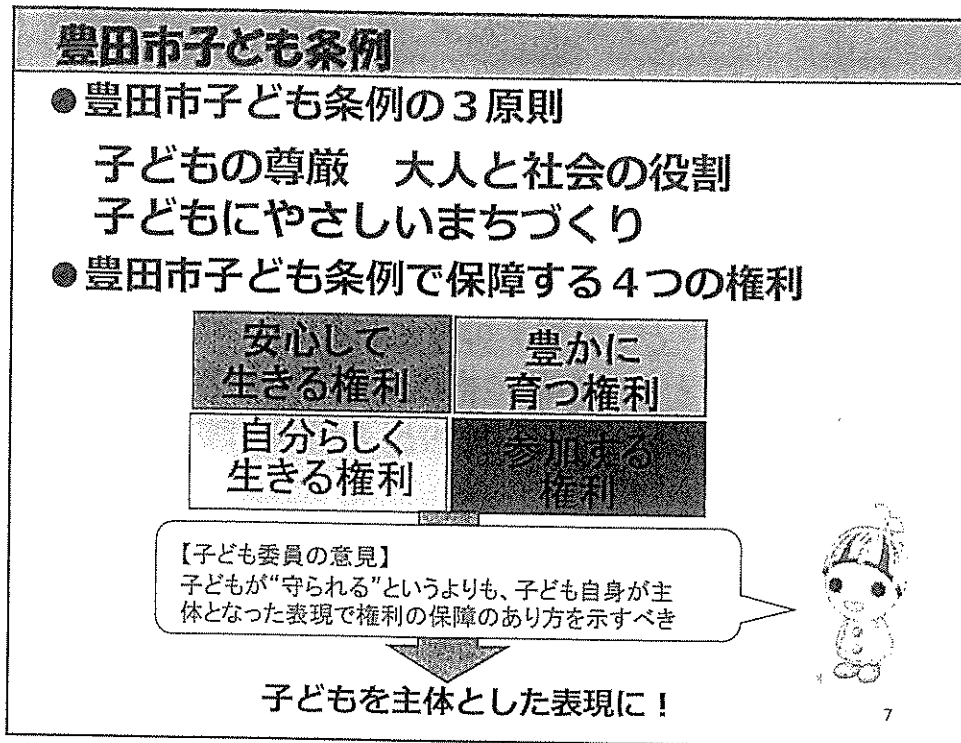
2007年 9月議会「豊田市子ども条例」の制定 *高橋一誠*

- ・豊田市は、愛知県で初めて“子ども条例”を策定
- ・条例の策定を契機に、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進すると宣言



6

6



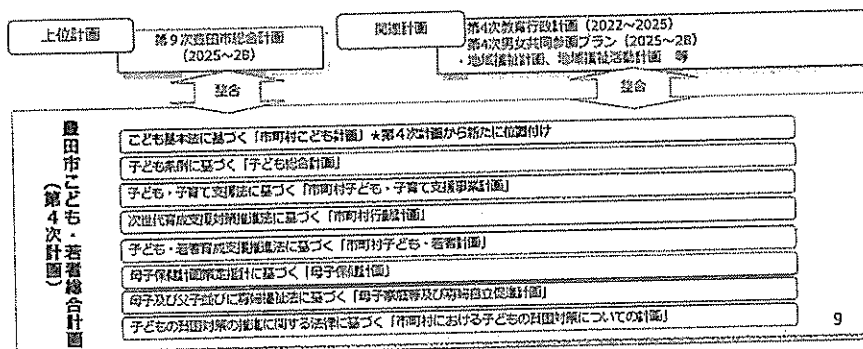
豊田市子ども条例に基づく取組

(1) 豊田市子ども総合計画

第27条 子ども総合計画

市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめるため、豊田市子ども総合計画を作ります。

●推進体制 子どもにやさしいまちづくり推進会議、庁内会議



9

豊田市子ども条例に基づく取組

(2) 子ども会議

第20条 子どもにやさしいまちづくりに関することについて、

子どもの意見を聴くために設置 *2008年度～実施

【対象】

市内在住、在学の小5～高校生 ※17歳までの在勤者も可



10

10

豊田市子ども条例に基づく取組

【子ども会議 活動の流れ（2021年度～）】

①自分たちの興味に基づき学ぶとともに、体験活動を実施



②自分たちに何ができるかグループに分かれて検討



③考えたこと・活動したことを基に発表

*自分たちができること +大人に実施してほしいこと



【子どもの意見聴取、提案について】

- ・子ども総合計画や教育行政計画策定時の意見聴取
- ・子ども条例マスコットキャラクター「チルコ」、子どもの権利相談室の愛称「こことよ」などの提案

11

11

豊田市子ども条例に基づく取組

（3）子どもの権利擁護員、子どもの権利相談室

第21条 子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、
その救済を図り、権利の回復を支援するため、
子どもの権利擁護委員を置く



○子どもの権利擁護委員（3名以内）

子どもの権利を擁護する“子どもの代弁者”

弁護士、臨床心理士、大学教授などの専門家が、専門的な知見から
子どもの権利侵害について救済

【子どもの権利相談室相談実績（2022年度）】

・新規相談回数95件／延べ相談回数722件

相談の主訴 ※新規（子ども、大人合わせたもの）

1位：交友関係の悩み（いじめ除く）...16件

2位：いじめ／家族関係の悩み...10件



12

12

豊田市子ども条例に基づく取組

(4) 子どもの権利学習プログラム

第12条 子どもの権利の周知と学習支援

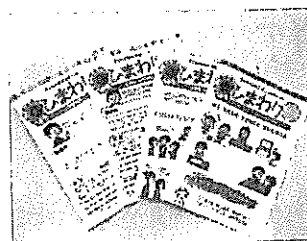
- ・ 子ども条例を具体的に学ぶ教材として、
「子どもの権利学習プログラム」を開発
- ・ 幼児、小1、小3、小5、中2を対象にした教材と
指導書を作成し、各校の教職員による授業を実施
- ＊小中学校：2009年～実施
- ＊こども園：2012年～実施

実施実績（2022年度）

小学校：68/75校

中学校：21/28校

こども園・幼稚園：83/97園



13

13

豊田市子ども条例に基づく取組

■ 子どもの権利学習プログラム

- ・ 子どもの権利啓発事業の実施（2019～2022年度）
市内中学校（28校）の教職員及び中学校生向けに
子どもの権利擁護委員による授業を実施



【2023年度～】

- ・ 教育委員会のプログラムとして、小中学校での子どもの権利
学習プログラムが必修となる
- ・ 小中学校の教職員・小学校5年生、保護者及び地域向けに、
子どもの権利擁護委員による研修を実施

14

14

豊田市子ども条例に基づく取組

■子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた 市民への周知

●実行委員会構成団体 20団体

●37分科会 子ども企画 14企画

●プレフォーラム

(1) サマーカレッジ

「戦争と子どもの権利」

(2) オータムカレッジ

「子どもアドボカシー文化って

なんだろう？」

(3) こどもライトまつり

(4) スプリングカレッジ

「声をきく活動からみえるこどもたちの今」



15

15

2 豊田市の取組

ユニセフ日本型CFCI実践自治体

豊田市子ども条例は、「子どもにやさしいまち」を実現することを目的としており、これまで子ども総合計画を策定し、子どもに関わる部署と連携し、取組を推進してきました。

ユニセフが定める「子どもにやさしいまち」の世界基準を使うことによって、本市の子どもにやさしいまちづくりの更なる推進を目指します。



16

16

2 豊田市の取組

ユニセフCFCIとは

Child Friendly Cities Initiative

「子どもにやさしいまちづくり事業」

子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、
子どもの権利条約を具現化する活動

現在58か国の5,676の自治体やコミュニティ(2021年3月現在)で展開されている。

- ・ ユニセフは1996年から世界各国で実践自治体を増やす取組を推進
- ・ 豊田市は2025年1月の実践自治体認証を目指す

17

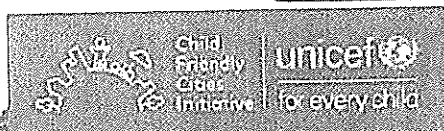
ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認について

(3) 承認のメリット

ユニセフの基準に基づき、できている・できていないことを「見える化」が可能

ユニセフの子どもに関係する分野は、以下のとおり
財政分野、地域コミュニティ、就労、司法、教育、遊び、
レクリエーション、スポーツ、交通機関、環境や健康、公衆衛生、
都市計画、公共事業、防災 等々

ユニセフのロゴを使用したPR、
日本ユニセフ協会を通じたPRができます。



18

18

ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認について

(4) 承認に向けた取組

令和7年1月の承認を目指して

ユニセフが世界的に示す構成要素に対応する
「日本型CFCIモデルチェックリスト」に基づく
評価項目の策定及びそれに基づく評価

実践自治体承認条件は、数値目標の達成ではなく、
個々の自治体の状況に合わせて目標を設定し、
PDCAサイクルを回し前進できていることが重要



19

ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認について

(5) 構成要素

豊田市子ども条例は策定時に9要素を踏まえていました！

構成要素 (①～⑨は全ての自治体に共通、⑩は各自治体で設定)

①子どもの参画 子ども会議 子ども関連計画	⑥子どもに関する予算 子ども施策予算の見える化
②子どもにやさしい 法的枠組み 子ども条例	⑦子どもの報告書の定期的発行 子ども白書
③子どもの権利の保障の施策 子ども総合計画	⑧子どもの権利の広報 子どもの権利学習プログラム
④子どもの権利部門または 調整機構 子ども・若者部の設置	⑨子どものための独立した アドボカシー活動 子どもの権利擁護委員
⑤子どもへの影響評価 庁内各計画での評価	⑩市民団体と連携した居場所づくり ※自治体の独自項目

20

3 豊田市が取り組むべきこと

子どもの参画と意見反映

子どもにやさしいまちづくりの推進を更に加速するため、各部局で実施する子ども・若者に関連する施策・計画の策定時、政策評価時に子ども・若者の参画と意見反映をする。

子ども・若者への意見聴取のポイントなど、国からガイドラインが出されました。
また、豊田市の子ども会議の実績を含めて、意見反映の事例を展開していきます。

また、各課が取り組むにあたり、支援できる仕組みを検討していきます！



21

21

4 承認までのスケジュール

時期	内容	備考
R6.4	チェックリスト提出 【1回目】	ルーブリック評価案の確認
R6.7	子どもにやさしいまちづくり 推進会議で審議	会議内で審議
R6.9	チェックリスト提出 【2回目】	自己評価や会議での状況を記載し、最終提出
R6.11	市民への意見聴取 (市民団体と今後相談)	チェックリストを公開し、子どもを含む市民の意見聴取
R7.1	実践自治体として承認！	更なるPDCA 全庁的に対応

22

22



千葉市教育委員会事務局教育総務部
学校施設課 学校環境改善担当

いのまた のりひこ

担当課長 猪又 紀彦
INOMATA Norihiko



〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所高層棟10階

電話 043 (245) 5921 FAX 043 (245) 5990

e-mail gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp(組織)

e-mail norihiko7619@city.chiba.lg.jp(個人)

こども・若者政策課

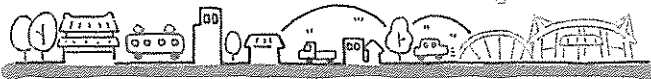
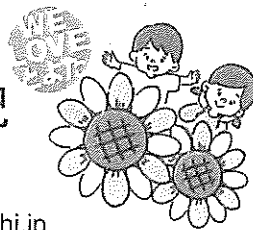
課長 宇佐美 由紀

USAMI YUKI

✉ kowaka@city.toyota.aichi.jp

☎ 0565-34-6630

☎ 0565-34-6938



別紙様式 1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	4
支 出 日	2024年8月13日		支出金額	2,500 円	
支 出 先	阪急/阪神				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

供 覧	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
	別紙様式3-2 (議員用)								議

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 (※)

藤岡和枝

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

1 調査先（研究・研修会会場）・奈良県奈良市

2 期 間

令和 6 年 8 月 13 日 ～ 令和 6 年 8 月 13 日

3 出張者氏名（議員名）

藤岡和枝

4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

・「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について
～日本型CFCI実践自治体の取組～

5 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
8/13	阪急/阪神	逆瀬川～新大宮	1,250円	無	
	阪神/阪急	新大宮～逆瀬川	1,250円	無	
合 計			2,500円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人	1	金額	計	円
6 交通費	ガソリン代			円
	高速代			円
	駐車場代			円
	自動車借上料			円
	計			円

7 出席者負担金・会費

@ × 人 = 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
 イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
 ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
 エ ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
 オ 通常経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
 カ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
 キ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
 ク 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
 ケ 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和 6 年 8 月 13 日（火） 13 時 00 分～ 令和 6 年 8 月 13 日（火） 14 時 30 分
調査先（研修・研究会会場） ・奈良県奈良市	
<調査・研究の報告> ◎奈良県奈良市 「子どもにやさしいまちづくり（CFCI）について（添付資料に基づいて）」 1. 奈良市について 【奈良市の魅力・特徴】 すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長できるまち なら ・過去 10 年における就学前児童の推移（H26 16,428⇒R6 12,989 ・合計特殊出生率の推移 R4 1.20 【奈良市の子どもにやさしいまちづくり推進に向けた主な取組】 ▶奈良市独自の子ども条例「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を制定（H27～） ▶子どもが意見表明をする立場である「子ども会議」を設置（H27～） ▶「奈良市子どもセンター」の設置（R4～） ▶子どもの権利に関するアンケート（R5） 2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的として、平成 27 年 4 月に施行。 ■条例の施行までに、子どもの声を聴くための取組を」3 年間かけて行った。 ■条例の名称に、「子どもにやさしいまち」（ユニセフ提唱）W 取り入れている。 ■子どもが意見表明し参加する場として「奈良市子ども会議」の設置を掲げている。 条例検討の取組 取組 1 アンケート調査 取組 2 インタビュー調査 取組 3 子どもワークショップ 取組 4 未来をひらく子どもシンポジウム（H25.5.19） ⇒奈良市子ども条例検討委員会（委員 6 人）で、アンケート調査、インタビュー調査、子どもワークショップ、シンポジウムで発せられた子どもたちの声を踏まえて条例を検討 ■基本理念 ・<u>日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることをすべての取組の基礎とする。</u>	

- ・子どもの意見に耳^{みみ}傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ・子どもにやさしいまちづくりを進めること=奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とする。

■奈良市子ども・子育て支援事業計画

(奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)の策定

- ・子ども・子育て支援法に基づき、市町村及び都道府県が策定する計画
- ・「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえ、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて様々^びな取り組みを進めていく。
- ・全118事業の進捗を管理。

■奈良市子ども・子育て会議で外部有識者からの評価を実施。

- ・「奈良市子ども・子育て支援推進本部」*関係部局横断的に組織 事務局：子ども政策課

3. 奈良市子ども会議

■奈良市子ども会議の設置

- ・子どもの意見表明や参加を支援するための取組(条例12条に明記)
- ・子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として設置。(平成27年度以降毎年開催)
- ・会議に参加する子どもたちが話し合い、意見をまとめ、市長・教育長に提出。

■子ども会議の流れ

- ・子ども会議(全5回)テーマについてグループで話し合い、「意見書」を作成

↓

- ・意見報告会 市長・教育長、関係部署へ子どもたちから直接報告
- ・提案実現 関係部署と子どもたちの意見を共有した上で、提案を実現
- ▶提案実現のために「自分たちに何ができるのか」についても意見のまとめと同時に子ども自身で考えてもらう→子ども会議が単なる要望の場になることを防ぐ
- ▶関係課を巻き込み、市役所全体で子どもの意見に耳を傾ける→意見書を手渡すだけのセレモニーになることを防ぐ

4. その他の取組

その他の取組①

「子どもの権利」に関するアンケート

【調査対象】市内在住の6～18才の子ども(*小学生～高校生の年代の人)

【調査内容】「子どもの権利」「子ども基本法」「子どもにやさしいまちづくり条例」の認知度

【回答者数】約9,000人

その他の取組②キャラクターPR活動

奈良市の子育て応援キャラクター「ももいろいろジーカ」奈良市で子育てをがんばるパパとママを応援するキャラクター

その他の取組③

子育ておうえんサイト「子育て@なら」、子育て情報のSNS発信

その他の取組④

なら子育て情報ブックの配布

その他の取組⑤

ユニセフ CFCI (Child Friendly Cities Initiative) =子どもにやさしいまちづくり事業

子どもの権利を実現すること（児童の権利に関する条約に明記）に市町村が積極的に取り組む、ユニセフが提唱する世界的な活動。

国内初！ユニセフ CFCI の取組の推進

日本型子どもにやさしいまち（CFCI）モデル検証作業（2年間）

「日本型子どもにやさしいまち（CFCI）モデルチェックリスト」を作成し、奈良市を含む5自治体で検証作業を実施。

⇒「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」として承認（令和3年12月）

引き続き、チェックリストをもとに市の事業評価を行い、全庁で「子どもにやさしいまちづくり」を推進。

<所見>

いじめ、児童虐待や貧困、不登校など子どもを取り巻く社会的環境の悪化を踏まえ、市長の意向もあり、子どもにやさしいまちづくり条例策定の検討を進めるとともに、日本ユニセフ協会との関わりの中で、注力するようになったという説明がありました。

少子高齢化社会の進展の中、「子どもにやさしいまちづくり」は、どの世代にも通じる大事な視点である。子どもの最善の利益を第一に考慮し、あらゆる施策遂行の底流に据える取組は、非常に参考になると考える。

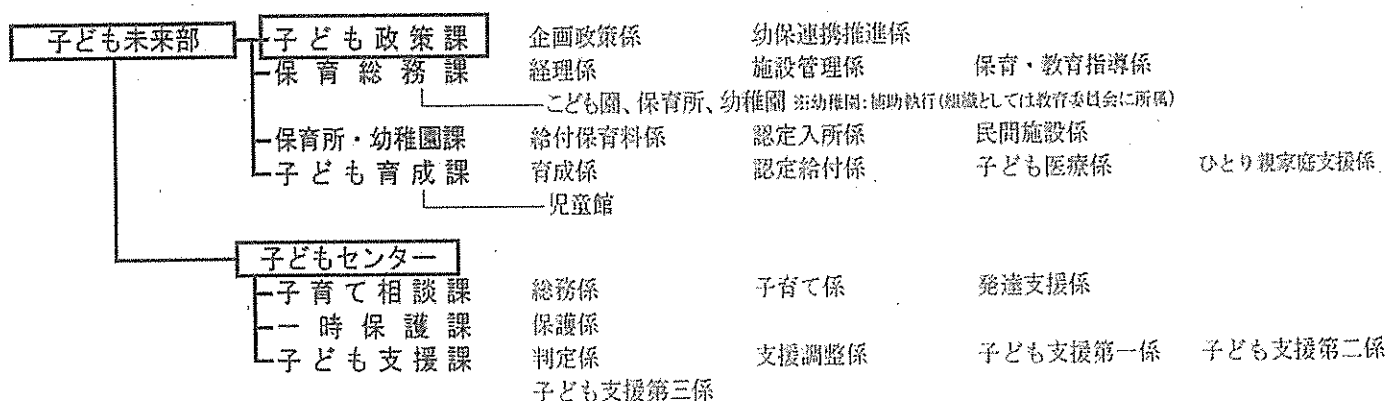
子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)について

奈良市 子ども未来部 子ども政策課

奈良市の子育て応援キャラクター
ももいろいくじーか

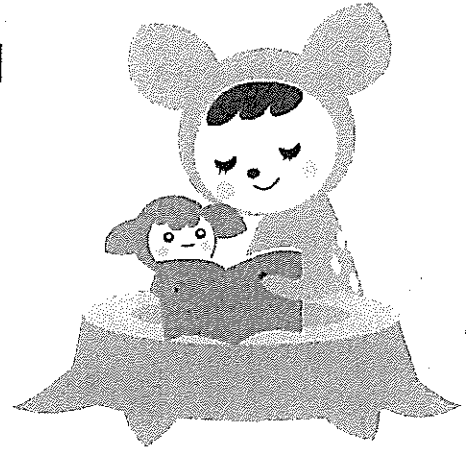


子ども未来部 組織図



説明内容

1. 奈良市について
2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
3. 奈良市子ども会議
4. その他の取組



2

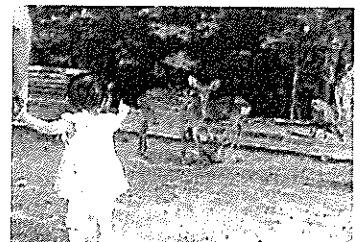
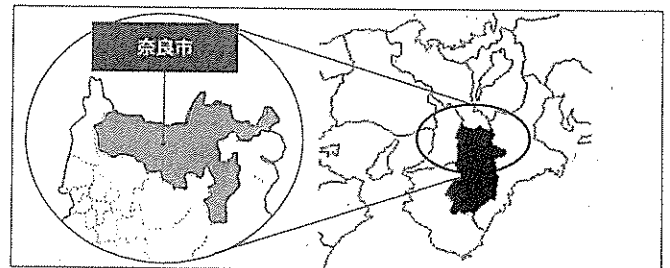
1. 奈良市について

【奈良市の魅力・特徴】

（すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら）

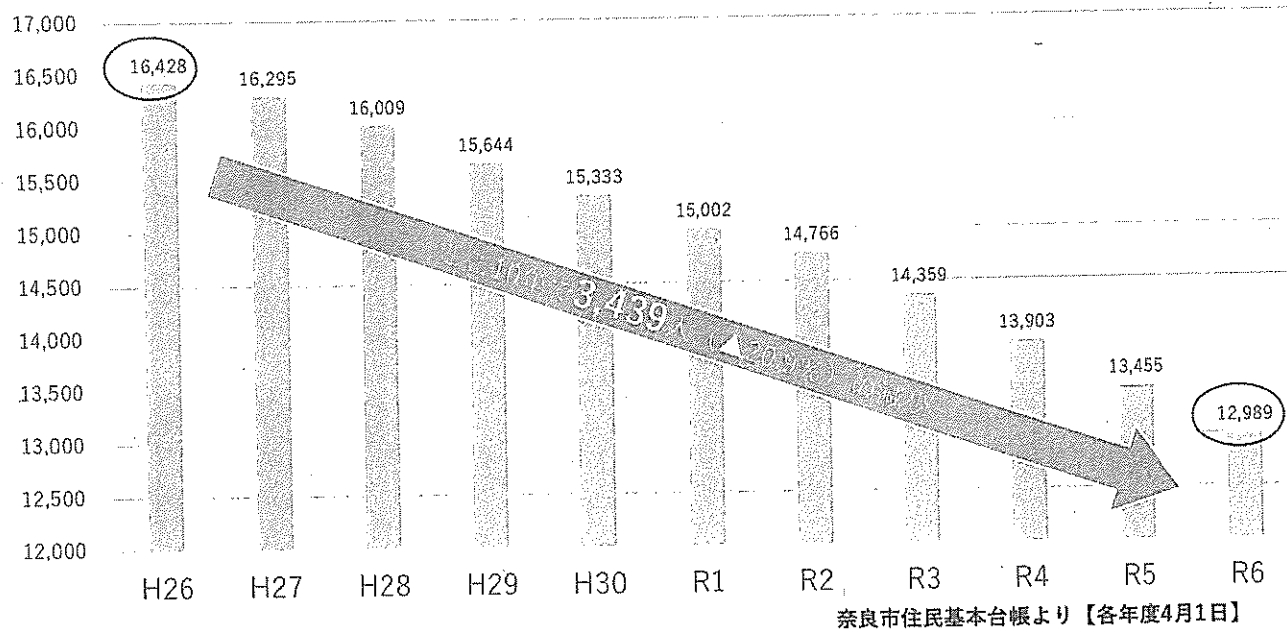
- ▶面積: 276.84km²(県内3番目の広さ)
- ▶人口: 348,285人(R6.4.1現在)
- ▶平成14年4月1日に全国で29番目の中核市となった。

奈良県の北端に位置。多くの文化遺産に囲まれ、市街地から農山村まで様々な特徴を持つ観光都市。



1. 奈良市について

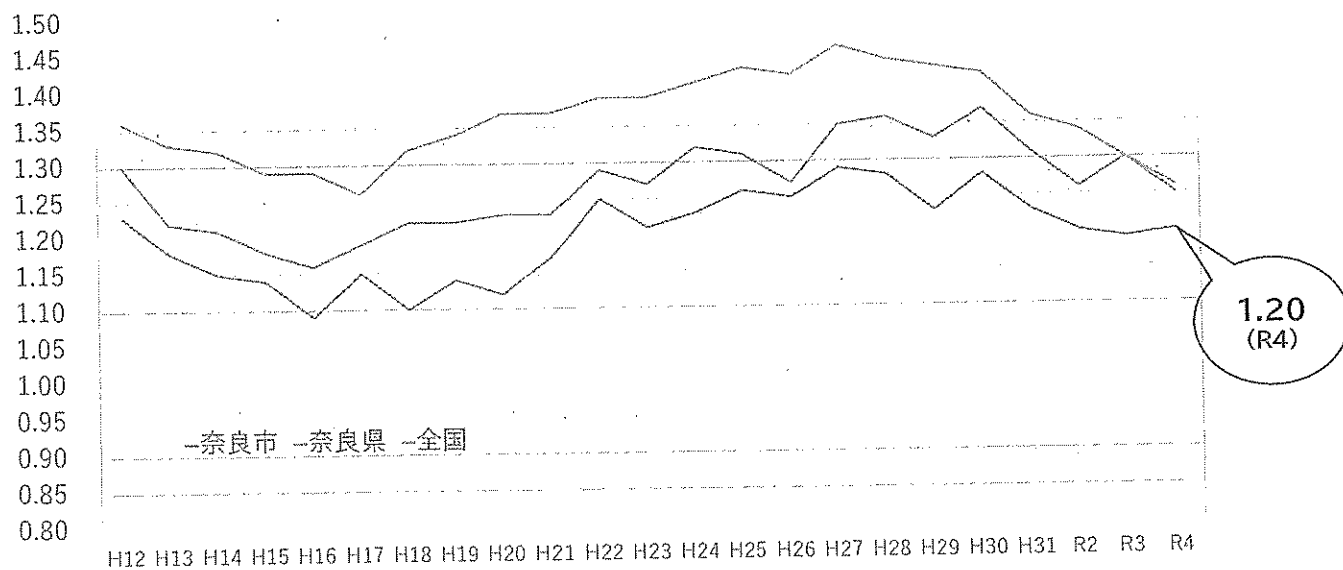
過去10年における就学前児童の推移



4

1. 奈良市について

合計特殊出生率の推移

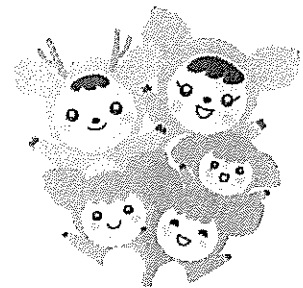


5

1. 奈良市について

【奈良市の子どもにやさしいまちづくり推進に向けた主な取組】

- ▶ 奈良市独自の子ども条例「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を制定（H27～）
- ▶ 子どもが意見表明をする場である「子ども会議」を設置（H27～）
- ▶ 「奈良市子どもセンター」の設置（R4～）
- ▶ 子どもの権利に関するアンケート（R5） 等



6

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

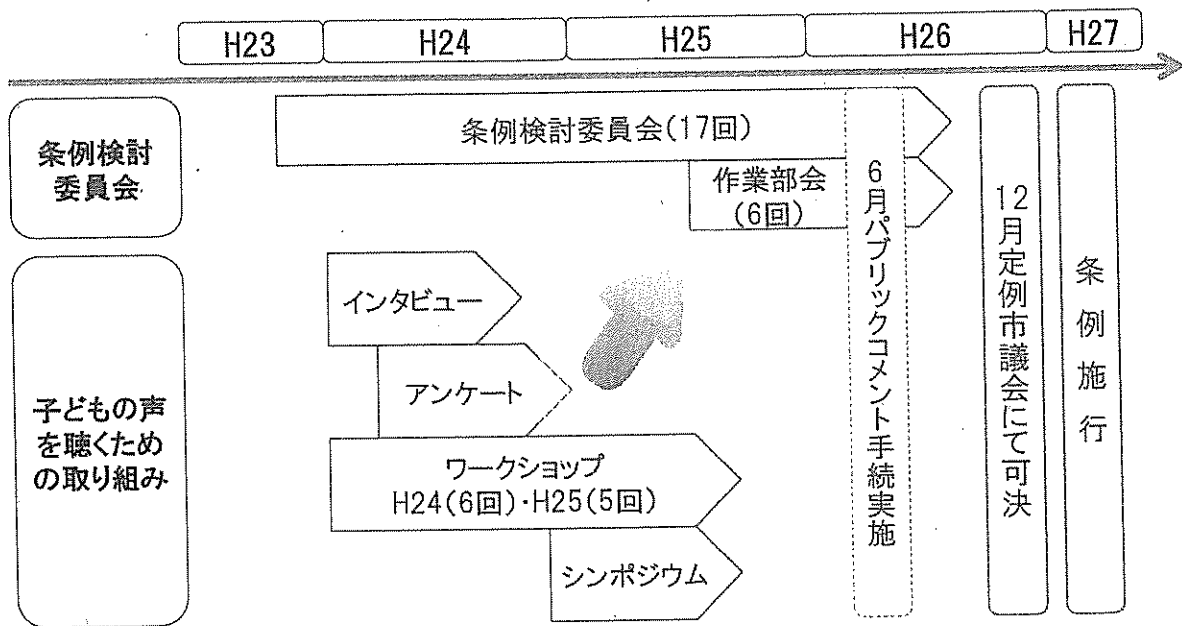
奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的として、平成27年4月に施行。

- 条例の施行までに、子どもの声を聴くための取組を3年間かけて行った。
- 条例の名称に、「子どもにやさしいまち」（ユニセフ提唱）を取り入れている。
- 子どもが意見表明し参加する場として「奈良市子ども会議」の設置を掲げている。

7

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

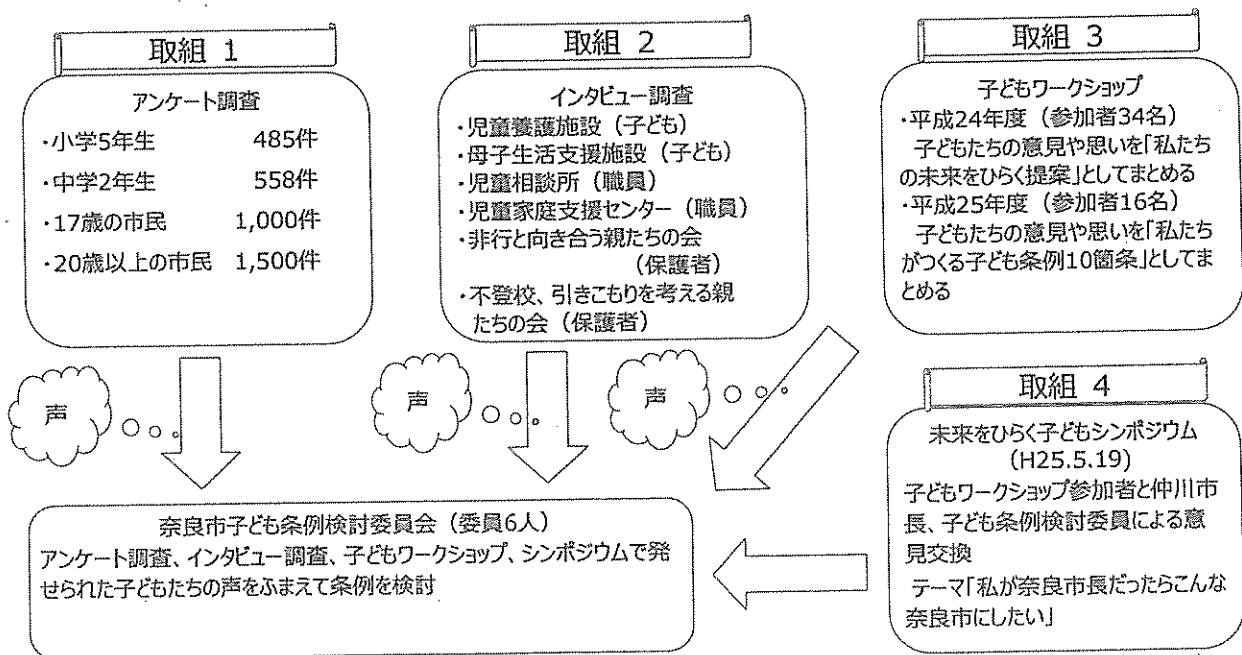
条例制定までのタイムライン



6

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

条例検討の取組



9

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

■ 基本理念

日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることをすべての取組の基礎とする。

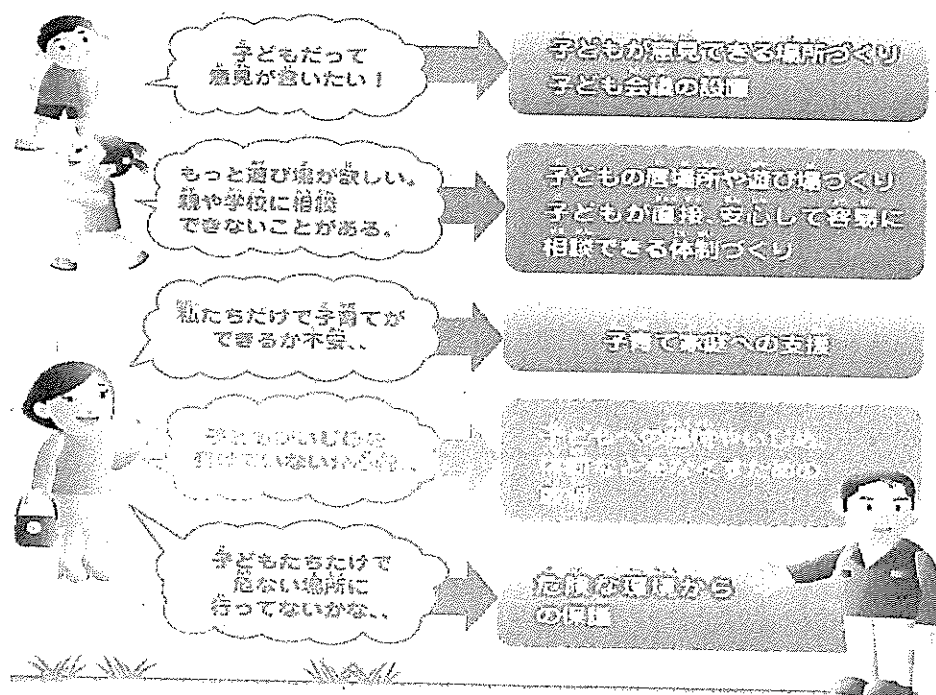
子どもの意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。

子どもにやさしいまちづくりを進めること=奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とする。

10

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

■ 条例の概要 ～第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進～



11

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(事業計画)

■ 奈良市子ども・子育て支援事業計画 (奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン) の策定

- ・ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村及び都道府県が策定する計画。
- ・ 「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえ、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて様々な取り組みを進めていく。
- ・ 全118事業の進捗を管理。

奈良市子ども・子育て支援事業計画
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン



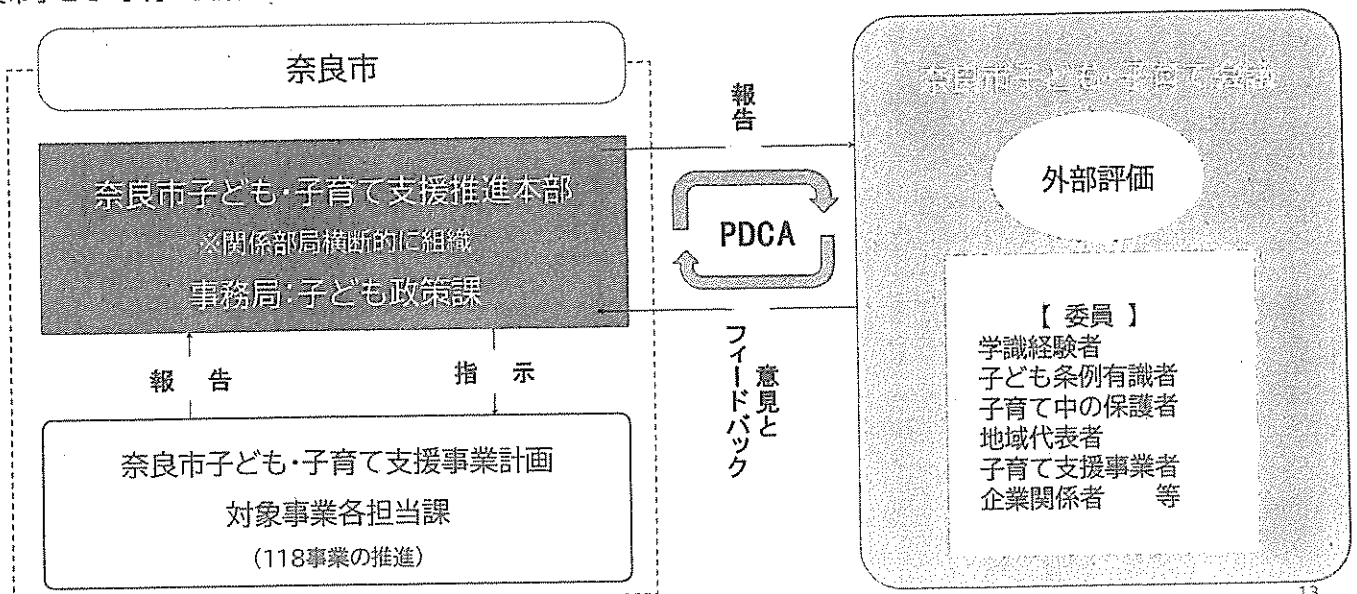
奈良市子ども・子育て支援事業計画
奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

12

2. 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(事業計画)

■ 奈良市子ども・子育て会議で外部有識者からの評価を実施。

計画に基づき取り組む施策の推進に関し、検討が必要な事項の調査審議及び施策の実施状況の評価・検証を行うため、奈良市子ども・子育て会議を開催。



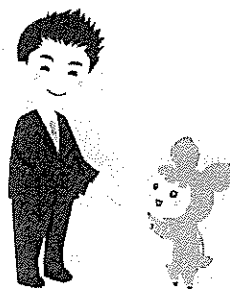
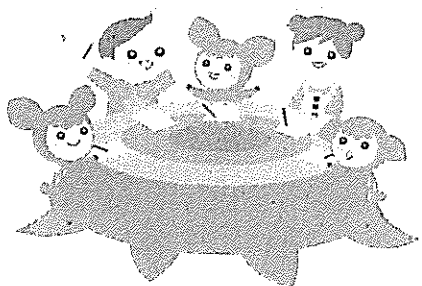
13

3. 奈良市子ども会議

奈良市子ども会議の設置

- 子どもの意見表明や参加を支援するための取組。(条例12条に明記)
- 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として設置。(平成27年度以降毎年開催)
- 会議に参加する子どもたちが話し合い、意見をまとめ、市長・教育長に提出。

いぬ



14

3. 奈良市子ども会議

■ 子ども会議の流れ

子ども会議 (全5回)

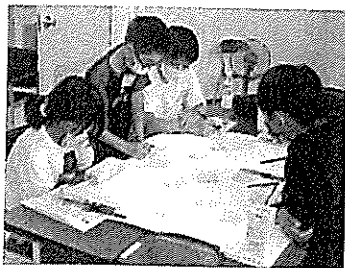
テーマについてグループで話し合い、「意見書」を作成

意見報告会

市長・教育長、関連部署へ子どもたちから直接報告

提案実現

関係部署と子どもたちの意見を共有した上で、提案を実現



15

3. 奈良市子ども会議

■ 令和5年度奈良市子ども会議の様子



【参考】奈良市動画チャンネル(You Tube)

子どもたちの意見を市政に！（令和5年度奈良市子ども会議）

(<https://www.youtube.com/watch?v=4TRqMFG99hU>)

16

3. 奈良市子ども会議

■ コロナ禍でのオンライン開催（令和2～3年度子ども会議）



17

3. 奈良市子ども会議

- ▶ 提案実現のために「自分たちに何ができるのか」についても意見のまとめと同時に子どもたち自身で考えてもらう
 - ➡ 子ども会議が単なる要望の場になることを防ぐ
- ▶ 関係課を巻き込み、市役所全体で子どもの意見に耳を傾ける
 - ➡ 意見書を手渡すだけの単なるセレモニーになることを防ぐ



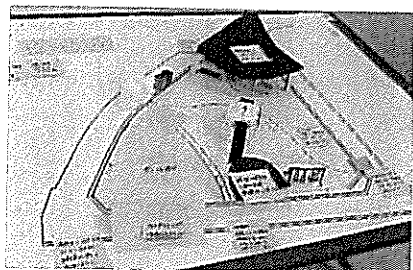
「奈良市子ども会議」について
詳しくはこちら▶



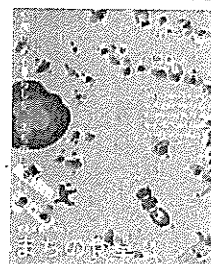
18

3. 奈良市子ども会議

■ 子どもたちの提案の実現（平成30年度子ども会議）



屋台が出るイベントで
にぎわいの創出を！
「まちの食卓」を実施
(H31)



19

3. 奈良市子ども会議

■ 子どもたちの提案の実現（令和4年度子ども会議）



20

その他の取組



21

その他の取組①

■「子どもの権利」に関するアンケート



【調査対象】

市内在住の6～18才の子ども
(※小学生～高校生の年代の人)

【調査内容】

「子どもの権利」・「こども基本法」
「子どもにやさしいまちづくり条例」の認知度

【回答者数】

約9,000人

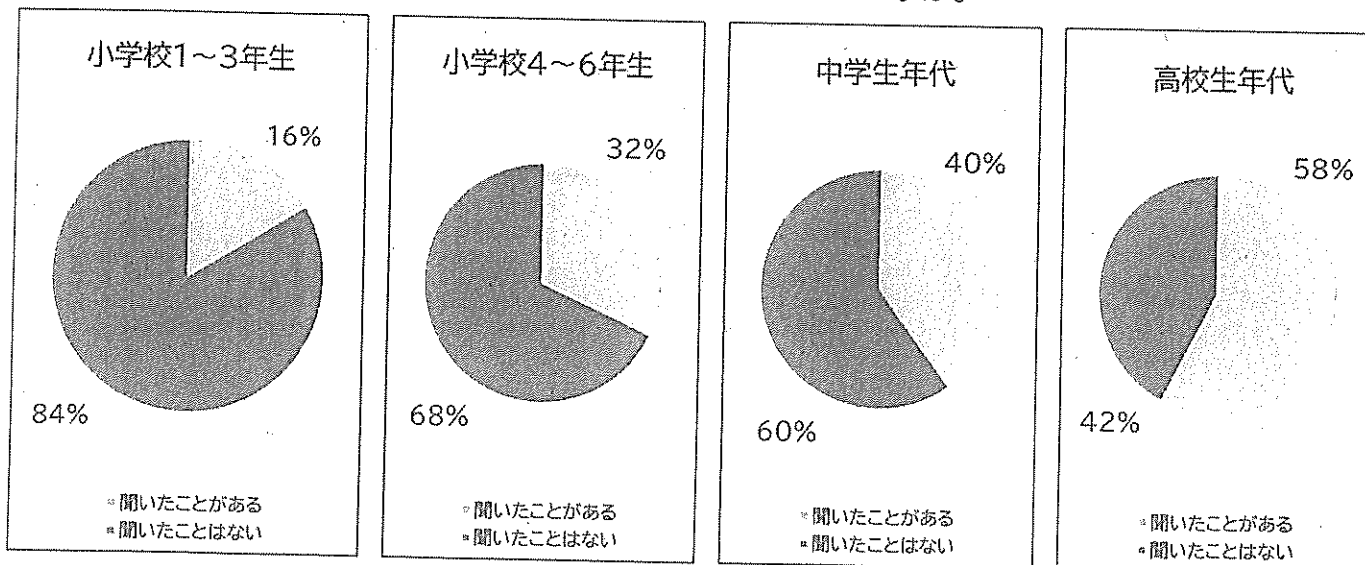
2.5.10/11/14

22

その他の取組①

■アンケート結果（一部抜粋）

Q あなたは「子どものけんり」という言葉を聞いたことがありますか。



23

その他の取組①

■アンケート結果（一部抜粋）

Q 子どもの権利を守るために、どのような仕組みがあればよいと思いますか。（選択式）

〔小学校 1～3 年生〕

- 1位 学校の中に安心できる場所がある
- 2位 学校の中に自由に遊んだり、休んだりできる場所がある
- 3位 学校で困りごとを相談できる

〔小学校 4～6 年生〕

- 1位 学校の中に安心できる場所がある
- 2位 学校の中に自由に遊んだり、休んだりできる場所がある
- 3位 地域に安心できる場所がある

〔中学生年代〕

- 1位 子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える
- 2位 困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できる
- 3位 子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる

〔高校生年代〕

- 1位 子どもたちに子どもの権利について、もっと学校で教える
- 2位
 - ・困ったときに、電話、SNS、メールなどで相談できる
 - ・大人たちに子どもの権利についてもっと伝える
- 3位 子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる

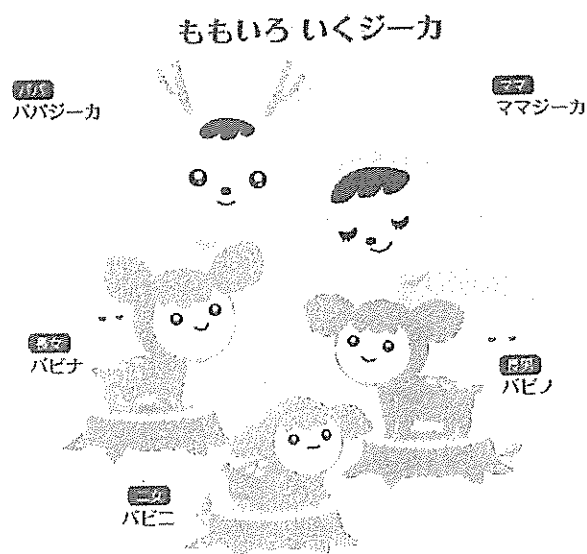
24

その他の取組②

■キャラクターPR活動

奈良市の子育て応援キャラクター
「ももいろいくじーカ」

奈良市で子育てをがんばるパパとママ
を応援するキャラクターです！



25

その他の取組②

■キャラクターPR活動

イベントなどに出演して、
奈良市の子育てをPRします！



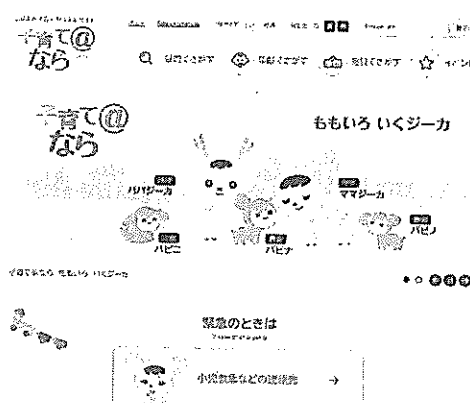
26

その他の取組③

■子育ておうえんサイト「子育て@なら」、 子育て情報のSNS発信

奈良市の子育て情報サイト「子育て@なら」を運営。
子育て情報の発信だけでなく、
子育てイベントの取材記事なども掲載。

そのほか、SNSによる子育て情報の発信も行います。



子育て@ならサイトはこ
ちら

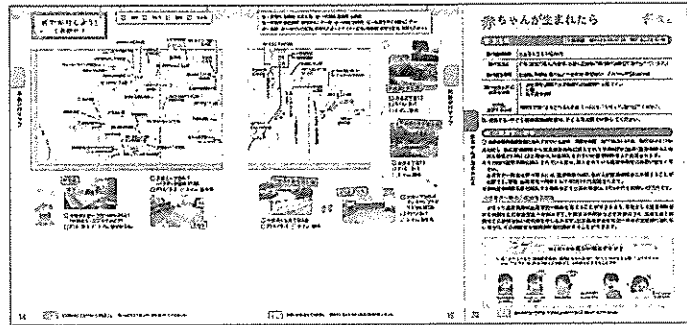
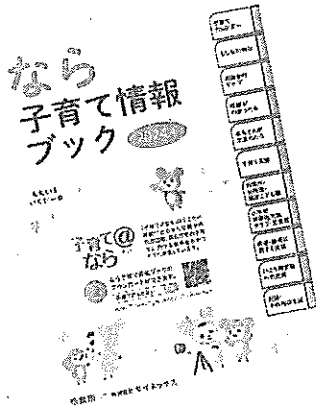


27

その他の取組④

■なら子育て情報ブックの配布

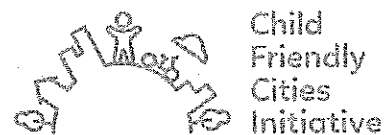
奈良市の子育て支援情報をまとめた「なら子育て情報ブック」。(毎年発行)
母子健康手帳配布時や各窓口で配布をしています！



28

その他の取組⑤

■ ユニセフCFCIについて



CFCI (Child Friendly Cities Initiative)

= 子どもにやさしいまちづくり事業

子どもの権利を実現すること(児童の権利に関する条約に明記)

に市町村が積極的に取り組む、ユニセフが提唱する世界的な活動。

29

その他の取組⑤

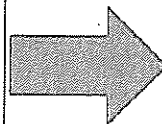
国内初！ユニセフCFCIの取組の推進



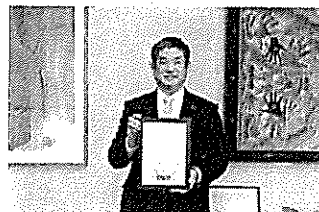
日本型子どもにやさしいまち(CFCI) モデル検証作業(2年間)



「日本型子どもにやさしいまち(CFCI)モデルチェックリスト」を作成し、奈良市を含む5自治体で検証作業を実施。



「ユニセフ日本型CFCI実践自治体」 として承認(令和3年12月)



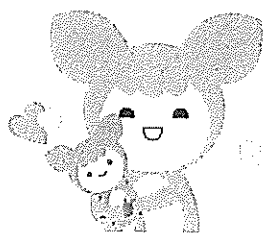
引き続き、チェックリストをもとに市の事業評価を行い、全庁で「子どもにやさしいまちづくり」を推進。

38

奈良市子ども条例に関する取組



奈良市子ども会議に関する取組



奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
0742-34-4792
kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



奈良市

子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

概要版

～前文～

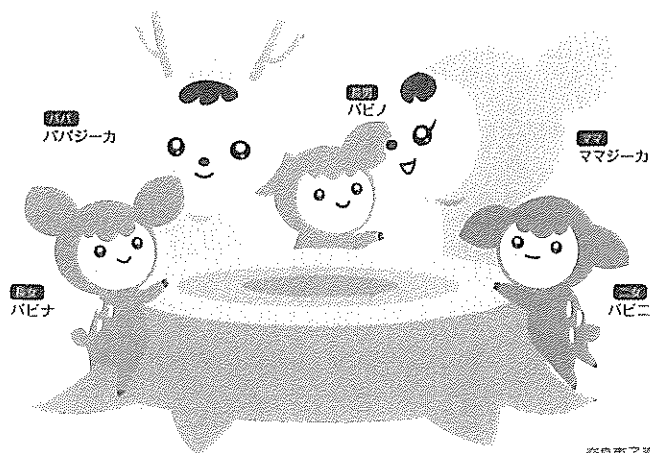
奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。



奈良市子育て応援キャラクター
ももいろいくじーカ

奈良市



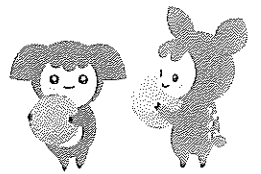
奈良市子どもにやさしい

奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

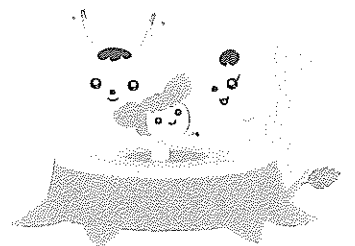
この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念のっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけではなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

まちづくり条例の概要



大人たちの役割

ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。

市の役割

- ★子どもに関する施策の実施及び財政上の措置
- ★保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるための必要な支援

地域住民の役割

- ★子どもの健やかな育ちを支援
- ★安全で安心な地域づくり
- ★多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供

事業者の役割

- ★雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境を整備
- ★地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力

保護者の役割

- ★子どもの育成に対し第一義的な責任を有する
- ★子どもが健やかに育つよう努める

子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割

- ★子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるための支援
- ★子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるための環境づくり
- ★虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と協力し、その予防と早期発見に向けた取組を行う。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。

子どもによる意見表明と参加の促進
子ども会議の設置について

子育て家庭への支援、
困難を有する子どもと
その家庭に対する支援について

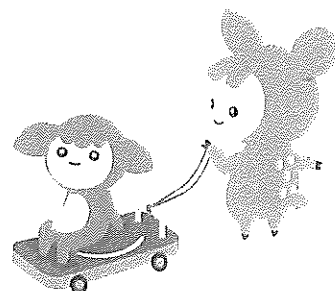
有害な環境や危険な環境から
子どもたちを守ることに

子どもへの虐待やいじめ、
体罰などに対する
取組について

子どもの居場所や
遊び場づくり
子どもが直接、安心して容易に
相談できる体制の充実に
ついて

施策の推進

ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。



奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の構成



第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

第3章 大人等の役割

- 第5条 保護者の役割
- 第6条 関係者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

子どもにやさしい
まちづくりの実現

役割の遂行

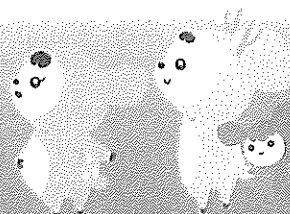
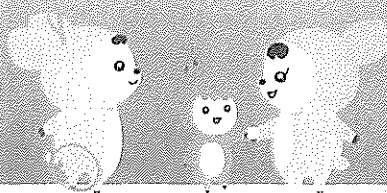
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明及び参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

第5章 施策の推進

- 第19条 計画及び検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報及び啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

質問事項

◎子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について

・①本事業に取り組むきっかけ

→いじめ、児童虐待や貧困、不登校など子どもを取り巻く社会的環境の悪化をふまえ、市長の意向もあり、子どもにやさしいまちづくり条例策定の検討を進めるとともに、日本ユニセフ協会との関わりの中で、注力するようになりました。

・②事業の目的

→当該条例に記載のあるように、子どもの声を聴き、子どもに関係のあることを行うときは、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければならないという考え方を持ち、また、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を基礎とするためです。

・③工夫した点、苦労した点

→条例策定のプロセスとして、多様な子ども・子育て当事者からの意見を聴取するとともに、その後の関連事業の進捗管理についても、子育て当事者を含めた外部委員からの評価をいただきながら行っています。また、ユニセフ CFCI の実践自治体として承認いただくために、CFCI のチェックリストについて本市の各種事業との突合を図る必要がありました。

・④・⑤・⑥市民、教育現場、子育て支援現場、職員の声。

→庁内横断的な会議体において、適時情報共有等を行うとともに、教育委員会とはアンケート調査等の協力関係を築いているものの、教職員の働き方改革等もあり、現場の先生方の負担感のない範囲での連携や情報共有に留まっています

・⑦予算項目、財源構成。

→ユニセフ CFCI の手続きに係る費用等については特にありませんので、会議や関連シンポジウム等への参加旅費を市単費（数万円を）確保している程度です。関連事業については、他自治体と同様に、それぞれの事業ごとに交付金等を取得して実施しています。

・⑧効果、検証、課題

→ユニセフによる承認を得ているということで、市内外を問わず PR としては非常に有用であると思います。また、奈良市子ども会議において意見提案等されたことに対する各種施策も成果であると考えます（本市 HP 参照：図書館等での自習室の設置、学校環境の改善、公園活用の見直しなど）。その結果として、子育て世帯へのアンケート調査において、「子どもにやさしいまち」と感じる割合が増加傾向にあります。

一方で、高校生年代までの市民向けに実施した子どもの権利に関するアンケートにおいて、本条例の認知度が 30%程度であり、職員も含めた認知度及び理解度を向上させることが課題と考えます。

また、市役所内部については、他部門においても、子どもの声を聴くことの重要性を浸透させていくことが課題であると考えています。

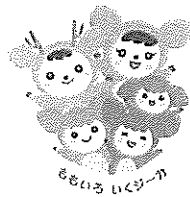
・⑨今後の展望

→市役所内部のみならず、広く一般にも子どもの権利に対する周知・啓発を図り、子どもも大人も「子どもの権利」について、また子どもと一緒に考えることの大切さを認知する機会を作っていきたいと考えています。

・⑩今後、取り組みを検討している自治体へのアドバイス

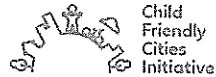
→当該事業に関わって、新たに取り組んだ内容は、条例策定とそれに基づく子ども会議になりますが、その他の関連事業については、既存事業の延長線上として位置付けている状況です。全てを新しく作るのではなく、子どもにやさしいまちづくりを基本理念として各事業の進捗を図るものとしています。

そのため、CFCIの承認については、一定のイニシャルコストは要するものの、その後のランニングコストについては、予算的にはほぼ不要です。その後の事業内容の拡充等にもよりますが、事業の進捗管理や周知啓発の人的コストに対して、市としての理念設定や促進といった成果について、費用対効果をどのように判断されるかになるかと思います。



奈良市 子ども未来部 子ども政策課

おかだ きよのり
課長補佐 岡田 清宣

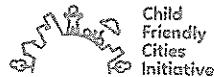


〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL : 0742-34-4792 FAX : 0742-34-4798
E-mail: kodomosaisaku@city.nara.lg.jp



奈良市 子ども未来部
子ども政策課 企画政策係

なかにし ひでゆき
係長 中西 秀公



〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL : 0742-34-4792 FAX : 0742-34-4798
E-mail: nakanishi-hideyuki@city.nara.lg.jp

奈良市議会事務局
議会総務課

書記 小川 祐弘

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL (0742) 34-4790
FAX (0742) 35-3022
E-mail: gikaisoumu@city.nara.lg.jp

政務活動費支出書

支出科目	要請・陳情活動費	内 訳	旅費	支出番号	5
支 出 日	2024年9月18日		支出金額	30,606 円	
支 出 先	阪急/飛行機 他				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
別紙様式 7-2	議員用								議
要請・陳情活動報告書									

宝塚市議会議長 様

議員名 (※) 藤岡 和枝
(※) 自署しない場合は記名押印してください。

要請・陳情活動の結果について、次のとおり報告します。

- 要請・陳情先 (名称・相手方氏名等) 文部科学省 盛山正仁文部科学大臣
(安江伸夫文部科学大臣政務官 対応)
- 要請・陳情活動の実施場所 (名称・所在地) 東京都千代田区霞が関 3-2-2
文部科学大臣政務官室
- 期 間 令和 6 年 9 月 1 8 日～令和 6 年 9 月 1 8 日
- 出張者氏名 (議員名) 三宅浩二、藤岡和枝
- 要請・陳情活動の内容 (概要) ※成果、所見等については別紙を添付

6 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
9/18	阪急	逆瀬川～蛍池	560円	✓ 無 ✓	@280 ✓
	モノレール	蛍池～大阪国際空港	400円	✓ 無 ✓	@200 ✓
	飛行機	大阪空港～羽田空港	27,960円	✓ 有 ✓	@13980 ✓
	JR&メトロ	羽田空港～虎ノ門	1,686円	✓ 無 ✓	@843 ✓
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
合 計			30,606円	✓	

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

1 人	金額 計	円
7 交通費	ガソリン代	円
	高速代	円
	駐車場代	円
	自動車借上料	円
	計	円

【記入要領】

- ア 要請・陳情活動を実施した場合、この報告書を作成すること。
 イ 要請・陳情活動の成果、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
 ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
 ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
 エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
 オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
 カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
 キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



領収書

WEB 933f25246f-SF2EH-144456-1-1100

表示日 2024年09月19日(木)

フジオカ カズエ

様

金額 ¥27,960- (税込)
コンビニ支払い
(消費税10%対象 ¥27,960- (税込))

航空券番号 1010410731762014 1010410731762025
照会番号 WHNWDY

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2024年09月04日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 933f25246f-SF2EH-144456-1-1100

表示日 2024年09月19日(木)

ご搭乗者名/照会番号

フジオカ カズエ様 (WHNWDY)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2024年09月18日(水)	ANA018	大阪(伊丹) - 東京(羽田)	普通席	(往復)バリュー7	¥13,980-	2024年09月04日(水)
2024年09月18日(水)	ANA039	東京(羽田) - 大阪(伊丹)	普通席	(往復)バリュー7	¥13,980-	2024年09月04日(水)

合計金額

¥27,960-

出張調査（要請・陳情活動）報告書（別紙）

日 時	令和6年 9月18日（水） 14時30分～14時50分
調査先（研修・研究会会場） ・文部科学省 盛山正仁文部科学大臣（安江伸夫文部科学大臣政務官対応） 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学大臣政務官室にて	
＜要請・陳情活動の報告＞ 文部科学大臣 要望 令和6年 9月18日（水） 14時30分～ 14時50分（20分間） [安江伸夫文部科学大臣政務官要望面談] 政務官室にて	
＜要請・陳情活動の概要＞ 令和7年度予算編成に対する要望 1 文部科学省所管の個別施設計画に計上した事業への着実な財政支援について 2 統廃合に伴って閉鎖した施設の解体撤去と学校統合や小中一貫校の整備に係る財政支援の拡充について 3 中学校の部活動の地域移行に係る財政支援制度の拡充について 4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる教育相談に係る財政支援制度の拡充について 5 医療的ケア児の受け入れに関する看護師配置に係る財政支援制度の拡充について 6 GIGAスクール構想により整備したICT機器の維持管理と更新に要する経費と教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステム導入及び維持管理に係る経費など、ICT環境の維持管理と更新等に関する事業に係る財政支援について	
＜所感＞ 昨年に引き続き、文部科学大臣宛宝塚市の令和7年度予算要望に公明党議員団として同行することとなった。長寿命化改修工事、トイレ改修工事、グラウンド改修工事などの教育環境の質的向上並びに子どもたちが抱える様々な課題に対する組織的な支援等様々な教育活動の充実を図るためには、当然国からの財政支援は必要不可欠であり、本市の教育行政の推進に係る予算の確保に繋がるよう大いに期待するものである。	



文部科学大臣政務官

参議院議員

安江 伸夫





文部科学大臣
盛山 正仁 様

令和7年度予算編成に対する要望

令和6年9月18日

兵庫県宝塚市

令和7年度予算編成に対する要望

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、子どもたちの健やかな育成のためご活躍されていることに心より敬意を表します。

さて、毎年のように記録を更新する最高気温や線状降水帯の発生に伴う大雨などへ対応するためには、空調設備の計画的な更新や屋上防水等の改修工事が必要となります。

本市では令和3年3月に策定いたしました「宝塚市学校施設長寿命化計画」により、教育環境の質的向上と効果的な長寿命化対策の実施により、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減及び財政負担の平準化に取り組んでいます。

また、子どもが抱える様々な課題に対する組織的な支援、医療的ケア児の受入れ、GIGAスクール構想の推進など、様々な教育活動に取り組んでいます。

こうした取組について、更に発展的かつ計画的に推し進めていくためには、文部科学省の深いご理解とご指導が必要であり、以下に掲げる事業は、いずれも本市の教育行政の維持・向上には必要不可欠な事業でありますので、令和7年度の予算編成に際し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

一 文部科学省所管の個別施設計画に計上した事業への着実な財政支援について

- ① 本市では、昭和40～50年代の人口急増期に建設された学校が数多く、既に築30年以上の建物が保有面積の9割以上を占めています。
- ② 学校のトイレは古く、悪臭等から使用を控えるなど、児童生徒の健康面にも影響を及ぼすことから、学校トイレの洋式化に併せて乾式化についても取り組んでいます。
- ③ 学校施設の改修工事等には多大な費用負担を要するため、国庫支出金が重要な財源となっています。
- ④ そのため、令和7年度に計画している個別施設計画に計上した別紙「令和7年度 学校施設環境改善交付金の採択を希望している事業一覧」について、着実な財政支援をお願いします。
- ⑤ 今後、国において令和6年度の補正予算が講じられた場合、本市では、令和7年度の個別施設計画に計上した別紙の事業を令和6年度に前倒しして交付申請することとしていますので、採択いただきますようお願いいたします。

(工事種別)	(概算工事費)	(交付金額)
長寿命化改修工事 (6校)	908,199,000円	130,226,000円
予防改修工事 (4校)	322,593,000円	107,530,000円
トイレ改修工事 (8校)	345,800,000円	88,139,000円
空調更新工事 (3校)	196,000,000円	60,878,000円
LED更新工事 (4校)	135,300,000円	45,097,000円
エレベーター更新工事 (3校)	98,000,000円	16,840,000円
グラウンド改修工事 (3校)	137,320,000円	45,772,000円
合 計	2,143,212,000円	494,482,000円

二 統廃合に伴って閉鎖した施設の解体撤去と学校統合や小中一貫校の整備に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、少子化の影響によって児童生徒数の減少が顕著な地域があり、令和3年4月に2つの小学校を1つに統合し、閉鎖した1つの学校の解体撤去の財源確保に苦慮しています。
- ② まずは、閉鎖施設の有効活用を検討していますが、当該施設の用途地域や立地の関係から、結局、解体撤去以外の選択肢がなく、閉鎖の数年後に解体撤去しなければならないことになります。
- ③ 現在の交付金制度では、統合に伴って解体する学校にのみ適用され、有効活用を検討するために数年間留保した場合には適用されません。
- ④ また、統合後、速やかに解体撤去を行った場合でも、解体工事の補助対象面積は、統合後に使用する学校の施設内部の改修工事の面積が限度とされています。
- ⑤ 閉鎖後の学校施設の解体撤去についての財政支援制度の拡充に併せて、学校施設の統廃合や小中一貫校の整備に係る公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。
- ⑥ この他、文部科学省におかれては「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」において、学校施設の長寿命化とあわせて、学校規模の適正化や他の公共施設との複合化、さらに管理運営面の改善など、部局を横断したコストの最適化を図ることで、限られた予算を有効活用することが示されています。

また、令和3年1月26日の中央教育審議会答申においても、「地

域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進」が求められている中、「地域コミュニティ拠点形成等の観点から他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要がある」と示されています。

- ⑦ 本市では、小規模化した学校から、順次、小中一貫教育（義務教育学校の創設）に取り組んでいく予定としています。そのため、小学校区と中学校区の整合を図り、併せて学校を核としたまちづくりに視点を置いた通学区域の再編に取り組めます。この取組に併せて上記⑥に示した解説書や中央教育審議会答申にもあるように、学校施設と公共施設の複合化についても検討しています。この学校施設と公共施設の複合化についての財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

三 中学校の部活動の地域移行に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、令和4年12月のスポーツ庁、文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等に基づき、中学校部活動の地域移行に取り組んでいます。
- ② 現在、部活動では生徒会、PTA、市からの助成金を運営費とし、不足する場合は、部員の保護者から部費を徴収して運営に当たっています。
- ③ 学校部活動を地域に移行する地域部活動とした場合、それまで生徒会、PTAから受けていた助成が打ち切れ、市からの助成金だけの運営となるほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となることから、別途スポーツ保険等に

加入しなければなりません。

そのため、学校部活動では不要であった経費が、地域移行後には保護者へ負担を求めなければなりません。

- ④ こうした保護者負担を軽減するためにも、地域移行後の部活動に対する助成制度等の財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

四 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる教育相談体制に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、学校だけでは対応が困難な問題や大きな問題に至らないものの、紛争予防の観点から、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点のみならず、教育や福祉等の視点を総合的に取り入れながら対応することとしています。
- ② そのため、教育委員会や学校が継続的に専門職（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）から助言を得ることで、適切かつ迅速に問題解決を図ろうとしています。特にスクールロイヤーについては、令和4年度から3人の弁護士を配置しており、数多くの問題解決に結びついています。
- ③ この専門職のうち、スクールカウンセラーは、県教育委員会から拠点校に年間210時間（年間35回、原則週1回）の配置となっています。しかし、この配置時間では多様化・複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや教職員との連携には限界があります。
- ④ スクールソーシャルワーカーは、現在、国のスクールソーシャルワーカー活用事業により県内各教育事務所に配置されているほか、

県の「市町スクールソーシャルワーカー配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただけることになりました。

しかし、学校や家庭からのスクールソーシャルワーカーへの相談要望は年々増加しているほか、学校だけでは対応が困難な課題に対応するため、教育委員会への配置の必要性も増しています。

- ⑤ スクールロイヤーでは、子どもの最善の利益を守ることを目的とし、法的視点のみならず、福祉的視点、学校臨床等を総合的に考慮し、問題解決に向けて学校が助言を得て、対応が困難な問題に対して、適切かつ迅速に取り組んでいます。
- ⑥ 今後も増加傾向にある対応が困難な課題に対応するためには、専門職の更なる配置が必要となります。
- ⑦ 現在の国の補助制度では、スクールカウンセラーについては、都道府県と政令指定都市を対象とし、スクールソーシャルワーカーは都道府県、政令指定都市、中核市を対象としています。これらを全ての市区町村までを対象とすることと併せて、現在、全額を市費で負担しているスクールロイヤーの配置に係る財政支援制度の拡充及び創設について、ご検討をお願いします。

五 医療的ケア児の受け入れに関する看護師配置に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、特別支援学校での医療的ケア児の受け入れのほか、通常の市立小学校、中学校及び幼稚園においても受け入れを行っており、医療的ケア看護師として正規職員2人、会計年度任用職員（日額）5人を雇用して対応しています。

- ② この看護師のうち、会計年度任用職員（日額）5 人の人件費については、「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、教育支援体制整備事業補助金（実支出額の 1/3）として財政支援を受けていますが、正規職員 2 人の人件費については、全額が市費負担として雇用しています。
- ③ 看護師を安定的に配置しようとした場合、会計年度任用職員（日額）では、継続的で安定的な雇用が困難な場合があります。
- ④ そのため、会計年度任用職員であっても月額雇用の雇用が出来るよう財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

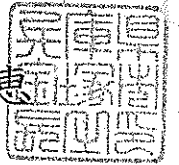
六 GIGA スクール構想により整備した ICT 機器の維持管理と更新に要する経費と教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステム導入及び維持管理に係る経費など、ICT 環境の維持管理と更新等に関する事業に係る財政支援について

- ① 国においては、令和元年度及び令和 2 年度の補正予算をはじめ、「GIGA スクール構想」の実現に向けた予算措置がなされたことから、一定の整備が完了しましたが、端末の保守管理、学習支援等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費などの経常的経費、端末更新時の費用など、将来的な経費負担が課題となっています。
- ② 特に端末更新では、国が検討している BYOD 方式では、児童生徒が使用する端末が家庭の経済状況に左右され、様々な機種が混在することで、学校現場に混乱を招く恐れがあります。

- ③ また、教育情報セキュリティポリシーガイドラインに示されているクラウドサービスや認証によるアクセス制御を前提とした教育情報ネットワーク構成についても、構築費及び維持管理経費が大きな負担となっています。
- ④ さらに、物価高騰に伴う ICT 機器等の値上げへの対応も必要となることから、GIGA スクール構想の端末更新及び維持管理経費等についての財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

令和6年9月18日

宝塚市長 山崎晴恵



(別紙)

【令和7年度 学校施設環境改善交付金の採択を希望している事業一覧】

1 長寿寿命化改修工事

(1) 長寿寿命化改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立宝塚第一小学校	110,000,000円	16,119,000円	5②と併行実施
② 宝塚市立宝塚小学校	150,000,000円	18,010,000円	
③ 宝塚市立安倉小学校	150,950,000円	30,059,000円	
④ 宝塚市立長尾台小学校	91,344,000円	27,954,000円	
⑤ 宝塚市立南ひばりガ丘中学校	242,410,000円	22,033,000円	3③と併行実施
⑥ 宝塚市立養護学校	163,495,000円	16,051,000円	
合 計	908,199,000円	130,226,000円	

(2) 予防改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立小浜小学校	73,596,000円	24,532,000円	4①、6①と併行実施
② 宝塚市立すみれガ丘小学校	75,297,000円	25,099,000円	2④と併行実施
③ 宝塚市立山手台小学校	92,225,000円	30,741,000円	2⑤と併行実施
④ 宝塚市立長尾中学校	81,475,000円	27,158,000円	
合 計	322,593,000円	107,530,000円	

2 トイレ改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立良元小学校	66,600,000円	14,685,000円	1(2)②と併行実施
② 宝塚市立売布小学校	12,600,000円	2,778,000円	
③ 宝塚市立長尾南小学校	12,600,000円	2,778,000円	
④ 宝塚市立すみれガ丘小学校	70,000,000円	20,241,000円	
⑤ 宝塚市立山手台小学校	49,500,000円	15,876,000円	1(2)③と併行実施
⑥ 宝塚市立御殿山中学校	15,600,000円	3,439,000円	4③と併行実施
⑦ 宝塚市立光ガ丘中学校	48,900,000円	12,202,000円	
⑧ 宝塚市立山手台中学校	70,000,000円	16,140,000円	4④と併行実施
合 計	345,800,000円	88,139,000円	

3 空調更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立仁川小学校	102,000,000円	29,744,000円	1(1)⑥と併行実施
② 宝塚市立西山小学校	70,000,000円	23,333,000円	
③ 宝塚市立養護学校	24,000,000円	7,801,000円	
合 計	196,000,000円	60,878,000円	

4 LED更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市小浜小学校	15,400,000円	5,133,000円	1(2)①、6①と併行実施
② 宝塚市立高司小学校	32,450,000円	10,816,000円	
③ 宝塚市立光ガ丘中学校	46,200,000円	15,399,000円	2⑦と併行実施
④ 宝塚市立山手台中学校	41,250,000円	13,749,000円	2⑧と併行実施
合 計	135,300,000円	45,097,000円	

5 エレベーター更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立末成小学校	45,000,000円	7,087,000円	1(1)③と併行実施
② 宝塚市立安倉小学校	45,000,000円	7,087,000円	
③ 宝塚市立高司中学校	8,000,000円	2,666,000円	
合 計	98,000,000円	16,840,000円	

6 グラウンド改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立小浜小学校	33,673,000円	11,224,000円	1(2)①、4①と併行実施
② 宝塚市立中山台小学校	52,180,000円	17,393,000円	
③ 宝塚市立丸橋小学校	51,467,000円	17,155,000円	
合 計	137,320,000円	45,772,000円	

合 計	概算工事費	交付金額	備考
	2,143,212,000円	494,482,000円	

公立学校施設の整備

令和7年度要求・要望額

2,048億円

+ 事項要求

(前年度予算額

683億円)

文部科学省

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

②防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ (1/3→1/2) の時限延長 (令和11年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長 (令和11年度まで)

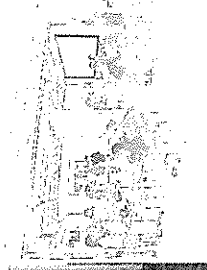
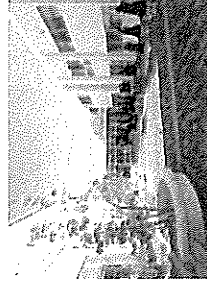
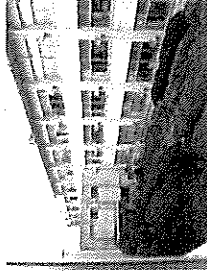
単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +19.6%
小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造の場合)
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:354,100円/㎡

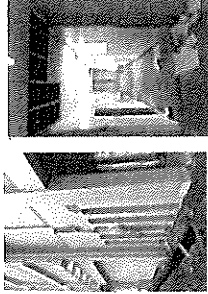
(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

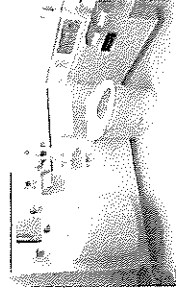
老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激震化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下
避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1
新しい時代の
学校施設

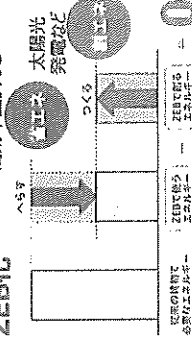
公立学校施設
の整備

2
国土強靱化

3
脱炭素化

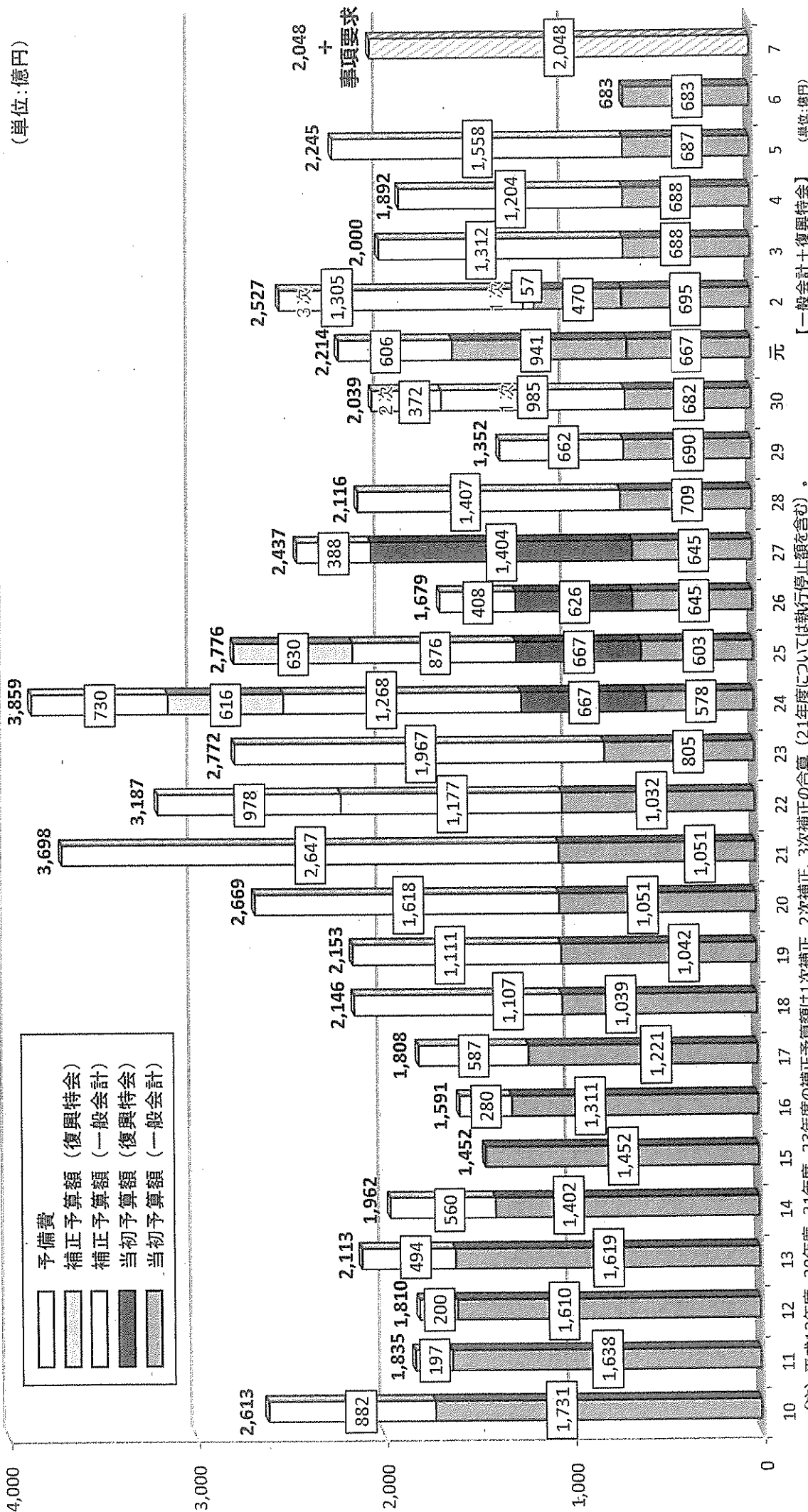
学校施設の
ZEB化

高断熱化、LED照明、
高効率空調など



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～令和7年度概算要求）



(注) 平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算(21年度については執行停止額を含む)。
 平成24年度予算は経済危機対応・地域活性化予算(149億円)と東日本大震災復興特別会計予算(581億円)の合算。
 令和3年度～令和5年度予算額は防災・減災、国土強靱化関係予算を含む。
 令和4年度予算額までは認定ごとも国分の予算を含む。
 端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 沖縄分については内閣府において計上。

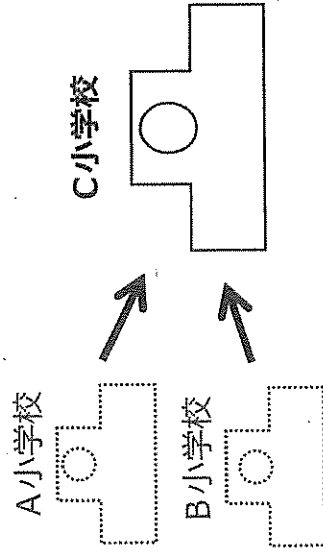
【一般会計+復興特会】 (単位: 億円)

	24	25	26	27
予備費	730			
補正予算	1,884	1,506	408	388
当初予算	1,246	1,271	1,271	2,049

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

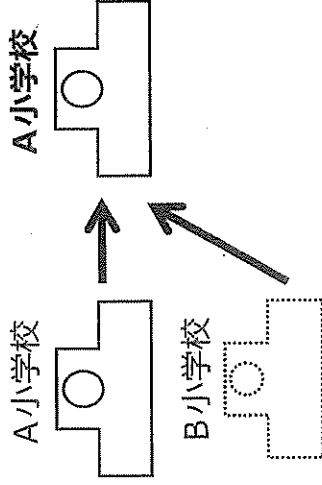
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する既存建物の改修についても、国庫補助を行っている（原則 1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



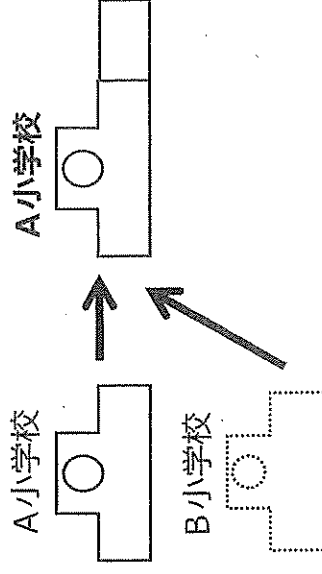
公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新増築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集集中支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP】：https://www.mlit.go.jp/toshij/crd_machi_tk_000012.html】 3

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

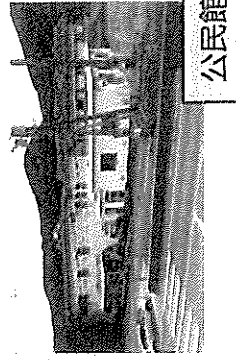
留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

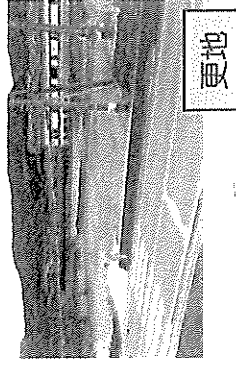
- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1

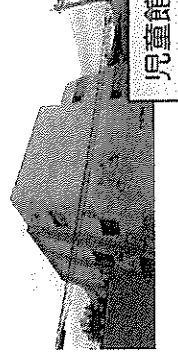


除却

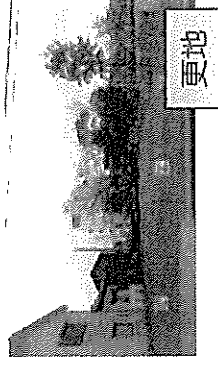


更地

○ 除却例2



除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置

除却事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

一般財源

※交付税措置なし

＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充て、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

公立学校施設の整備（令和4年度制度改正）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引き上げを行う。

制度改正の概要

＜対象事業＞

- ・改築事業（危険、不適格）：現行 1 / 3 ⇒ 引き上げ後 1 / 2
- ・長寿命化改良事業（長寿命化）：現行 1 / 3 ⇒ 引き上げ後 1 / 2

＜対象施設＞

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

＜補助要件＞

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の延床面積が 10%以上削減されること。

※ 複数の公共施設が対象になる場合、総面積で 10%以上削減されること。

- ・複合化等の相手方は、学校以外の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

＜留意事項＞

毎年度の予算状況等を踏まえ、補助要件を満たす事業についても事業採択の調整を行う場合がある。
その際、採択基準は、以下の2つの観点から総合的に判断する。

① 削減する平米数の大きい事業を優先する。

② 学校施設環境改善交付金の対象外の公共施設を優先する。

※ 調整の実施は、申請の前年度に行うこととし、具体的な内容・日程等の詳細については、別途、連絡する。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動の移行に向けた環境の一体的な整備

令和7年度要求・要望額 69億円
 (前年度予算額 32億円) スポーツ庁 スポーツ

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたって我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができ、自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

事業内容

I 地域クラブ活動への移行に向けた実証 46億円 (12億円)

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校連携
 - 活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マチンク
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり、地域公共交通
- 参加費用負担の支援等**
 - 困難世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
 - レジャー・ジャンプ活動
- 内容の充実**
 - 複数種目・シーズン制
 - 体験型キャンプ

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を推進。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

- ＜主な政策課題＞
 - 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会提供(マルチスポーツ環境等の整備)
 - 高校生の連携やユニアからシニアまでの多世代での取組
 - スノーバスの活用や地域公共交通との連携
 - 不登校や離職のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
 - 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
 - 持続的、安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
- ・体育、スポーツ、文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アティスリート人材等の活用
- ・学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
- ・動画コンテンツ等の活用
- ・多様なニーズに対応した大会の開催
- ・運営の効率化のためのシステム整備等

(2) 課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- ・事業成果の普及と方策、地域クラブ活動の発展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- ・地域クラブ活動のモデル構築・プロセスの明確化、持続的、安定的な運営に向けた仕組みづくり
- ・複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 コーディネーター(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

II 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円 (18億円)

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

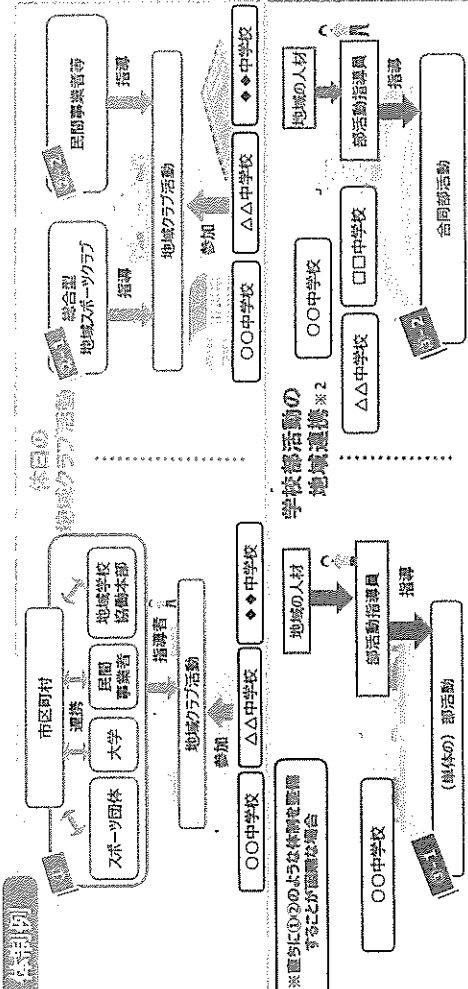
部活動指導員の配置を充実 [17,500人(運動部：14,000人、文化部：3,500人)]

III 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円 (3億円)

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
 - ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロッケ設置に伴う扉の改修等)
 - ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
 - ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
 - ・子供たちの多様なスポーツ機会創出(マルチスポーツ)、デジタル動画によるサポート体制整備。

方向性

- ・本県創出・課題の洗い出し、課題解決策の検討・移行、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析
- ・成果の普及、進捗状況の検証、地域クラブ活動の整備促進、全国的な取組の検討



* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学校部を含む。体例例は、あくまでも一例である。
 (担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

別紙様式 1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	交通費	支出番号	6
支 出 日	2024年4月25日		支出金額	1,760 円	
支 出 先	本田タクシー株式会社 他				
支出内容	タクシー代 「出張調査（研究・研修会参加）報告書」及び領収書は支出書No. 1 に添付				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額